

イスラムのスカーフ事件

——フランスにおける移民問題

丸 岡 高 弘

【事件の発端】

1989年10月、フランス北部オワーズ県にある人口3万人あまりの小さな町クレイユが突如、全国のメディアの注目を集める。この町の中学で14才から15才の三人の少女が学校側から教室への入室を禁止され、図書館で学習するよう指導されたのである。三人の少女は少し前からイスラムのスカーフを着用して登校していたのだが、数日にわたる校長による保護者説得の努力も効を奏さず、スカーフ着用を続けたためにこのような措置がとられた。フランスでは政教分離の原則から、公立学校では宗教的な象徴を「顕示的な形で」身につけることが禁止されている。学校側の処置はこの原則にのっとったものだった。この一見些細な事件がメディアの注目を浴び、フランスの国論を文字どおり二分し、——それも旧来のように左右という単純な形ではなく、後にみるように左右を横断した複雑な形で二分し、——多くの知識人を動員する大論争の契機となったのは、これが単に人種差別主義的外国人排斥対人権擁護思想という、もちろん重大ではあるがしかし単純な構図に還元できない複雑な問題をはらんでいたからである¹⁾。

イスラムのスカーフが当時のフランスでもっていた象徴的な意味合いは複合的である。もちろんそれは第一に宗教的な記号・信仰の証であり、政教分離の原則が問題にしたのは当然、スカーフのそうした側面であった。しかしスカーフはそれだけではなく政治的な記号としても機能していた。イラン革命があり、アルジェリアでイスラム原理主義者が跳梁し、フランス国内でも原理主義者によるとみられるテロが頻発していた時代に、それを着用した当の女生徒たちの意図とは無関係に、ひとびとがそうした政治的イスラム主義とつながる挑発的な態度をスカーフの着用に感じたであろうことは想像にかたくない。しかし、女生徒たち本人にとってスカーフはなによりも文化的帰属の表明であったと考えるべきであろう。極右政党はフランス人の失業は移民のせいだという敵対的なプロパガンダをしていたが、不況の影響をもっとも深刻なかたちで受けたのは当の移民たちであり、とりわけ移民二世の青年層の失業率は驚異的な

高さだった。将来に展望をもてず、郊外の低所得者住宅に集住し、極右の排外的ディスクール的となった青年層が異国に自分の位置を見いだせず、確立しがたい自己のアイデンティティの根拠をイスラムの伝統に求めようとしたとしても当然である。しかしイスラムのスカーフはさらにもうひとつの意味をもっていた。それはそれがイスラムの女性蔑視的蒙昧主義の象徴的な現れであると解されていたことである。女性のみに課され、女性の身体の露出に対するこの規制は身体に対するタブーの多くを喪失した近代フランスにとって理解しがたいのみならず、女性の社会との交流を象徴的に禁止する反人権的な容認しがたい規制と感じられたのである。

ところで、言うまでもなく、政教分離は大革命以来の長いカトリック教会との軋轢と対話の歴史の結果、確立された原則である。とりわけ教育における「世俗性」は、フランスにおける近代的な公教育制度の基礎をつくった第三共和制において、義務教育、教育の無償制とならんで共和国の教育制度の三大原則のひとつとして確立されたものであり、それへの侵犯を軽々に見逃すことができるような領域ではなかった。それに依然としてカトリック教会の影響力が大きいフランスにおいてこれは微妙なバランスの上に立っており、慎重な扱いが要求される問題だった。

さらにフランスの初中等教育は公立学校が中心で、それを私学が補完するという体制になっているが、大雑把に言って社会党をはじめとする左翼が宗教性を排除した公教育を推進することを望み、多くがカトリック校である私学は保守政党にその政治的支援者を見いだそうとする傾向がある。実際、1984年の社会党政権による教育制度改革の際、私学の独立性の維持に危機を感じた私学側が大規模な反対運動を展開したが、その時それを支持したのは当時野党であった保守政党であった。従って、イスラムのスカーフという明らかに宗教性を帯びた象徴の学校内での着用は世俗主義的左翼の側からの批判が強く、保守政党はむしろそれに寛容であろうと予想できる。そして実際にこの問題にかんして左翼からの世俗性原則擁護の主張は強力だった。

しかしその一方で保守政党のナショナリズム的傾向とフランス左翼の多文化主義容認の傾向という対立軸も考慮に入れなければならない。自文化中心主義(ethnocentrisme)的思考の批判は第二次大戦後、植民地主義に対する反省とあいまって、左翼的な発想の根幹をなすものの一つとなっていたし、実際、「相違への権利」という表現は1981年にミッテランが第五共和制初の社会党大統領として当選する際の選挙スローガンのひとつであった。それに対して、たとえば第一次保革共存時代のシラク保守政権は、極右政党「国民戦線」の伸長に脅威を感じ、国民の反移民感情に答えて移民に対する国籍付与を制限的に扱う国籍法改正を企て、異質なものを排除する風潮に迎合する傾向を示していた²⁾。

【事件の反響】

こうした二つの対立軸の複雑な形での交差が、ル・モンドの記者が語る「強硬な世俗主義的教育擁護者が学校におけるイスラム教徒の服装の自由を支持し、伝統的に公立教育に敵対する人々が公立教育の救援にかけつける³⁾」という逆説的な事態を生む。

実際、保守派政治家の第一の反応は公教育における宗教的中立性を最大限に解釈して、スカーフ着用を厳格に禁止せよというものであった。RPRの重鎮でシラク政権時代に内務大臣として移民取り締まり強化をおこなったシャルル・パスクワはこう述べる。

「イスラムのスカーフは弁別的印、差異の印であり、公教育の場でそれを身につけることは正常ではありません。どんな信仰の持ち主でも公教育をうけることはこれまでずっと可能でした。しかし公教育をうけたければ自分の信仰を顕示するような行為をしてはなりません。学校にイスラム教徒がいることに何の問題もありません。しかし公教育が原理主義の温床になることは容認できません⁴⁾。」

パスクワのこの言葉には政教分離についての原則論だけではなく、イスラムへの反感を利用して危機を煽りたて、ロカール社会党政権を揺すぶろうとする意図がみえるのだが、こうした政治的意図から発する誇張的なレトリックがこのいかにも小さな一地方都市の事件を共和国の一大事件にしたあげてしまったという側面はある。政治家の言葉は常にエスカレートする。UDFの実力者シャルル・ミヨンもこうした現象を放置すると学校が原理主義宣伝の場所となり、そして他の宗教も同じように学校を宗教活動の場とし、その結果、「学校が宗教戦争の舞台となって、バルカン化」という懸念を表明する。さらに極右政党「国民戦線」のブリュノ・メグレは「現在のフランスにおけるイスラムの伸長は国民的アイデンティティにたいする脅威である⁵⁾」と述べる。

しかしその一方でUDFの構成政党のひとつであり、伝統的にRPRの忠実な同伴者である中道政党CDSはこの問題に関しては他の保守政党とは異なったスタンスをとり、「スカーフ問題が論争的にはならないことを望む」と述べ「寛容な態度」を示すようアピールをだす⁶⁾。CDSはキリスト教民主党系といえるが、CDSのこのような穏健な態度は数年前からフランス宗教界が政教分離の問題に関して政府にもっと柔軟な取り扱いをもとめ、宗教的信仰の表明にもっと自由度を与えるようにもめていたことと無関係ではない。この事件に際してフランス司教会議議長デクトレ枢機卿はあらためて政教分離の概念の再検討を求め、さらに個人的にはイスラムのスカーフを着用した女性を町で見かけても一向にショックを感じない、むしろ現代の一般化した性的乱れのほうがショックだと述べる⁷⁾。カトリック教会は移民のおかれた困難な状況に

理解をしめし、極右的ディスクールへの浸透がうんだ排外的雰囲気懸念をしめしていたが、ドクトレ枢機卿の発言はこうした教会の移民にたいする共感的態度を反映しているだけではなく、公的空間における宗教的表明の新しいルールづくりが必要であると教会が考え、そしてそうした新しい枠組みのなかでイスラムも当然その位置を占めるべきであると教会が判断していたことを示す。第三共和制時代に成立した1905年の政教分離法は世俗主義的共和国と教会が正面衝突していた対立の時代に成立したものであり、共和国側はとりわけカトリック教会の教育界でのヘゲモニーを制限することを第一の目的としていた⁸⁾。そうした対立の時代が終わり、そして宗教がかつてのような強大な影響力を喪失してしまった現代において以前のようなリゴリズムは不要ではないか、政教分離の原則についてあたらしいルールづくりをすべき時ではないか、——こうした必要性はカトリック教会のみならず、プロテスタント教会も、そしてユダヤ教会も感じていた⁹⁾。イスラムのスカーフ問題が政教分離のリゴリスト的解釈への逆行をもたらさしはしないか、これが諸教会のもっとも大きな懸念だった。

一方、移民のフランス社会への統合をめざす運動を展開していた二つの組織もこの問題にかんして対照的な態度を示す。アルジェリア出身の知識人ダマーニが主宰し、移民二世への有権者登録運動を通じて移民出身者のフランス社会統合を実現する運動を行っていたフランス・プリュスは10月15日にコミュニケを発表し、「いかなる場合でも、『相違への権利』というまやかしのスローガンのもとに、学校に混乱や対立をもちこんではならない。信教の自由はすべての自由の根源である。だから、なぜ世俗主義（政教分離）が寛容と自由と民主主義の根幹であり続けなければならないか、その理由をひとつひとつよく理解すべきである」と述べ、学校でのスカーフ着用禁止を支持する。一方、ハーレム・デジュールを中心として、国民戦線の排外主義に対立してつくられたSOSラシズムは、これとは対照的に、世俗主義の名の下に生徒が学校から排除されることへの懸念をより強く表明する。SOSラシズムはスカーフ着用者に対して穏健な態度を示すことを学校側に要請する。かれらは学校から排除されることによってイスラムを信奉する人々が孤立し、フランス社会の中で閉鎖された小社会を形成することを恐れたのである¹⁰⁾。

この問題をめぐってはフランスのイスラム組織の対応にもおおきな差がみられた。女生徒たちがスカーフ着用を継続するにあたってフランスイスラム教徒全国連盟(FNMF)の影響力がはたらいたと言われているが、FNMFはフランスのイスラムをなかば公式に代表すると言えるバリのモスクと対立する組織で、近代社会を拒否して、フランスにおいても正統なイスラム信仰を保持しようとする人々の集合であった。かれらはフランスにおけるイスラムの位置づけをアメリカモデルで考えていた。つまりイスラムがある程度閉鎖的・自律的なひとつの共同体を形成し、それがフランスの中で他の同様に自律的な共同体と併存していくという「共同体主義」的モデルである。

それに対して、パリのモスクはフランスに適合したイスラム信仰を模索し、また国家との関係においてもイスラムが全体としてではなく、イスラム信仰をもつそれぞれが個人として社会と関係をもつという個人的統合をめざしていた¹¹⁾。

【政府の対応】

政権与党である社会党内部でも意見は完全に対立した。防衛大臣シュヴェーヌマンは「世俗主義なしに移民のフランス社会への統合は不可能である」と述べ、政教分離の原則を厳格に遵守することを主張し、元首相で当時社会党書記長であったピエール・モロワも同様の意見を表明する¹²⁾。当初、社会党内部ではこうした厳格主義的意見が大勢をしめていたが、そうした中で文部大臣リオネル・ジョスパンは10月25日の国会答弁、そしてその翌日発表されたヌーヴェル・オブセルヴァトゥール誌でのインタビューで政府の方針を説明する。その要点は、1) 公立学校では宗教的な印を着用してはならない、2) しかし宗教的な印の着用だけで生徒を学校から排除することがあってはならない、3) ただし生徒が学校で宗教的宣伝をおこなう場合は懲罰の対象になるし、4) また教科内容の一部を拒否することも許されない、というものであった¹³⁾。これにたいして左翼の側から文部大臣の妥協的態度を批判する声が多くあがったが、中でもエリザベート・バダンテール、レジス・ドブレ、アラン・フィンケルクロート等五人の知識人が同じヌーヴェル・オブセルヴァトゥール誌の翌週の号に文部大臣への抗議のための公開状を発表し、そこで大臣の態度をチェンパレンがナチスに妥協したミュンヘン会議に比し、「教育とは民族的出自とは独立して、生徒が自分自身の頭で考えることを学ぶ場所である」という世俗主義的原則には一点の妥協も許されず、文部大臣の行為は公教育の使命にたいする裏切りだと批判した。

論争が一向に収まらないのをみたジョスパンは11月4日、コミュニケを発表して10月25日の原則を再確認した上で、この問題をイデオロギーを離れて純法理的に解決する意志を表明し、現行法規・政令から判断して宗教的印を着用した生徒を学校に受け入れることが可か否か、フランスの行政裁判所の最高機関である国務院に対して諮問することを決定する¹⁴⁾。国務院の見解は11月27日に発表されるが、それは宗教的印の着用それ自体は公立学校における世俗性の原理にたいする違反を意味しないが、しかし場合によってはそうしたものの着用を学校は独自の判断で禁止できるというものであった。禁止できる場合というのは、それが他の生徒へ着用を強制する圧力になる場合とか、学校側に対する挑発的な意味が込められている、宗教的勧誘やプロパガンダ、教育現場を混乱させるなどである¹⁵⁾。この規定はスカーフの着用を原則的にみとめながらも、同時に学校に大きな裁量権をあたえている。しかし、学校側の処置に対して不満があれば、生徒も行政裁判所に訴えることができる。そして実際に、この後

も、スカーフ問題にかんして頻繁に行政訴訟がおこなわれることになるだろう。

【争点】

文部大臣のジョスパンはこの問題をきわめてプラグマチックにとらえており、これがイデオロギー的対立の争点になることを警戒し、問題を早期に沈静化することをめざしていたように見える。実際、たった数人の女生徒のスカーフ着用がフランスの公教育を危機に陥れるなどということはあるにない、それよりフランス的文化の移民統合力に信頼をよせる方がよい、スカーフ着用者も公教育をうけることでやがて近代的な世界観をもつようになる、だからこうした問題について硬直的な原則論によってイスラムの人々を排除すると、かえってフランス社会の中に孤立したイスラム共同体をつくりあげる結果になってしまうし、またそうした原則論は結局、移民排斥的な極右を利するだけだ——こんなふうにこの問題を感じていた人々は多かった。

それに対してこれがフランスにとって軽視できない深刻な問題であり、スカーフ着用にかんして一切の妥協をすべきではないと考えた人々も多かったことはすでに述べたとおりだが、こうした主張が拠って立つ論拠は多様である。そうした多様な論拠を単純に図式化すれば、そして1987年の国籍法論争の際に頻繁にひきあいだされたルナンの用語をかりて言えば、一方には民族的(ethnographique)な国民観をもち、それ故にスカーフ事件がフランスの国民的アイデンティティを脅威に危機に陥れると考える人々がいる。その極にはもちろん極右「国民戦線」的な人種主義思想があるが、そこまでいかなくてもフランスという国のアイデンティティの根拠を伝統・文化・宗教に(必ずしも自覚的にでなくても、漠然と)置き、イスラム的なものの顕在化に不安と嫌悪感を感じる広汎な人々がいる。そうした人々の漠然とした反発が、スカーフ事件が起こる以前にも、各地におけるモスク建設反対運動や自治体による建設受け入れ拒否をもたらしていたのである。直後におこったドルーの補選における国民戦線候補圧勝にみられるように、おそらく政治的に重要な要素になるのはそうした層であろうが、このスカーフ事件にかんして言論界をにぎわせたのはむしろもうひとつの種類の反対論であった。それはスカーフ事件が、まさしく第一の論拠が前提とするような文化的アイデンティティにもとづく国民観を助長し、相互理解を断念した小共同体が並立する「共同体主義的社会」を将来してしまうという危惧をもつ人々の主張であった。その典型がヌーヴェル・オブセルヴァトゥールに発表された五知識人によるアピールである。アピールは文部大臣を多文化主義の信奉者とみなし、つぎのように批判する。

「あなたは相違への権利を大事に思っているようですが、相違への権利も、相違から相違する権利と結びつかない限り本当の意味での自由とは言え

ません。そうでなければそれは単なる畏にすぎず、さらには隷属状態にしかすぎないのです¹⁶⁾。」

個人が文化的出自によって規定される、あるいはそうした形の自己規定を容認する——五知識人アピールが拒否するのはそうした個別主義、文化的相対主義である。公教育が育成すべきなのはまさしくそうした文化的出自を啓蒙的普遍的理性によって相対化できる個人なのであり、文化的帰属の顕示を容認することはそうした公教育の使命を放棄することに他ならない。

五人の知識人の一人アラン・フィンケルクロートはル・モンド紙にも意見記事¹⁷⁾を執筆しており、そこでこの問題にかんする諸宗教の一致した容認姿勢を「宗教連合」と形容し、この事件にかんして「神の兵士たちが文化的アイデンティティの信奉者と連合を結んだ」と批判する。かれはさらに「相違への権利」や多文化主義をあらたなる「種族主義」に他ならないと断じる。こうした主張は1987年にかれが発表した著書『思考の敗北¹⁸⁾』における多文化主義批判の延長である。かれはそこでレヴィ＝ストロースの自文化中心主義にまでさかのぼって文化的相対主義批判を徹底的な形で展開している。フィンケルクロートによれば文化的帰属の尊重は人間を無意識的なものに従属させることであり、人間の思考の自由を否定するもの、「思考の敗北」に他ならないのである。

五知識人アピールやその他のスカーフ絶対否定派の発想の根源には「共同体主義的社会」拒絶があるが、しかしハーレム・デジュールやジョスパンなどスカーフ容認派の論拠も実はそれと同一であった。つまり公教育から排除されることによってイスラムが孤立した社会を形成することを恐れ、それよりも公教育による統合力に信頼することを選択しようとしたのであって、五知識人アピールが示唆するように「相違への権利」を全面にだしたスカーフ容認では決してなかったのである¹⁹⁾。

しかしハーレム・デジュールのようなスカーフ容認派がフィンケルクロートをはじめとするスカーフ絶対否定派と異なる点があるとすれば、それは「相違への権利」の積極的な主張というよりもむしろ共和主義的原理や啓蒙思想的普遍主義がしばしば無自覚に混入させてしまう偏狭な意味での自文化中心主義への警戒心であろう。ヌーヴェル・オブセルヴァトゥール誌でのインタビューでハーレム・デジュールは五知識人アピールに参加したレジス・ドブレのある記事に言及しながら、「わたしはドブレが擁護しようとしている共和国の理念が実はたんに彼流に解釈されたフランス的アイデンティティ²⁰⁾にすぎないのではないかと懸念しています。現在、われわれは左翼ナショナリズムの復活にたちあっているのです。それはモレが首相だった植民地時代のあのひどい時代を思い出させるものです。現在、このグループは共和主義的というより同化主義的立場をとっているのです」と述べている²¹⁾。

チェ・ゲバラと行動をともにし、第三世界主義の闘士であったレジス・ドブレを植

民地主義的自文化中心主義者とするのは論争につきものの言葉のインフレーションであろう。またフィンケルクロートはゴンプロヴィッツの「フランス的なるものとはフランス的なるものを超越する運動である」というフランス礼賛の言葉を誇り高く引用しているが²²⁾、このような彼の立場を偏狭なナショナリズムと同一視することは不可能である。それどころかフィンケルクロートはナショナルなもの、つまり個別的なるものへの安直な依拠が「思考の敗北」をうみだすとし、普遍主義的・啓蒙主義的理性への回帰を訴えるのである。しかしそれにもかかわらず、他に適切な言葉がないのでハーレム・デジールの言葉を借りて「左翼ナショナリズム」と呼ぶ他ない思想潮流がフランスの左翼思想家の中で文化的多元主義に対抗して形成され、そうした潮流が世界のグローバル化の中で拡散しがちな国家イメージを懸命に再構築しようとしていることは事実であるように思われる。文化的多様性に寛容な人々からはかれらは「ナショナリスト」とみられ、そして彼ら自身は文化的多様性を容認する人々をあらたな「種族主義」の擁護者と考える。この対立は旧来の左右の対立以上に深刻で根源的な対立と言えるかもしれない。

【十一年後——結論にかえて】

このスカーフ事件をきっかけとして移民のフランス社会統合のための具体的な施策を検討し政府に提言するための「統合高等委員会」が創設された。この統合高等委員会が2000年11月に『フランスにおけるイスラム²³⁾』という大部の報告書を政府に提出した。この報告書はフランスにはイスラム教徒が四百万人おり、カトリックについてフランス第二の宗教であるにもかかわらず、その信仰実践の実態にこれまでフランスが関心をもたなかったことに反省を示し、モスクの不足や食品にかんする宗教的慣習などにかんしてイスラム教徒が信仰を実践するのに多大な困難を感じている実状を明らかにし、それを解決するための具体的な提言を行っている。そうした提言の細部の検討は今はおくとして、ここではスカーフ着用問題にかんする委員会の見解をみてみよう。報告書は4-4-1「保証すべき権利」で次のように述べている。

上記のとおり、各児童はその宗教的帰属を表明する可能性を保証されるべきである。ただしそれには三つの制限がある。1) 学校の秩序を混乱させないこと、2) 学校の義務は遵守すること、3) 宗教の勧誘にはならないこと。

こうした観点から、法律改正が行われないうちに、当委員会の大多数は国務院によって定義された法的枠組みを尊重することが必要であると考え。上に記載された条件の範囲内であるにもかかわらず特定の宗教的印の着用を全面的に禁ずることは法秩序にたいする無知のなせるわざである。

実際、学校における宗教的中立性とはある宗教への帰属や信仰の支持の表明

を一切させないということの意味しているのではなく、逆に、すべての児童に対して学校組織の保護を等しく保証することを意味している²⁴⁾。

統合高等委員会は1989年のスカーフ問題に対する最終的な結論といえよう。それは「世俗性」を宗教色の排除という形で定義せず、むしろすべての宗教的立場（無神論も含め）の等しい保護という形でとらえるものである。無色の中立性ではなく、差異の共存。委員会のこの答申は、ジョスパンのプラグマティックな解決策がもっとも妥当な対応であったことを十一年後になって追認したことになるだろう。しかしそれはこの問題にかんしてフランスで完全なコンセンサスが成立したということの意味しない。実際、この報告書自体にも記されていることだが、報告書の作成には激しい議論があり、最終的に委員の一人で人口学者のミシェル・トリバラが報告書全体について異議をとらえ、さらに辞任さえている²⁵⁾。論争は進行中であると言わざるをえないだろう。

スカーフとは「他者」の象徴である。異質なものをどこまで受け入れてもフランスはフランスであり続けるか。もちろんこの問題を問うためにはまずフランスとはなにかという問題に予め答えが与えられていなければならない。スカーフ事件が大事件となったのはそのような根源的な問題につながる事件であったからである。だからそれはこれからもフランスに自己の存在について自問するよう促しつづけるであろう。

註

- 1) 実は学校におけるスカーフ着用という現象は1989年にとつぜんおこったわけではなく、1985年くらいから問題は発生していた。1989年のクレイユの事件はそれが顕在化して、一大社会問題となるきっかけとなったものである。またマスコミがこの問題をとりあげることでスカーフ着用問題は他の学校にも飛び火し、大学やさらには小学校でもスカーフ着用をするものがあらわれ、学校との軋轢のもととなった。またスカーフ着用はイスラム生徒の宗教を理由にした一連の行動の集約的象徴的表現と理解していただきたい。問題はスカーフ着用にとどまらず、水泳などの授業の拒否や、さらにはイスラムの教えに合致しないという理由で哲学の授業の拒否などの行動がおこされる場合もある。
- 2) もちろん、社会党もこうした風潮と無関係にはいられない。宮沢喬によれば1984年頃から「相違への権利」という言葉は社会党政権担当者の言葉から急に消滅してしまう（『ヨーロッパ社会の試練』東京大学出版会、1997、p. 166）。
- 3) *Le Monde*, le 21 oct. 1989, page 1, article signé par Robert Sole.
- 4) *Le Monde*, le 24 oct. 1989, page 17.
- 5) *ibid.*
- 6) *ibid.*
- 7) *Le Monde*, le 23 oct. 1989, p. 16.
- 8) cf. l'article de Henri Tincq, *Le Monde*, le 24 oct. 1989, p. 16.

- 9) ユダヤ教会にかんしてはとりわけ安息日（土曜日）の登校という問題が懸案だった。フランスの大ラビであるジョゼフ・シトリュクはル・モンドでのインタビューで、学校における宗教的表現と政教分離について再考する必要がある、宗教的印の着用は別段学校運営に重大な問題をひきおこすわけではない、スカーフ着用は女性抑圧を意味しているわけではないと述べ、全面的に生徒側への支持を表明している（*Le Monde*, le 11 nov. 1989, p. 15）。
- 10) *Le Monde*, le 17 oct. 1989, p. 15.
- 11) *Le Monde*, le 8 nov. 1989, p. 13. スカーフ問題にかんするモスクの穏健な態度については *Le Monde*, le 24 oct. 1989.
- 12) *Le Monde*, le 24 oct. 1989, p. 17.
- 13) *Le Nouvel Observateur*, numéro 1303, du 26 oct. au 1er nov. 1989, p. 38.
- 14) *Le Monde*, le 6 nov. 1989, p. 1.
- 15) *Le Monde*, le 29 nov. 1989, p. 13.
- 16) *ibid.*, numéro 1304, du 2 au 8 nov. 1989, p. 30.
- 17) *Le Monde*, le 25 oct. 1989, p. 2.
- 18) *La Défaite de la pensée*, Gallimard, 1987.
- 19) 「共同体主義の否定」という点にかんしてはフランス政界においては、おそらくは対極的な意味で「多文化主義者」である極右「国民戦線」をのぞき、左右をとわずすべての政党にかんしてコンセンサスがある態度と言えるだろう。
- 20) 「アイデンティティ」という言葉はこのような文脈において「民族的 (ethnographique) な国民観」を含意していると考えてよい。
- 21) *Le Nouvel Observateur*, numéro 1310, du 14 au 20 déc. 1989, p. 48.
- 22) Finkielkraut, *op. cit.*, p. 138.
- 23) Haut Conseil à l'Intégration, *L'Islam dans la République*, Novembre 2000. この全文は2001年1月現在, Documentations Francaises のサイトで閲覧・入手可能である。
- 24) *Op. cit.* p. 73.
- 25) *Le Monde*, le 15 déc.

「北アイルランド問題」解決と近代国家像の変貌

友 岡 敏 明

はじめに

1998年10月10日、世界的にほぼ無名であったデビット・トリンブルとジョン・ヒュームの両氏が、この年度のノーベル平和賞を受賞して、世界的著名人の仲間入りをした。ノーベル賞委員会の声明は、「過去30年にわたる民族的、宗教的、社会的紛争……の平和的解決へ向けた仕事で政治的なリーダー」であったヒューム氏と「平和的解決にいたった解決案を〔和平交渉〕での危機的段階で擁護し、その偉大な政治的勇気を発揮した」トリンブル氏、それぞれへの授賞根拠を公表した¹⁾。しかしながら、彼らの受賞には、アウンサン・スーチー女史(1991年度)やダライ・ラマ氏(1989年度)の受賞に比較すれば、個人的受難の相貌は極めて希薄であったし、またゴルバチョフ氏(1990年度)のように明らかに世界的規模での顕著な変化を伴ったものでもなかった。トリンブル、ヒューム両氏による受賞記念講演は²⁾、彼ら自身が1968年以来の憎悪と恐怖に満ちた30年間(‘Troubles’の時代と呼ばれる)のさまざまな形態の多数の犠牲者・受忍者³⁾の象徴的受賞であることを自覚していることを示した。

しかし、ここで注目したいのは、彼らとその象徴的地位にいることに満足するその事績、すなわち泥沼に陥っていた英国/アイルランド/北アイルランドの三つ巴の争いに解決をもたらした歴史的「ベルファスト協定」(Belfast Agreement)——以下、BAという。なお、合意がなった1998年4月10日(金曜日)が「聖金曜日」に当たったので「聖金曜日協定」(Good Friday Agreement)の通称を得る——の締結が、実は、単なるヨーロッパの片隅のローカルな問題の解決ではなく、ヨーロッパに始まりヨーロッパで成長した近代主権国家の世紀末的な変貌を具体的に示す出来事でもあった点である⁴⁾。そこで本稿では、この点に注目して、BAにいたるまでの段階で、北アイルランド紛争の起源とその問題性に取り組む英国/アイルランド双方の思考にひそむ問題解決枠組みの変化を析出し、あわせてその変化に随伴した超主権国家的国際組織EC(ないしEU)の歴史的役割を具体的に検証することとしたい。

1. 紛争解決の旧枠組み

20世紀初頭以降、英国の悩みの種であった「北アイルランド問題」は、3つの糸で織り成されていた。第一の糸は、地理的それで、英国とアイルランド（時代によってはアイルランド全島か南アイルランド）と北アイルランドの3者の緊張・抗争関係である。第二の糸は、政治的それで、英国帝国主義と英国との分離独立を主張するアイルランド・ナショナリズムと英国の庇護の下での残留を指向するユニオニズムの対立である。そして、第三の糸は、宗教的それで、カトリックとプロテスタントの対立・抗争関係である。こうした3本の糸の絡み自体、20世紀初頭までのアイルランド問題が第一次世界大戦後の「北アイルランド問題」に名称変更をするように、歴史的に変化するが、その基本構造はほぼ次のようであった。中心に「征服者・支配者たる英国」対「非征服民・被支配者たるアイルランド」があつて、これに「カトリック」対「プロテスタント」の対立と、さらに特にこれに20世紀には入って激化した、独立を志向する「南北を縦断するアイルランド・ナショナリズム」対「英国との合同を志向する北アイルランドを牛耳るユニオニズム」の対立、が絡んでいったのである。

われわれが注目を開始する19世紀の英国/アイルランド関係の歴史は、「英国とアイルランドの本質的利益を促進・確保し、大英帝国の力と権力と資源を固めるために最善の方途として……英国とアイルランドの別個の王国を一つの王国に統一する」と定めた英国議会の法令（The Act of Union）⁵⁾ で始まった。この両王国の合同は、アイルランドに高まりつつあった英国との分離を叫ぶ「アイルランド全国民」（the whole people of Ireland）の意識（1798年のユナイテッド・アイリッシュメンの反乱として表出）⁶⁾ への対抗策であった。しかし、この意識をアイルランドの代表を英国の代表と並べてウェストミンスター議会で席を設ける程度の参加型憲政への組み込みによって解消するのは無理であったし、1867年のフェニアン蜂起（Fenian Rising）が発した「世界のアイルランド国民の宣言」（Proclamation, the Irish People of the World）がその明瞭な反発であった。「宣言」にいわく、「我々の権利と自由は外国の貴族階級によって蹂躪されてきた。……しかし、われわれは、けっして民族としての存在（national existence）の記憶も希望も失ったことはない。……したがって、君主制統治の呪いにもはや忍耐することができないわれわれは、ここに普通選挙に基礎をおく共和国の設立を目指すことを宣言する。……目下、寡頭体制〔すなわち英国〕の支配下にあるアイルランドの土地はわれわれアイルランド国民（the Irish people）のものであり、それはわれわれに返還されなければならない⁷⁾、と。

そこで、英国は、この民族主義的・共和主義的動向に対して、グラッドストーン以後、「合同」（Union）とは逆方向で、すなわち合同を解消してアイルランドに自治権を付与する憲政的手段（いわゆる Home Rule）で対処しようとした。しかし、この懐柔

策は英国議会の保守性によって頓挫し(1874年, 1886年, 1893年それぞれ Home Rule 法案は議会を通過せず), 英国は主権的独立を志向するアイルランドの扱いに成功しなかった⁸⁾。ようやく議会制度の変更を前置すること(いわゆる「議会法」(1911年)による貴族院権限の縮小)によって, Home Rule の理念を盛りこんだ「1914年アイルランド統治法」⁹⁾が成立したとき, アイルランド問題解決の英国的構想が実現した。しかし, その解決策には, アイルランドの英連邦内自由国の地位に「英国の議会の最高権力と権威に何ら影響を与えない」(同法第1条第2項)との限定が大書されていたのである。これはアイルランドの妥協できるどころではなく, 「独立戦争」(War of Independence) (1919年1月21日)の前哨戦となる「イースター蜂起」(Easter Rising) (1916年4月24日~29日)が控えていた。「蜂起」の宣言書は, 「自治」ではなく, 18世紀以来の完全独立の達成を再度謳ったのである。「アイルランド国土に対する所有とアイルランド国民の運命の自由なる支配に対するアイルランド国民がもつ権利は主権的かつ不可侵である (the right of the people of Ireland to the ownership of Ireland, and to the unfettered control of Irish destinies, to be sovereign and indefeasible) と宣言し, ……ここにアイルランド共和国を主権的独立国 (sovereign independent state) であると宣言する」¹⁰⁾, と。

ひるがえって, 18世紀末の英国対アイルランド, すなわち大英帝国対アイルランド・ナショナリズムの主権的対立とほぼ時を同じくして台頭したのが, アイルランドに居住するプロテスタント教徒の自衛意識であった。彼らは伝統的に敵対関係にあったカトリック教徒解放の動き(第1次: 1776年, 第2次: 1793年)に警戒を強め, かつ共和主義的分離主義のアイリッシュメンに対抗して, その名もカトリック王ジェームズを倒したプロテスタント貴族オレンジ公ウィリアム(即位して, ウィリアム3世)にちなむオレンジ協会(Orange Order)を設立した(1795年)。彼らは, 自らの利益の擁護を図るため, その目的と不可分であった英国国王への忠誠と英国との合同体制(ユニオン)の維持を誓った¹¹⁾。彼らにとっては, 本格的なカトリック解放(1829年)(第3次立法)が英国政体をローマ教皇とサタンの餌食にするに等しかった¹²⁾と同様, Home Rule 政策はカトリック教徒の総本山バチカンが牛耳る Rome Rule を導入する体制転覆的変革であったのである¹³⁾。この対カトリック闘争, 反分離闘争は, 時代とともに特にプロテスタント教徒が多数を占めるアイルランド東北部(アルスター地方)に集中し, 地域的な運動として実体化していった。Home Rule 法案の審議が押し詰まった段階(1914年3月9日)で表明されたアスキス首相の苦悩は, このことを良く物語っていた。「もしこの法案に盛られた Home Rule が現在施行されれば, 残念なことながら, 誰しも認めるように, アルスターには激しい抗議, いや内戦すら予想される。さりとて, この段階で Home Rule を廃案にしたり, 永遠に骨抜きにしたり, 無期限に延期したりすれば, アイルランド全体に, [北東部の混乱に]劣らず恐るべき将来

の光景が横たわっている」¹⁴⁾、と。結局、英国政府は、第一次大戦の勃発を奇貨として「1914年アイルランド統治法」の成立と同時にこれを施行停止とし¹⁵⁾、「アルスターの多数派にその要求する実体を与える一方で、ナショナリストの感情をできるだけ蹂躪しないですむ二重の目的(double purpose)」¹⁶⁾をかなえる方向でひとまず時間稼ぎをした。採られた苦肉の策は、「1920年アイルランド統治法」(The Government of Ireland Act 1920) (1920年12月23日成立)であった。

「1920年アイルランド統治法」は、英国への安定的帰属の観点からカトリック教徒の人口が多くならないように、伝統的アルスター(Ulster)地方よりも少し狭く限定された人為的な行政区画として「北アイルランド」(Northern Ireland)という新しい領域名称を生み出したのである(第2条第2項)¹⁷⁾。これはアイルランドを構成する伝統的な4地方のうちの1つであったアルスター¹⁸⁾内に存するDonegal, Cavan, Monaghan, Derry, Antrim, Down, Armagh, Fermanagh, Tyroneの9州から前3州を除いた6州からなった。この人為的構成は、プロテスタント勢力の支配の安泰を将来に約束しようとした目的作的行為であったが¹⁹⁾、これが「分離」(Partition)問題として、英国の一部となった北アイルランドに「プロテスタントにもカトリックにも受容可能な解決を見つけるという表見的には不可能な仕事」²⁰⁾を残したのである。後ほど、英国は、この北アイルランドの創出を相反的利益の「妥協」として、「二重目的」実現の苦肉の策を追認した(1972年)²¹⁾。しかし、現にある「北アイルランド」が、起源において将来の(独立国か自治国かは別にして)統一アイルランドをにらんだより広い暫定的行政区画の構想を退けた政策選択であった事実に照らせば²²⁾、そして後の「英国/アイルランド条約」(1922年)に基づく英国が主導する国境確定委員会において確認された分、英国の歴史的責任が問われるところである。その責任を償う道は、紆余曲折し、そのまま1920年時点の国境の地理的変動ではなく、次章で見るように、この地域に対する主権的支配のイメージを希薄にし、これを休眠させながら英国/アイルランド双方の共同責任の実を確立していく、世紀を越えた手間と忍耐のかかる仕事ととなったのである。それは、しかしながら苦難と試行錯誤の末にやってくる問題解決手順のコンセプトの大変動ともなるのであって、そうした変動に至るまでに走るべき道はまだ残されている。

「1914年アイルランド統治法」の施行停止解除に関する「英国/アイルランド協議会」(Irish Convention)が設置されたが、それが決裂し(1918年4月5日)、アイルランド非合法議会²³⁾によるアイルランド独立宣言と独立戦争の勃発(1919年1月21日)に続いて、休戦合意(1921年7月9日)があった。こうした一連の事件の経過の後に、英国首相ロイド・ジョージは、非合法大統領デ・ヴァレラ(1919年4月1日アイルランド非合法議会選出)に対して、交渉団をロンドンに送るよう招待した(1921年9月30日)。ただし、それは、「大英帝国として知られる諸国民の共同体の一部としての

アイルランドとアイルランドの民族的仰望との最善の折合い点を探る目的²⁴⁾をもった、したがって今や旧聞に属する自治国程度の有条件交渉であった。デ・ヴァレラは、この条件を承知で、アーサー・グリフィス（シン・フェーン党創設者、独立政府外務大臣）とマイケル・コリンズ（軍事組織 IRA 指導者、独立政府財務大臣）等からなる全権委任交渉団を送り、交渉団は「英国/アイルランド条約のための合意」(Arrangement for a Treaty between Great Britain and Ireland) に調印した（1921年12月6日）。

しかし、デ・ヴァレラは、主権なき自治国の承認と「分割」の是認を柱とするこの条約は批准できないとして、これを峻拒した²⁵⁾。しかし、この条約は全アイルランドを包含する主権的独立国樹立に向けたステッピング・ストーン (the freedom to achieve freedom) たり得るとして²⁶⁾、64対57の僅差での批准を得た（1922年1月7日²⁷⁾。この議会の決定を不当としたデ・ヴァレラは、世論を煽った。「この合意の条件は、この国民のマジョリティーの悲願と真っ向からぶつかっている。……私はこの条約案の批准を議会にも国民にも勧めることができないことを国民諸君に即刻に知らせることが私の義務であると感じる²⁸⁾、と。「アイルランド内戦」(Irish Civil War) がこれに続くが、結局、デ・ヴァレラは無条件降伏した（1923年5月24日）。

条約派のステッピング・ストーン構想の希望は²⁹⁾、「英国/アイルランド条約」第12条に定める「経済的・地理的条件に反しないかぎり」(in so far as may be compatible with economic and geographical conditions) 「住民の希望するところにしたがって」(in accordance with the wishes of the inhabitants) 南北境界線を確定するとの理想的な機能を付与される「委員会」³⁰⁾——「国境(画定)委員会」(Boundary (Delimitation) Commission) と通称される——と、同条約第3条が確認した「1920年アイルランド統治法」(第2条以下の関係条項) に謳われた将来の統一の議会をにらんだ「アイルランド会議」(Council of Ireland) の設置であった。しかし、前者については、実際に設置された「委員会」³¹⁾ は、現状維持を望む委員長担当の英国、既成事実化した国境から「多くの譲渡」(large transfers) を望む自由国側、「一寸の土地も」(not an inch) 手離さないと意地を固めた北アイルランドの利害がぶつかり合う場であって、その果たした役割は、結局、反条約派の批判が的中する形で、「アイルランド分割確認法」(Ireland (Confirmation of Agreement) Act 1925)³²⁾ による「1920年アイルランド統治法」における「北アイルランド」の確認に終わった³³⁾。この「分割確認法」は、「アイルランド会議」をも葬り、統一に向けた会議は幻の約束となった。他方、これとは対照的に北アイルランド多数派勢力（プロテスタント教徒）は「領土的不安定というダマクリスの剣」³⁴⁾ を取り除かれたという成果を得た。しかし、それが形式面においては「友好のうちに力を合わせた」国境交渉の成果であって、しかも将来にわたってアイルランド自由国と北アイルランドが必要に応じて「共通の関心事について話し合う」

会合の土台が約束された³⁵⁾ とはいえ、実質的には問題は先送りされた。

こうした法的な決着は、形式や美辞麗句とは裏腹に、アイルランド自由国人にとっては、その置き去りにした北アイルランドのカトリック教徒＝ナショナリストの窮状（‘Troubles’の根底にある）に対する兄弟的共苦とアイルランド自由国側から見放されつつも北アイルランド政権の正統性を否認し続ける北アイルランドのカトリック教徒＝ナショナリストの大義への連帯が、たえず政治問題として噴出してくるのを防ぎ得なかった。「待たなしの共和国実現主義者」(here-and-now republican)であり、「共和国主義の大立者」(arch Republican)であったデ・ヴァレラ³⁶⁾の再登場と成功は、このナショナリズムの疼きに呼応する形でであった。

デ・ヴァレラは、内戦の敗北者としての服役(1923年8月15日～1924年7月16日)後、現実化して政界に復帰したといわれる³⁷⁾。しかし、彼が古いシン・フェーン党に訣別して設立した(1926年)フィアナ・ファイル党の声明は、「入手可能なあらゆる正当な手段をあらゆる瞬間において行使し、アイルランド民族を再統一すること」³⁸⁾を目的とすると謳った。また、アイルランド自由国首相となった年(1932年)に、独立を志向する者の良心を苦しめる「[英国]国王に対する忠誠宣誓」義務をアイルランド自由国「憲法の条項」[第17条]から削除することを選挙公約とし(1932年2月9日)、これを実現した(1933年5月)³⁹⁾。これらと併せて、英国自治領担当大臣宛て書簡における「分割(Partition)すなわちわが民族の領土の最も神聖な部分の喪失とその自然に反する分離がもたらした文化的・物質的損失」をめぐる英国に対するデ・ヴァレラの間責(1932年4月5日)⁴⁰⁾は、ともに「内戦」以前の反条約派的思考のそのままの表出であった。シン・フェーン党の委員長就任演説での叫び、「われわれは完全に絶対的な独立を欲する」⁴¹⁾(1917年)は、デ・ヴァレラの対英国関係における一貫した原則であったのである。デ・ヴァレラの英国側の好敵手ロイド・ジョージは、この一貫性を看破して警鐘を鳴らした。「彼[デ・ヴァレラ]の要求は、アイルランドが、ウェストミンスター法律によるのであれ、他のいかなる法律によるのであれ、英連邦内の各自治国が有するような権利を有する英連邦内の一国であるのではなく、アイルランドが主権国家であること、ベルギーやオランダがドイツと持つ関係、ポルトガルがスペインと持つ関係と同じ関係を英国および大英帝国ともつことである。彼の立場が寸毫も変わっていないということであるから、それを単なる宣誓の問題とかたづけはなりません」⁴²⁾と。

そのような原則の人間の政治指導が生んだ「1937年アイルランド憲法」は、第1条に「ここにアイルランド国民は自らの統治の形態を選択し、諸外国との関係を決定する……不可譲、不可侵かつ主権的な権利を有する」と掲げ、英国を激怒させ、第2条および第3条に、それぞれ「国家の領土は、[北アイルランドを含めた]全アイルランド島、それに付属する島嶼、および領海からなる」、そして「国家の領域が再び統一さ

れるまでは、本憲法によって設立される議会が可決した法はアイルランド自由国の諸法と同一の地域を適用範囲とし同一の域外適用の効果を有するものとする」と規定して、北アイルランドのユニオニストを震撼させた。それは、国際的流れに沿って民族国家アイルランドが追求してきた19世紀流の領土要求であり、独立宣言であった。そして、デ・ヴァレラの指導の下、アイルランドは、自らの主権的要求を貫徹して、「国家の領域が再び統一されるまで」の暫定期間、ともかくも南部26州だけでも、晴れて「アイルランド共和国」へと完全独立することとなったのである(1949年4月19日)。ただし、それは、南アイルランドを手離す法令において「引き続き国王陛下の自治領の一部にして連合王国の一部としてとどまる」と宣言された北アイルランドを、国際法上の外国の一部として、残留させた上で、であった。

ところで、BAにおいてもなお、「統一アイルランド」(united Ireland)、ときには「主権的統一アイルランド」(sovereign united Ireland)は、正統的な選択肢であり続けている⁴³⁾。「イースター蜂起」は、主権的な国家の実現への限りなきエネルギーを「戦慄するほど美しいもの」(a terrible beauty)として垣間見させたと語った同じ人物が⁴⁴⁾、「国境委員会」の最中に、「自分の生前にアイルランド統一を眼前にできるとは思わないし、アルスターを力で勝ち取るとは思わない」と記し、「勝ち取ることを試みるのではなく、この国〔アイルランド自由国〕を良く治める」ことを通して「いつの日かアルスターが我々のものとなると信じる」⁴⁵⁾と語り、統一民族国家の実現の時が未だ満ちないことを認めた。かたや、デ・ヴァレラは、BAに先立つ半世紀前に「英国王への宣誓廃止」や「1937年アイルランド憲法」でもってナショナリズムのはげ口としたのである。それはアイルランドを「主権」という厳格な法的衣装にくるみ、自然的なアイルランド統一の権利を表現した主権を凌駕しえる英国側の正当な考慮を粉碎し、早期に「分割」問題の解消を図る考えに出たものであった。これでは英国側も、デ・ヴァレラと「このような憲法上の細かい議論をするのは実りなく、時間のムダである」(hopeless and a waste of time to attempt to discuss these constitutional niceties)として、ハネつけざるを得なかった⁴⁶⁾。それどころか、デ・ヴァレラの主権請求は、北アイルランドにおいてはアイルランド自由国に対する宿阿の「根本的な不信」を募らせた。例えば、「宣誓廃止」に際して北アイルランドの新聞は、「デ・ヴァレラ氏の目にはアルスターはナボテのブドウ園である〔「列王記・上」21章〕。彼とその仲間はいつの日かこの欲しくてたまらない小国が彼らのものとなることに望みをかけている。しかし、ナボテは未だにノーと言っている」⁴⁷⁾と警戒の論陣を張った(1932年)。「1937年憲法」は、南アイルランドが持つ民族統一主義の潜在的な脅威を公式に顕在化させた⁴⁸⁾のである。結局、デ・ヴァレラの思考は、「デ・ヴァレラ氏ほど、平時においても戦時においても、アイルランドを分裂させた人間はいない」(1946年)⁴⁹⁾といわれたように、「分割」問題を解くに相応しくなかった。共和国生みの親も、アイル

ランドの統一を絶対的目標としながら英国からの離脱によってユニオニストを離間させ、アイルランド統一を遠のかせたからである⁵⁰⁾。してみると、デ・ヴァレラ——アイルランド政治に大きな足跡を残した政治家（首相在職：1932～48年，1951～54年，1957～59年）たるデ・ヴァレラ——にして（否，そうであったからこそ），「アイルランドを統一できなかった」ことは，彼の「最大の個人的な失敗」⁵¹⁾であったのみならず，ナショナリズムと祖国の主権の名のもとで闘争した古い時代の枠組みそのものの失敗でもあったのである。

2. 枠組みの変動

「分割」の壁の溶融は，それをかえって固定してしまう「国家主権」の回復という法的武器でもってしては不可能であったことが明らかになった後，この問題解決の最大の転機は，デ・ヴァレラが率いたフィアナ・ファイル党の対立政党フィネ・ゲール党——条約派クマナ・ゲール党の流れを汲む——の党首ガレット・フィッツェラルドがアイルランド共和国首相に就いたときにやってきた（1981年6月）。彼は，デ・ヴァレラ以来の「主権」を振りかざす対「分割」政策を「偽善」，これを受け入れてきたアイルランドを「壊疽支配」（necrocracy）の国と形容した⁵²⁾。対する英国首相は，マーガレット・サッチャーであった。彼女は，「1973年北アイルランド憲法」の枠内で「住民の多数意思にしたがって」（in accordance with the wish of the majority in the Province）ユニオンを維持し，その未来の浮沈がかかるテロリズムの粉碎と経済の復興に直接統治を継続することを公約に掲げて登場した⁵³⁾（1979年5月4日）。彼女は，この北アイルランドのみならず英国の国是であった多数意思に従う民主主義の原則を守るために，阿鼻叫喚の狼藉を演じるIRAを封じなければならなかった。彼女にとって，この目的のために，フィッツェラルドの登場が「英国/アイルランド関係の環境を改善する絶好の機会を提供した」のである⁵⁴⁾。この両首脳は，BAに引き継がれる⁵⁵⁾，歴史上極めて重要な政治的成果である「英国/アイルランド1985年協定」（Anglo-Irish Agreement）——以後，AIAという——の締結に向けて交渉を重ねた。

サッチャーにとって「絶好の機会」とは何であったのか。英国の主権と国益を第一におくサッチャーにして軟弱な博愛主義はあり得ず，したがって，アイルランドが構え続けた積年の「主権」の主張に対して理解を示す機会ではなかった。彼女が規制緩和と並んで法の正義に基づく治安を選挙公約の眼目としていたところ，フィッツェラルドの登場は，英国領土を現実に席捲する暴力を抑えこむというセキュリティ問題の解決のために「絶好の機会」であったのである。彼女は，自伝で「セキュリティをもっと確実にすることが至上命題（imperative）であり」，「このセキュリティ問題でもっと活発に手を打つように南アイルランドを仕向ける」（pressing the South for more

action on security) ことが必要であったと告白している⁵⁶⁾。しかし、この両首脳の交渉の果実が歴史的に大きな意味を持つのは、現行秩序上、北アイルランドに「主権」をもつ英国の首相がセキュリティが単なる取締りの問題ではなく、「分割」に始まった歴史的問題と深甚なかかわりをもつことを見抜いた点にあった。彼女いわく、「〔北アイルランドの〕カトリックのコミュニティにもプロテスタントのコミュニティにもテロリストはいる。そして、テロリストたちの活動に力を貸すか止むを得ず黙従する人間にはこと欠かない。実際、テロリストに逆らうことには大きな身の危険が伴うのである。したがって、テロリストの跳梁を取り締まる……ために必要な治安政策と長い間存在し続けた『北アイルランド問題』へのより広範な政治的アプローチとを完全に分離することは不可能である」⁵⁷⁾、と。タブロイド紙の形容辞「スーパーウーマン」⁵⁸⁾がもつ強権的な外観⁵⁹⁾を裏切って、サッチャーは、英国の根幹にかかわるテロリズムの鎮圧の目的を達するには歴史的問題を放置しえないとする構造的な思考ができる政治家であり、政治的・社会的レベルまで手をつける覚悟があったのである⁶⁰⁾。

フィッツェラルドは、「1937年アイルランド憲法」第2条と第3条における一方的な主権規定を「分割」を強固に固めてしまった非生産的な表現だとし、これをアイルランド統一の展望を可能とし得る表現に改めるべきだとした⁶¹⁾。彼は、その立場から、サッチャーとの交渉では、全アイルランド統一後の北アイルランドに対するロンドン/ダブリンの「共同主権」(joint sovereign)を主張したが、サッチャーはこれを「ノンスターター」(失格した観念)として一蹴した(1983年11月)。これに対して、フィッツェラルドは⁶²⁾、「共同主権」を「共同権限」(joint authority)に切り代えて、アイルランド共和国による北アイルランド政治への関与の地位を主張したが、サッチャーはこれも先の概念と選ぶところなしとして退けた(1984年3月)⁶³⁾。同じ主権理論に立つ以上は、「唯一・不可分・絶対・不可譲」の属性ゆえに、共同はあり得ない。これは、英国の最高権力(ウェストミンスターの議会の主権)による北アイルランドの「住民の多数意思」による帰属決定に対する保証にはじまり、英国国民としての北アイルランド住民に対する英国の支配や義務にいたるまでの体系を守る立場上、当然の拒否であった。しかし、サッチャーは、「主権」や「権限」といった法理論とは別個の実利的観点からアイルランド共和国に対する一定の役割り、すなわち北アイルランドに関する「協議に参加する役割り」(consultative role)を認める案を検討するように立案チームに命じた(1984年5月)。この構想には「サニングデール合意」(Sunningdale Agreement)の先例があった(1973年12月9日)。しかし、アイルランド共和国を北アイルランド運営に参加させようとした協議機関「アイルランド理事会」(Council of Ireland)の設置構想が盛りこまれた先駆的な「合意」も⁶⁴⁾、ゼネストをはじめとするユニオニストの激しい抵抗で日の目を見ないで終わった。それから10年後、この痛い経験にもかかわらず再度ユニオニストの最大のタブーに触れることを覚悟で、サッチャーは、いよ

いよ「長期にわたる北アイルランド問題」に手を染めたのであった。

他方、フィッツジェラルドは、AIA 交渉と並行して、北アイルランドのカトリック系最大政党「社会民主主義労働党」(SDLP) 党首ジョン・ヒュームの構想をベースにして「新アイルランド・フォーラム」(New Ireland Forum) を稼働させていた(1983年5月～1984年5月)。これは、「1920年アイルランド統治法」体制がもたらした「分割」問題をぶつかり合う爆発的要求の「妥協」として、つまり歴史段階においてはギリギリの政治選択として議論の出発点にした古い英国⁶⁵⁾ に対して、ナショナリストによる「北アイルランドの人びとの止むことのない苦難」に対して負うロンドンとダブリンの責任を指摘するところから⁶⁶⁾、問題解決に迫ろうとしたものであった。しかし、北アイルランド最大のプロテスタント系政党「アルスター・ユニオニスト党」(UUP) をはじめ、すべてのプロテスタント系政党が不参加であったため、アイルランド共和国の3政党(フィアナ・ファイル、フィネ・ゲール、アイルランド労働党)と北アイルランドのSDLPが参加するナショナリスト会議——全アイルランドを被うには幾分の正統性を欠く——となった。発足1年後、1984年5月、同フォーラムが公表した報告書は、反暴力主義的な共通のナショナリスト戦略として、①32州(南北全州)の「単一国家」(Unitary State)か、②南北アイルランド「連合国家」(Federal/Confederal State)か、③英国/アイルランド「共同権限」(Joint Authority)か、の3つの選択肢を提示した⁶⁷⁾。しかし、いずれの選択肢も北アイルランドは勿論のこと、英国にとっても南北関係定立のための基礎概念としてとりあげられ得るものではないとして、サッチャーの容れるところとはならなかった(1984年11月19日)⁶⁸⁾。しかしながら、「フォーラム・レポート」の公表に前後して、サッチャーがアイルランド共和国の果たしえる「協議的役割」の検討を命じていたことからすれば、フォーラムの影響によって選択肢③を採用したかかは、否定的にならざるをえないが、1985年の前半の継続交渉において⁶⁹⁾、選択肢③の背後にある構想、つまり「北アイルランドにおける2つの伝統に平等な有効性を承認し」、引き裂かれた北アイルランドの人々の間に存在する「引き裂かれた忠誠心」という「現在のリアリティを反映する」解決策としての制度を創出する、そのためには主権の彼岸・此岸をカッコにくくって(内国・外国といった法的地位とは関係なく)アイルランド共和国が関与する仕組みを作るというロンドンとダブリンの責務⁷⁰⁾ が、AIAの検討段階で肯定的に働いたことは否定しがたいのである⁷¹⁾。

1985年11月15日にAIAが調印され、その後の1985年11月26日の批准審議において、サッチャーが「われわれはいかなる筋からの脅迫にも暴力にも屈しない」⁷²⁾と特徴的な語気で語ったのは、AIAがナショナリストのテロへの屈服だけではなく、AIA実施に向けたユニオニストの抵抗や脅しにも屈しない客観性と中立性と徹底性の宣言であった。内容的に見て、AIAの画期性は、以下の3点に要約される。

第一は、北アイルランド住民の意思の究極性をアイルランド共和国が承認したことである。AIAは、第1条(a)項において、英国/アイルランド共和国の両政府は、「北アイルランドの地位に関する変化は北アイルランドの住民の過半数の同意によってのみ生じることを確定する」とし、同(b)項において「北アイルランド住民の現在の意思は北アイルランドの地位に変化がないことを欲することであることを認める」と規定した。英国は、この北アイルランドの地位を伝統的に保証してきたが⁷³⁾、この保証は「1937年アイルランド憲法」の「主権」とは真っ向から対立するものであった。しかし、今回、アイルランド共和国がこの英国の保証を盛った条約に調印したのである。この画期性は、デ・ヴァレラの後継筋の党首チャールズ・ホーヒーが「1937年憲法」の規定するアイルランド統一の原則からのいかなる逸脱にも反対することを表明した⁷⁴⁾ことを考慮すれば、明らかであろう。なお、これとは逆に、北アイルランドの多数意思に変更がある場合において必要な制度上の措置を取ることを宣言した第1条(c)項は、ユニオニストにとってはあらずもがなの条項であったが⁷⁵⁾、ナショナリストに対する将来的な保証を国際条約において明記し、中立者としての英国の姿(北アイルランドを英国の所有物として見るのではなく、民主主義の原則で扱う)を国際的に公言した⁷⁶⁾重要な条項である。

第二は、アイルランド共和国に対してテロ活動の取締りに関わらしめるだけではなく、政治的な事柄に関しても一定の発言の場を制度化したことである(第2~10条)。特に、北アイルランドにおける少数派(つまりナショナリスト=カトリック教徒)に関する事柄——すなわち、1968年以来、世界的な注目を呼んだ市民権運動の対象となった人権、公平な雇用、機会の平等、公正な警察行政等の事項——につき、常設の「政府間協議会」(Intergovernmental Conference)を通じて英国の政策にアイルランドの意見を反映させる(to put forward views on proposals for major legislation)仕組みを作ったのである(第5, 6条)。こうしたアイルランド共和国の関与は、「新アイルランド・フォーラム」の報告書が「もし実現すれば、アイルランド内で、そして英国とアイルランドの間で、発生し増幅したユニークな現実に対する前例のないアプローチになるだろう」⁷⁷⁾と評価した「共同権限」への限りない接近であったというべきである。

第三は、「両国は、最近の混乱で最も被害を受けた地域の経済的・社会的開発のために、国際的な支援の可能性を考える」と簡単に触れられただけであるが、大きな広がりを持つ可能性を孕む条項を盛りこんだ点である(第10条(a)項)。次章で扱うように、この条項は、英国とアイルランド共和国に、「北アイルランドの分裂した共同体間の和解と国境間協力を促進し、経済的・社会的進歩を助成するための政策に財政支援をすること」を目的として、「アイルランド支援国際基金」(International Fund for Ireland)——以後、IFI——を設立させ(調印は1986年9月18日、発効は同年12月

12日)⁷⁸⁾、これに米国、カナダ、ニュージーランドが加入し、さらに遅れ馳せながら EC とオーストラリアが参加して強力な支援体制を作り上げた。

以上のように画期的な AIA は、英国において圧倒的多数の賛成(庶民院表決は 473 対 47)で批准されされ(1985 年 11 月 27 日)、アイルランド共和国においては「寛大な多数」(generous majority)⁷⁹⁾ すなわち 88 対 75 で批准された(同年 11 月 21 日)。別途行なわれたアイルランド共和国の世論調査の結果も 59%の人間が AIA を受容する慎ましい歓迎ぶりであった⁸⁰⁾。にもかかわらず、その後の発展において、アイルランドにおける僅差の肯定票は、1998 年における「1937 年憲法」の主権条項の廃止の国民投票における 96%の賛成票に成長していくことを考えれば、AIA の「批准はアイルランド統一という構想にとってきわめて手痛い打撃」となるだろうというホーヒーの教条的な批判⁸¹⁾ と対比して、歴史的意味の重い選択であったというべきである。

このような AIA 歓迎の雰囲気とは 180 度異なった反応が北アイルランドから来た。穏健ナショナリストの SDLP は好意的ではあったが、過激派ナショナリスト(シン・フェーン党)は「いつものお節介」としてこれを拒否し、特にユニオニスト陣営はこぞって、北アイルランド選出 15 名のプロテスタント庶民院議員の総辞職、ゼネスト、サボタージュ等、抗議運動を展開した⁸²⁾。言論的には、「暗闇を呪うよりも 1 本のローソクが点いたことを喜ぶ」とか「妥協的解決」として控えめながらも AIA 歓迎一色の欧州議会(1985 年 12 月 12 日)で、北アイルランドきっての人気者で言論的暴れ者アイアン・ペイズリーが「[AIA に賛成する SDLP のジョン・ヒューム議員は 15 万 1000 票、私は 23 万 251 票で北アイルランド代表となった。その私が代弁する]アルスター・ユニオニストの人びとの願いはただ 1 つ、彼らの権利は投票箱だけで決定されること、欧州議会が……多数派の人権を容れようとしない少数派の人権について論じる必要がないということである」と反論した程度であった⁸³⁾。これとても内部の「敵」と通じるアイルランド共和国の邪悪な意図を断固粉碎する一方的意見に凝り固まったペイズリーの頑迷さを世界に確認させただけであった。これに対する覚めた言論界は、AIA の内容そのものよりは、「ミセス・サッチャーと彼女の政府がしっかりしていれば、彼女らは勝利するだろう。しかし彼女らが目をパチクリすれば、これまでよりも悪い暴力がまかり通るだろう」⁸⁴⁾ と、その後の情勢に着目した。結果は、英国政府の毅然ぶりがサニングデールの失敗の二の舞を避けて、ユニオニストの抵抗の汐を引かせることとなった。北アイルランドにおいて、抵抗の沈静化に加えて、AIA の枠の中で、ユニオニスト中に芽生えたプロテスタント/カトリック「共同統治」(power-sharing)止むなしとする建設的な前進策⁸⁵⁾ が、しだいに受容されるにいたった。この動向は、爆破をはじめテロ事件をかいくぐりながら、その挑発に乗ることなく、1994 年以降 IRA の最大組織 PIRA の闘争中止宣言および 1996 年以降の北アイルランド内全政党対話(all party talks)という本来の合意形成過程をたどって、BA にいたったのである。

BA 受入の是非を公式に問われた全北アイルランド住民は、投票者(81.1%)中の過半数をはるかに超える71.1%がイエスと応えたのである(1998年5月22日)。

他方、アイルランド共和国の参加を容れた「政府間協議会」は、AIA 第11条の規定による3年後のレビュー(ただし、公表は1989年5月24日)によって、「貴重なフォーラム」(valuable forum)として機能したと評価された⁸⁶⁾。この国際間組織(形式的には国連に寄託された国際条約の規定に係る機関だから)は、「英国/アイルランド共和国両政府の権限内にある事項で相互に関心あるすべての事項につき、すべてのレベルでの相互協力を推進するために設置する」「政府間協議機関」(特に、設立される北アイルランドの地方政府に「分権」=「権限委譲」(devolve)されない事項について、北アイルランドに対してアイルランド共和国が特別の関心を有する事情を認められて、両国が緊密な協議をする旨、謳われた)というBA(1998年)内の機関に引き継がれていった(BA5-[2]-1, 5)。そして、この「協議機関」の継承こそ、BAの他の条項によって、アイルランド共和国憲法の主権条項が廃止され、比例代表制による北アイルランド議会に加えて「分裂した両共同体による自治的共同統治機関」(power-sharing devolved government)の設置とあわせて、主権国家の狭間で懸案となってきた北アイルランドの憲政的地位の問題に解決をもたらせた発展の線を示している点で重要である。すなわち、主権の突っ張り合いは解消し、一方では「権力委譲がなされた」分野についての北アイルランド住民による自治組織ができあがり、英国/アイルランドともにこれを尊重し、他方では委譲されない権力の分野についての北アイルランド統治では英国とアイルランド共和国の間の緊密な協議がなされる「共同権限」的仕組みへの進展の軌跡を示すものとなったのである。

AIAがBAに行き着くのに貢献した社会的変革への英国政府側の努力についても一言しておく。政党間、政府間の交流・交渉とは別個の次元で、しかし最も根源的な次元において、分裂した共同体を融和させ、文化的多元性に目覚めさせ、寛容を助長し、すべての市民に機会の平等を達成することを目指す作業が進行した。この目的でコミュニティ・リレーションズ本部(Central Community Relations Unit)——CCRU——が北アイルランド担当大臣官房内に創設され⁸⁷⁾(1987年)、さらにあらゆる種類のコミュニティ交流プロジェクト(コミュニティ・リレーションズ指導員の育成、脅し対策、両共同体合同学校、ローカル・ヒストリー協会、ローカル文化祭等の推進・開発)を奨励し財政的に支援する任務を負った「北アイルランド・コミュニティ・リレーションズ・カウンシル」(Northern Ireland Community Relations Council)——NICRC——が創設されたのである(1990年)⁸⁸⁾。いずれも和解進行のためのインフラとして、AIAからBAへの連続線を支える役割りを担ったのである。

3. EC の役割

「北アイルランド問題」との関連で、硬性の衣装にくるまれた主権概念の背景への後退に寄与したのは、英国とアイルランド共和国の EC への同時加盟（1973 年 1 月 1 日）以降の展開である。第二次大戦の廃墟から国家主権やナショナリズムの制限のシステムとして生まれた EC を前提にすれば、それへの加盟が持つ「北アイルランド問題」への投影は、当然であった。現に英国の評価は、北アイルランド担当大臣の口を借りて、「英国とアイルランド共和国が EC の加盟国となったのは、この 2 つの島に居住するすべての人びとの生活にますます多くのインパクトを与えざるを得ない発展である」と公言された（1973 年 3 月）⁸⁹⁾。他方、アイルランド共和国においては、フィッツジェラルドが、広い世界での対立感の希薄化とか社会政策による生活の均質化等いくつかの根拠を示しつつ、両国の EC 加盟は「北アイルランド問題」に対して「将来年が経つにつれて積極的な方向で影響を与える」と予測した⁹⁰⁾（1972 年）。ただ、北アイルランドでは、EC 加盟で「先日までの憎悪や憤激はヨーロッパ的思考の本流に消失する」との極めて楽観的な期待がある一方（1971 年 EC 加盟をめぐるストーモント議会での北アイルランド通商大臣ロビン・ベイリーの言）⁹¹⁾、EC 加盟の効用に対する北アイルランド首相ブライアン・フォークナーから次のような強い疑念が寄せられた（1971 年）。すなわち、「国境が自由な通商を阻む障壁でなくなったり、異なった財政的・社会的・経済的なシステム間の境界線でなくなってしまうときでも、それは、とりわけ人びとが持つ国民的アイデンティティーや忠誠意識といった潰えることのない意識の印しとして残る。そのようなコンテクストにおいて、住民の多数派の意思に反して国境を取り去ろうとする人間がいかにか愚かで反道徳的か、今日以上に明らかになるであろう」⁹²⁾、と。

こうした、英国/アイルランド共和国/北アイルランドにおける両国の EC 加盟に関する評価は、それぞれの国民投票——それ自体は「北アイルランド問題」解決以上のマクロな国家全体の将来像をかけた選択を迫るものではあったが——において示された数字に反映するものとなった。保守党から労働党への政権交代にともなって EC 残留の是非を問った英国のレファレンダムでは（1975 年 6 月 5 日）、英国全体で 67.2% が残留賛成、北アイルランドではかろうじて 51.1% が残留賛成であった。また、EC 加盟の是非を問うアイルランド共和国のレファレンダムでは（1972 年 5 月 10 日）、83.1% が加盟賛成であった。北アイルランドの局所的な利害だけが考慮要因としてクローズアップされる北アイルランドにおいては、フォークナーの思考の延長線上における国家主権の蚕食に対する警戒が賛成票の少なさとなって表われた⁹³⁾。しかし、北アイルランドに特化した調査における僅差の賛成票が、ユニオニストの強力な反対運動が展開された中でのそれであった点を斟酌すれば、融和に向けた小径が拓かれたと解され

「北アイルランド問題」解決と近代国家像の変貌

るわけで、その後の事態の推移もその方向で進むこととなった。

加盟国におけるその全主権地域は、EC法の対象となり、「……高水準の雇用および社会的保護、生活水準および社会の質の向上……を促進することを使命とする」（「欧州共同体を設立する条約」第2条）という目的に沿った活動の傘下に入る。北アイルランドは、I. EC内で第2番目に最も緊迫した地域問題を抱えた「特に恵まれない地域」（specially disadvantaged region）、II. 職業創出と職業訓練を行なう必要がある「最優先地域」（Absolute Priority）との認定を受けた。加えて、III. 欧州投資銀行（European Investment Bank）—EIB—による企業・公社への優遇利率による貸付け対象となり、IV. さらに農業指導保証基金（European Agricultural Guidance and Guarantee Fund）—EAGG—からの支援や、IV. 通常予算による政策支援を受けた⁹⁴⁾。これを一覧表にして示せば、〈表1〉のようになる。

〈表1〉

種類と地域	期間	支援額(ポンド)
I. 欧州地域開発基金 (ERDF)		
①インフラ整備と産業プロジェクト	1975~1985	2億200万
②共和国との国境地帯	1980~1985	450万
③造船不況で影響を受けた地域	1980~1985	170万
④造船不況で影響を受けた地域 (追加)	1984~1989	100万
⑤繊維・衣類の不況で影響を受けた地域	1984~1989	1100万
⑥ベルファスト市街地域を除く全北アイルランド	1985~1991	950万
II. 欧州社会基金(ESF)加盟国とのマッチングファンド(55%支援)		
①公的機関にける職業訓練等を通じての雇用促進・創出	1973~1985	2億7000万
②民間職業訓練や技術革新にともなう企業内再教育	1973~1985	4840万
III. 欧州投資銀行 (EIB) ローン		
①公的機関によるインフラ整備と産業プロジェクト	1974~1986	1億6700万
②企業 (28社) およびエイジェンシー (7公社) 支援	1974~1986	1450万
IV. 欧州農業指導保証基金 (EFGGF) 漁業も含む		
①農業インフラ整備	1974~1985	4630万
②農・漁業産物加工, 漁船建造, 牧畜	1973~1986	3040万
V. 本予算支援		
ベルファスト市外地域整備開発用特別予算	1983~1985	6000万

ERDF, *UK Regional Development Programme 1986-90* (Brussels: Commission of the EC, 1987), sec. 4, paras. 1-7 から作成

しかし、EC管轄地域に対する純経済的関心に基づく北アイルランドへの関わりは、政治的関心をも混合させる方向に進んで行ったのは、EC自体の進化を示すものである。この関心の発達を物語る例を欧州議会に提出された決議案から拾って見る。

「北アイルランドに関して、欧州議会は、

A) 創設者がヨーロッパ共同体に与えた、年来の敵対関係・行為をヨーロッパの諸国民の本質的な利害の合同に変えるという任務にかんがみて、

B) ヨーロッパ共同体が引き受けた協力による平和の促進の任務を果たすために、

C) (略)

D) 北アイルランドにおける紛争とその紛争のアイルランド共和国に及ぼす影響がヨーロッパ共同体の2加盟国すなわち英国とアイルランド共和国に膨大なセキュリティー費用を負担させていることを憂慮して、

E) 北アイルランド問題の平和的解決が今日にいたるも達成されず、世界におけるヨーロッパのイメージが損傷されつつあることを心にいたし、

F) ヨーロッパ共同体の支援によって平和の探求が促進されることを考慮して、ヨーロッパ共同体に対して、北アイルランドにおける状況およびその状況がヨーロッパ共同体の連帯に及ぼす影響について積極的な関心を持つよう呼びかけ、ヨーロッパ共同体に対して、英国とアイルランドの人びとが取り組む長期的な解決策の策定を支援し、そのような解決の文脈において支援を始める準備にかかるよう要請する」(1982年9月17日)⁹⁵⁾。

この純経済的関心事を超えた視点は、欧州議会「政治問題委員会」(Political Affairs Committee)——現在、「外交・安全保障委員会」(Foreign Affairs and Security Committee)——を動かせ、「北アイルランド問題」の起源から現況にいたる包括的な調査報告書の作成を決意させた(1983年2月24日)。デンマークの国際法学者で欧州議会委員のネイルズ・ハーゲルupp (Neils J. Haagerup) は、同委員会からの委嘱を受けて(同3月16日)、報告書を仕上げた。ハーゲルupp報告書は、AIAの締結とAIAによる「北アイルランド」国際支援枠組みの創設(後述参照)を経て1989年以降の政治的狙いの特別支援をコミッショナーが決断するにいたるステップとなる極めて重要な文書であった(欧州議会全会決議となったのは1984年3月29日)⁹⁶⁾。ハーゲルupp報告書は、しかし、体制変革や治安維持のための政策提言や軍事力提供の提言といった意味において「政治的」なのではなく⁹⁷⁾、政治的紛争を鎮めた「平和」の創出という純経済的活動を超えた高次の目的を見据えた環境整備、そのための超経済的支援に乗り出す意味で「政治的」⁹⁸⁾であった。ただ、「平和」というコンセプトの系として時として「アイルランドの統一」が語られ、英国残留を望みながら英国スタンダードを受容しないユニオニストの矛盾が触れられるとき⁹⁹⁾、北アイルランド選出議員(北アイルランドは、1979年以降、欧州議会で3議席を配分されている)の憤激が奔出することはあった。ペイズリーいわく、報告書は「まったく人びとの判断を誤らせ」(totally misleading)、「フェアでありえず、バイアスから免れることもない」(cannot be fair and unbiased)と、その偏頗性を攻撃し、また、もう1人の代表者テラーも「この

ような討論には原則的に反対」であり、そもそも「議会は加盟国の政治問題に関与すべきではない」と根源的な反発を示したのである¹⁰⁰⁾。しかし、それらは、彼らに特有の伝統的な強い警戒心—— EC 加盟反対論の延長——によったのであって、報告書そのものの客観的内容によるものではなかった。報告書は、①テロが荒れ狂う現実は英国の責任であるということ、②政治的状況の変化を来たらすためにはアイルランド「共和国側の最大限に全面的な協力と北アイルランドの同意を得た上で、英国が計画を策定し、これを執行する」ことが必要だということ、③ EC としては従来の経済的・社会的開発支援に加えて「鎮まらない悲劇的な暴力活動の背後にあるものについて何かをしなければならぬこと」(to do something about the background to the tragic and continued violence in Northern Ireland), を訴えていたのである¹⁰¹⁾。

ハーゲルuppは、具体的な、支援項目と規模を提言しなかったが¹⁰²⁾、その報告は通常の後進的地位の援助とは違った形の「特別の」、「追加的な」援助を提言する報告書として、欧州議会によって採択され、現実化していった。ハーゲルupp報告の実質が実現するのは、北アイルランド内勢力の合意の点を除けば、AIA が定めた機構と、AIA に呼応した IFI であった。この生みの親が、欧州議会による「北アイルランド問題」の調査を内政干渉として終始一貫して反対していたサッチャーであったのは皮肉である¹⁰³⁾。もはや、EC 傘下の欧州において、「明確な国政の境界線」(clear constitutional lines) の存在と「国内的政治問題」(internal political problems) の解決に口出しすることの愚は認めるべきとしても、「EU の創設以来亡き者となり、埋葬された古き時代遅れの伝統的な国家主権という遺物」をタテに何事も特別の限定なしに万事が「内政干渉」(interference in internal affairs) だと唱えることができなくなったことを証している¹⁰⁴⁾。

〈表 2〉

年度	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
支援額	15	15	15	15	15	15	20	20	20
	11.25	11.25	11.25	11.25	11.25	11.25	15	15	15

Official Journal of the European Communities, C146: vol. 46 (25/05/2000), p. 4
 による。支援額の上段の単位は100万 ECU, 下段の単位は100万英国ポンド(ただし、換算率を1ECU=0.76ポンドとした)

EC は、1988 年に英国/アイルランド共和国の要請¹⁰⁵⁾にコミッショナーが応えて IFI に参加し(1989 年 2 月 21 日付書簡)¹⁰⁶⁾、さらに英国首相メージャーとアイルランド共和国首相レイノルズの共同声明 (Downing Street Declaration,) (1993 年 12 月 15 日) に和平への強い動きを読み取って¹⁰⁷⁾、1994 年に正式手続き (コミッショナーのプロポーザル起草, カウンシル決定によるレギュレーション化)を経て、公式に IFI に参加した(決定 1994 年 10 月 31 日, 発効 1995 年 1 月 1 日)¹⁰⁸⁾。EC は、この間一貫して、

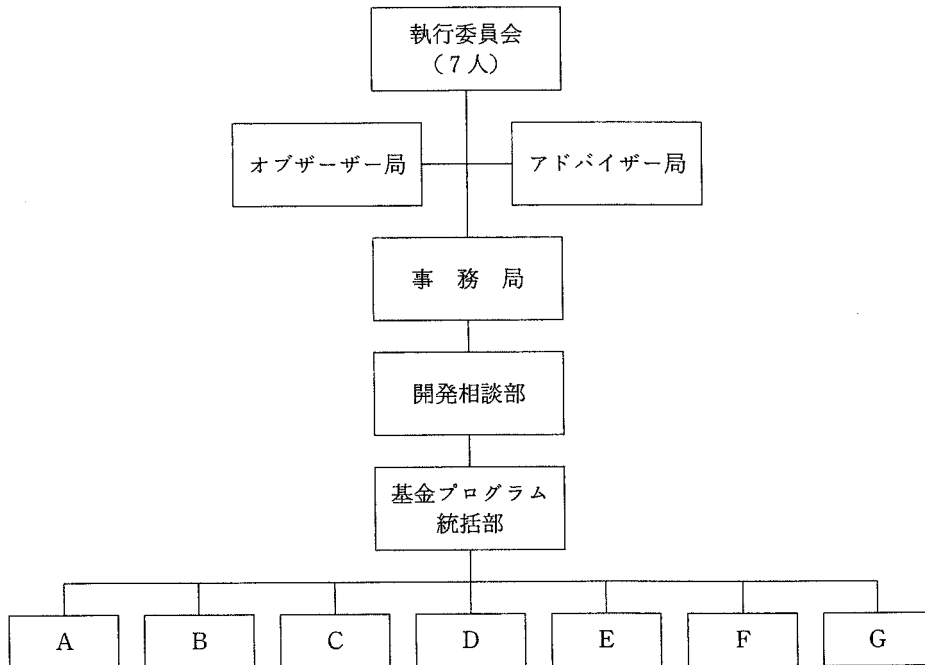
〈表2〉にある通りの寄与を続けた。ECはIFI予算のほぼ50%、米国がほぼ47%を負担するとされるが¹⁰⁹⁾、1998年におけるIFIへの参加国の拠出の中身(各、概算)は、ECが1140万ポンド、米国が1130万ポンド、オーストラリアが60万ポンドで、1999年におけるそれは、ECが1090万ポンド、米国が1250万ポンド、オーストラリアが60万ポンド、カナダが2万ポンドであった¹¹⁰⁾。これら合計が1998年度で2890万ポンド、1999年度で2850万ポンドで、ECに関しては〈表2〉から継続する支援であった(ECUの支出は1500万だがポンド換算で1994年以前と異なっている)。ただ、援助額自体としては、英国が北アイルランドに支出する額(1994年~1998年の5年間の平均で約31億ポンド)¹¹¹⁾に比べれば、それほど大きな額とはいえない(1%弱)。しかし、ECの「北アイルランド問題」解決との関わりを扱う場合に重要なのは、金額の多少以上に、ECの財政援助に際するコミットの仕方である。これに関して2点にわたって指摘が可能である。

まず、ECが経済支援の意義づけをどのようにしたかについてである。注目されるのは、ハーゲルupp報告で明らかなECの「北アイルランド問題」との関わりコンテキストに加えて、さらに具体的な実行段階でのIFI特有の経済支援の有効性、すなわち「関係ある地域への通常援助以上の独自のインパクト」¹¹²⁾ (a genuine additional impact on the areas concerned)をECがどのように認識したかである。ECが出したIFIへの拠出に関わる政策の点検・評価(1997年3月)——1998年以降の支援継続の判断の資料であるとともに¹¹³⁾、ECの「北アイルランド問題」解決支援そのものの実証的な意義づけにもなる——によれば¹¹⁴⁾、①IFIの基金としての働きの合目的性、②IFI活動の具体的な効用等の2点を点検して得た結論は、IFIの支援を受けた接触・対話・和解を目的とするプログラムのグループ数等の具体的な数字によって、敵対する共同体のメンバーの接触を可能とし、共同の目的と共通の関心に向かって共に進む土壌を築いた(1995年頃からプロテスタントのIFIの活用も進んできた¹¹⁵⁾)との認識を得、ここに分裂を深部から治癒するための「和解過程に対するIFIの最も意味ある貢献」があるとして、IFIへの拠出を継続すべきであるというものであった。IFIは、他のファンドやECの通常政策である「経済開発基金」(Structural Funds)との組合せによって、なお「恵まれない地域に照準をあてた」(targeted at disadvantaged areas)基金としての「ユニークで特異な役割」(unique and distinctive role)を相乗的に発揮することができるわけである¹¹⁶⁾。こうしたECの自己評価は、英国ないしアイルランド共和国のレットルが付けばナショナリスト、ユニオニスト双方からの敬遠に会いかねない分野で、中立的な支援ができる国際機関として成功したことを証している。

ECの関わりでの成功は、その支援の運用の実際に見られる国際性にも原因がある。〈図1〉は、これを示したものである。ECは、拠出した資金についての説明責任を果たすために、他の拠出国と同様、構造的に常設された「オブザーバー局」(Observers)

に委員を送ってモニタリングしている。7名よりなる「執行委員会」(Board Members)は、英国、アイルランド共和国が合議で任命するが、これを抛出国がモニターするという仕組みである。これを実務的に補佐する「事務局」(Secretariat)は、2人局長制(Joint Directors)をとり、それぞれ英国とアイルランド共和国によって任命されて、ダブリンとベルファストに駐在する。機構自体が北アイルランドとアイルランド共和国の日常接触によって融和を促すことになると同時に、北アイルランドおよびアイルランド共和国国境地域に展開して設置され、地域とのコンタクト・ポイントとなっている「開発相談部」(Develop Consultants)を通じてIFIは地域に根付くことになる。

〈図1〉 IFI 運営機構 (Official Journal, C146 (25/05/2000), p. 16 による)



上図においてA~Gは¹¹⁷⁾、開発援助のプログラムで地域の必要性に応じて設けられ(実施段階ではさらにキメ細かいサブ・プログラムに分けられ)、IFIが地域の細胞に入っていく通路となっている。こうしたプログラムを通じて支援を受けたプロジェクトは、IFI創設後4000に上り¹¹⁸⁾、その活用の密度の濃さが分かる。そして、こうした活用の旺盛さは、ヨーロッパの関心が英国/アイルランド共和国の主権国家としての世話役あるいは保証人の役割りを確保しつつ、「和解」推進の上で実質的な主体となる当の地域の参加を必須項とし、地域のエネルギーとニーズを汲み上げる中で発揮されていることを示している。

さいごに

「北アイルランド問題」の生成から解決へ向けた動きを全体的に見れば、地域、国家、国際という3レベルの行為主体がバランスよく関与し、思慮深くその分を果たす仕組みを徐々に作り出してきたことが分かる。地球規模であらゆる局面で国家主権やナショナリズムの否認・放擲が普遍的リアリティーを持つわけではないにしても、絶対的な排他的支配から主体的な共生模索への大きなシフト変動は被らざるを得ないところである。国際連合やその他の諸国際機関の存在以上に、主権国家概念のいち早い生成の場所でありながらいち早く同概念の超克が取り組まれた場所であるヨーロッパにおいて、「北アイルランド問題」の解決は、いわばそのような超克のケーススタディーとなり、超国家主権的共同体の生成と活動に巻き込まれる運命を担ったのである。

勿論、「北アイルランド問題」を取り巻く特有の条件はあった。例えば、北アイルランドは領有を主張しあう対立する主権の狭間で分裂しながらも、キプロスにおけるような永続的分断状態に陥らなかったし、一方当事者の勝利によるベルリンの壁の崩壊のごとくでもなく、作られた民主主義で秩序を付与されたボスニアや国連認定の武力による多数意思の守護で独立国となった東ティモールなどの例でもない。「北アイルランド問題」の解決の特徴は、超国家的共同体による財政支援とモラル・サポートによって、なお主権的国家の実体的な関与の部面を許しながら、対立する主権の融和と内部的努力——相互交流・相互理解・共通企画、住宅・就職・教育等における公平原則、生活レベルの向上や社会保障の充実等によるスケープゴート（紛争の種）を作らない環境の作出——による参加型自治の樹立にあった。それには、合意の政治（government by consent）という分かち合える政治文化と、ヨーロッパという共有しあえる価値観・運命感の存在がはずかたて力があったのである。勿論、こうして至りついた解決方式も、政治文化を共有しない分子の出方にその浮沈のカギがあることはいうまでもないし、「国際的独立武装解除委員会」（Independent International Commission on Decommissioning）によるパラミリタリー組織の解体の成否¹¹⁹⁾ や伝統的パレードにおけるカトリック教徒を挑発するハネあがりオレンジメンの抑制¹²⁰⁾ のように困難な課題がある。しかし、「分割」を固定化し問題解決を延引した硬い主権争奪の段階に引き返しえないとすれば¹²¹⁾、未だ残るこの一縷の危うさは、紛争解決の枠組みの問題というよりは、大儀なき心理的反抗であり、これに対してはその正統性を奪うとともに、眼前にある最新の枠組みの実施によって（それは信頼醸成と信頼浸透を許す）、乗り切る以外ないであろう。

註

- 1) *The Universe*, October 25, 1998.
- 2) トリンプル氏は「私は、そのつもりになればユニオニストかナショナリストかを問わず、私以上にこの賞にふさわしい北アイルランドの人びとの名前を挙げるができる。私はこれに、その人生において、ワーズワースのいわゆる『人の記憶にも残らない親切と愛の小さな行い』をなしとげて証人となった何千という無名の人びとを加えたい」と語り（ノーベル平和賞委員会ホームページ (<http://www.nobel.no/eng.lect.98t.html>) に掲載された文書による）、ヒューム氏は「この受賞をアイルランドの普通の人びと、とりわけ紛争の現実のなかで生き、そこから生じる被害を引き受けてきた北アイルランドの人びとに負っている。……紛争の30年間は……『犠牲が長く続けば、血の通う心も石となる』というイエーツの言葉が真実となるかもしれないと多くの人びとが思った〔苦難の年月であった〕」と愛国の詩人を引用しつつ、歴史に名を刻されない多数人の代表であることを語った（ノーベル平和賞委員会ホームページ (<http://www.nobel.no/eng.lect.98h.html>) 掲載文書による）。
- 3) 北アイルランドにおける次の各調査項目の数字は、この犠牲・受忍の様子を数量的に表わしている。

項 目	1969～98年
テロ活動に伴う死者	3,289人
テロ活動に伴う負傷者	42,216人
発砲事件	35,669件
爆発事件	10,142件
爆弾未然処理	5,104件
武器押収のための家宅搜索	359,699回
テロ活動被疑者	18,258人

Sydney Elliot & W. D. Flackes, *Conflict in Northern Ireland, an encyclopedia* (California: ABC-CLIO, 1999), "Security Statistics", pp. 681-687 より作成。

- 4) その意味で、トリンプル、ヒューム両氏に対する最高度に効果的な顕彰は、単なる北アイルランドという一地域における微視的でローカルな手柄話ではなく、知名度と規模の点で世界世論をはるかにドラマチックに沸騰させたペレス首相とアラファト議長の握手（両人が1994年度ノーベル平和賞受賞者）にも似て、人類史の動向を明確に発信した出来事であったといって過言ではない。
- 5) 40 Geo. 3, chap. 67 (1800年7月2日国王裁可。ただし、施行は1801年1月1日から)。
- 6) この思想的支援者のトーン (Wolfe Tone) は、英国とアイルランドの結びつきを「アイルランドの呪い」 (the curse of Ireland) と規定し、300万人のアイルランド国民 (my countrymen) の決起を呼びかけた。Cf. Gerard Reid, ed., *Great Irish Voices* (Dublin: Irish Academic Press, 1999), pp. 11-13.
- 7) Alan O'Day and John Stevenson, ed., *Irish Historical Documents since 1800* (Dublin: Gill and Macmillan, 1992), pp. 76-7.
- 8) 英国の対アイルランド自治権付与とアイルランド・ナショナリズムの間に流れる深い齟齬感については、cf. Patrick O'Farrell, *Ireland's English Question, Anglo-Irish Relations 1534-1970*

- (London: B. T. Batsford, 1971), Part 3, chap. 1.
- 9) 1914年9月18日に成立した自治権付与法 (Home Rule Act) の正式名称は, “Act of the Government of Ireland 1914” (4 & 5 Geo. 5, chap. 90) という,
- 10) Cf. “Proclamation of the Irish Republic”, O’Day and Stevenson, ed., *op. cit.*, pp. 160-1.
- 11) Cf. H. B. C. Pollard, *The Secret Societies of Ireland* (Kilkenny: The Irish Historical Press, 1988), pp. 15-9.
- 12) 「英国政体の扼殺」(Burkeing the Constitution of England) と題する風刺画でピールとウェリントンが教皇とサタンへの供物としてジョン・ブル (英国) を殺そうとしている。Cf. R. F. Foster, *The Oxford Illustrated History of Ireland* (Oxford: the University Press, 1989), non-paginated leaf between pp. 208 and 209.
- 13) Cf. Paul Arthur, *Government and Politics of Northern Ireland*, 2nd edn. (Harlow: Longman, 1984), pp. 7-10.
- 14) Stephen Small, *An Irish Century 1845-1945* (Dublin: Roberts Books, 1998), p. 68.
- 15) Home Rule Act は, 同時に成立した暫時的停止法 “Suspensory Act 1914” (4 & 5 Geo. 5, chap. 88)によって実施が見送られた。
- 16) アスキス首相の北アイルランド指導者カーソン宛の書簡の言葉である。O’Day and Stevenson, ed., *op. cit.*, pp. 151.
- 17) 人口は, 「分離」間もない1926年で約126万人(1991年で約158万人)。南アイルランドは同じく1926年で約297万人(1991年で約363万人)。ちなみに, 同じ1926年時点でのカトリック教徒の人口(表明ベース)は, 北アイルランドが約42万人(全人口比33.5%), 南アイルランドが約275万人(全人口比90.3%)。Cf. Pat McArt ed., *Irish Almanac and Year Book 1999* (Co. Donegal: Artcam Ireland, 1998), pp. 127-9; Nicholas Mansergh, *The Government of Northern Ireland, a study in devolution* (London: George Allen & Unwin Ltd., 1936) p. 230.
- 18) アイルランド島全体では, アルスターを含めて4地方(アルスター以外はConnacht, Leinster, Munster)があった。
- 19) このことは, カトリック教徒が多数派であるFermanaghとTyrone(そのカトリック人口の合計はDerryとArmaghのプロテスタント人口の合計より大)を北アイルランド圏に含め, また北部Monaghanの33%のプロテスタントを失っても32%を占める南部Armaghを北アイルランドに帰属させ, 東部Donegalの40%のプロテスタントを見限る代わりに39%のプロテスタントを擁する南Fermanaghを北アイルランドにとりこんだ, その便宜的で複雑な組合せの仕方に露見している。Cf. J. J. Lee, *Ireland 1912-1985, politics and society* (Cambridge: University Press, 1990), pp. 45-6.
- 20) Dennis Kavanagh, *British Politics, continuities and changes*, 3rd edn. (Oxford: the University Press, 1997), p. 24.
- 21) Cf. Her Majesty’s Stationary Office, *The Future of Northern Ireland: a paper for discussion* (1972), para. 2.
- 22) チャーチルやパーケンヘッドをはじめ英国の指導者たちの一部は, 北アイルランドをアルスターの9州構成として, 孤立・分離主義的なプロテスタントを抑え, 南部との統一に親近的なカトリックの振り子を利用して自由国としての統一アイルランドを容易ならしめる構想を抱いていた。Cf. Tim Pat Coogan & George Morison, *The Irish Civil War* (London: The Orion Publishing Group, 1999), p. 16; Tim Pat Coogan, *Michael Collins* (London: Arrow Books

Ltd., 1991), pp. 334 ff. なお、「1920年アイルランド統治法」第3条は、南北議会が多数決によって共に統一の議会有を持つことを決定した場合に一つの全アイルランド自由国議会が誕生することを謳っているが、北アイルランドの作為的構成の経緯はその現実的可能性を排除し、同条項を実体なき観念的条項としてしまった。

- 23) ただし、英国による公式の非合法宣言は1919年9月12日。
- 24) Cf. Coogan & Morison, *op. cit.*, p. 21. デ・ヴァレラは交渉団の権限等の手続問題とからめて独立したアイルランド共和国を勝ち取り得なかった条約案を非難するが、そもそもデ・ヴァレラが受諾した交渉の枠組みが代表団を拘束した。このことは、代表団員の一人マイケル・コリンズの口を通して公然のものとした。「ロイド・ジョージからの9月29日の書簡は英国側がアイルランド共和国〔の承認〕に関して協議に入るのではないことを明確にしていた。もしわれわれがアイルランド共和国の承認を前提に協議に臨むことができたなら、それを提議することはいとも簡単であったろうし、そもそも協議など必要でなかったであろう、というのが私〔マイケル・コリンズ〕の意見である。さらに私が明確にしておきたいのは、妥協案を作ったのは招待を受諾したからだということである。私は、その具体化のための矢面に立つ目的で派遣された。そして、今、調印者の一人として、私は、当然、これが批准されることを勧めているのである」(*Debate on the Treaty between Great Britain and Ireland, signed in London on the 6th December 1921 : Sessions 14 December 1921 to 10 January 1922* (Session 2: Monday, December 19th, 1921), Corpus of Electronic Texts Edition, p. 33.
- 25) 条約批准審議における討議の中心テーマは、英国王への忠誠義務の宣誓であった。その理由は、アイルランドが完全独立の主権国ではなく英国主権下の属国としての地位にとどまることを示す最も明白かつ露骨な条項であったからである。しかし、この問題は、アイルランドは島全体が一つの独立国となるというナショナリズムの表出であるかぎり、北アイルランドが分離して統一的な自治国を構成できないこととの連動で重要であり、だからこそデ・ヴァレラ自身、この北アイルランド分離を主権問題（英国王の元首とそれへの忠誠宣誓）と並んで重要とした。Cf. Francis Costello, ed., *Michael Collins, in his own words* (Dublin: Gill & Macmillan Ltd., 1997), p. 84; Constantine Fitzgibbon, *The Life and Times of Eamon de Valera* (Dublin: Gill & Macmillan, 1973), pp. 93-5.
- 26) コリンズによる位置付けであった。彼はいう、「私の意見では、この条約は自由、すなわちあらゆる国民が願う、それへと向かって展開していくような究極的な自由ではなく、その究極的自由を達成するための自由をわれわれに与える」と (*Debate on the Treaty* (*op. cit.*), p. 33)。
- 27) 英国側の批准は、1922年3月31日の“*Irish Free State (Agreement) Act*” (12 Geo. 5, chap. 4) の成立で完成。
- 28) Coogan & Morison, *op. cit.*, p. 25.
- 29) 北アイルランドが南アイルランドと同じナショナリスティックなマインドによって志が同じになりえるといったオプティミズムを抱いたマイケル・コリンズやその後の自由国を率いた条約派の甘さがあったことは事実であるが、なお、そのメンタリティは、南アイルランドのナショナリスト通有のオプティミズムでもあった。Cf. Coogan & Morison, p. 263; J. J. Lee, *op. cit.*, pp. 140 f.; Stephen Small, *op. cit.*, p. 68.
- 30) 「条約」は、①条約批准後1ヶ月以内に北アイルランド議会から国王への意見奏上がある場合、国境委員会（南北アイルランド代表者各1名、議長として英国代表の3名からなる）を設置して境界の確定を行なうまで「1920年アイルランド統治法」が有効であり続けることになるか（条約

第12条)、②そのような何らの意見の奏上もなかった場合、「1920年アイルランド統治法」は継続して有効とするが、アイルランド自由国も北アイルランドに対して後者が「1920年アイルランド統治法」によって付与されない一定の事柄に関する管轄権をも有することになるか(条約第14条)、と規定した。実際は、第12条に基づく「国境(画定)委員会」設置の方向で進んだ。

- 31) 北アイルランド首相クレイグが徹底して委員派遣を拒否したため、新しい立法措置(1924年9月30日ダブリン議会、同年10月9日ウェストミンスター議会をそれぞれ通過)をとって、英国政府が代わって北アイルランド代表を選任した。委員会は、議長フィーサム(Richard Feetham)、アイルランド自由国代表マクネイル(Eoin MacNeill)、北アイルランド代表フィッシャー(J. R. Fisher)の構成で、1924年11月6日に作業を開始し、1925年12月3日による委員会合意案への3当事者の調印で幕を閉じた。
- 32) 15 & 16 Geo. 5, chap. 77 (1925年12月10日国王裁可)。
- 33) もし宗派人口を考慮して安定的な境界線を引くならば(厳密な手続きならば住民投票による選択を経て)、Tyrone, Fermanagh, 南部 Armagh, 南部 Down の各地域のかかなりの部分をアイルランド自由国に編入するのが論理的であるが、北アイルランドの政治的・経済的安定が優先するとする議長国の立場が委員会を支配した。結局、彼らが生み出した案は、「住民の希望」を聞くことなく東部 Donegal を北アイルランドに、南部 Armagh をアイルランド自由国にそれぞれ編入して、2万5000人のカトリック教徒を南に、2000人のプロテスタント教徒を北に移動させるといった、北アイルランド圏創出の際の宗派の犠牲を部分的に解消する小手先の変更にすぎなかった。これに対してアイルランド自由国側では、委員会代表が辞任する一方(1925年11月)、首相コスグレーヴは、自らロンドンに赴き(1925年12月)、英国からの僅少の経済的見返りを期待して現境界線の不変更を申し入れ、僅少の変更内容の委員会案すら葬り去られた(cf. J. J. Lee, *op. cit.*, pp. 145 f.; Stephen Small, *op. cit.*, p. 89. また、具体的内容については、cf. David Harkness, *Ireland in the Twentieth Century, divided island* (London: Macmillan Press Ltd., 1996), p. 146.)。
- 34) David Harkness, *op. cit.*, p. 46.
- 35) 形式的にしる国境委員会の正統性を証示する文言が、「合意」文書に記録されている。Cf. David Harkness, *op. cit.*, pp. 145-7.
- 36) デ・ヴァレラは、条約およびアイルランド自由国(正式の成立まではアイルランド暫定政府)の正統性を否認し、内戦(1922年6月28日~1923年5月24日)を誘発した人間である。彼にとって、条約に基づく「国境委員会」の無成果は、条約派の自業自得以外ではなかった。政権に返り咲いたデ・ヴァレラは、得意げに語った。「[1922年の英国・アイルランド条約]を眼前にした古い議会での賛成派の議論の1つは、この条約が自由を獲得するための自由を与えるというものであった。その政策を遂行した者たちは今[屈辱的な対英国国王への忠誠宣誓義務を除去する方向に向かって]前進することに障害があるなどというであろうか? そんなことは言ってみない英国人に言わせておけばよい」(O'Day and Stevenson, ed., *op. cit.*, p. 190.)。なお、内戦終結後、彼は処刑を免れたが、彼の旗の下で戦った77名が処刑された。
- 37) 例えば、デ・ヴァレラは、力によるアイルランド再統一を夢想するわけではなかった。彼のもとからIRAが去り、シン・フェーン党が離れていったように、彼がアイルランド自由国体制の中に入っていったこと自体、最右翼の共和国主義者でないことを示したといえる(1925~26年)。Cf. M. J. MacManus, *Eamon de Valera, a biography* (Dublin: The Talbot Press Ltd., 1944 repr. edn.), pp. 261 f. さらに、時がたつと彼は、戦闘的共和国主義の化身IRAを非合法化した(1936

- 年6月18日)。Cf. Constantine Fitzgibbon, *op. cit.*, 108; O'Day and Stevenson, ed., *op. cit.*, pp. 191.
- 38) O'Day and Stevenson, ed., *op. cit.*, pp. 187-8.
- 39) Cf. O'Day and Stevenson, ed., *op. cit.*, pp. 188-90. デ・ヴァレラが議員になるために方便としてでも（または面子を失わないで）対英国国王の忠誠宣誓をしなければならなかった際の心理的工夫については, cf. J. J. Lee, *op. cit.*, pp. 154-5.
- 40) David Harkness, *op. cit.*, p. 54.
- 41) Liz Curtis, *The Cause of Ireland, from the United Irishmen to Partition* (Belfast: Beyond the Pale Publications, 1944), p. 297.
- 42) M. J. MacManus, *op. cit.*, p. 289.
- 43) Belfast Agreement (1998), sec. 2 (Constitutional Issues), art. 1, i, iii, iv etc.; New Anglo-Irish Agreement (1998), art. 1.
- 44) W. B. Yeats, 'Easter 1916' in *The Collected Poems* (London: Macmillan, 1961), pp. 202-5.
- 45) Gerard Reid, ed., *op. cit.*, p. 251.
- 46) Cf. John Bowman, *De Valera and the Ulster Question 1917-1973* (Oxford: the University Press, 1989), pp. 156-8.
- 47) David Harkness, *op. cit.*, p. 54.
- 48) David Fitzpatrick, *The Two Irelands, 1912-1939* (Oxford: the University Press, 1998), pp. 141 f.
- 49) *Ibid.*, p. 77.
- 50) Cf. *ibid.*
- 51) Constantine Fitzgibbon, *op. cit.*, p. 145.
- 52) Cf. John Bowman, *op. cit.*, p. 332.
- 53) Cf. "Conservative Party General Election Manifesto 1979", in Iain Dale, ed., *Conservative Party General Election Manifestos 1900-1997* (London: Politico's, 2000), p. 276.
- 54) Margaret Thatcher, *The Downing Street Years* (London: HarperCollins Publishers, 1993), p. 395.
- 55) わが国のジャーナリズムによれば, BA 締結と「ブレア氏, 第三の道快走」, あるいは労働党を率いるブレア首相の「決断と行動力」が結びつき（『朝日新聞』1998年4月30日）, また通俗的な単純化では「この合意の立役者は, 英国のトニー・ブレア首相とアイルランドのパーティー・アハーン首相という40代の若き2人の首相である」となるが（『SAPIO』, 1998年5月27日号, 105ページ）, いずれも短絡的である。今日ある和平の基本枠創出の作業は, 北アイルランドのパラミタリーによる攻撃の最右翼の標的にされた保守党のサッチャー元首相とアハーンとは対立する政党（フィアナ・ファイル）のフィッツェラルド元首相の下で始まっていたのである。
- 56) Cf. *ibid.* pp. 385 et 395.
- 57) *Ibid.*, pp. 383-4. また, AIA 批准で同協定の提案説明をした際の, サッチャーの次の言を参照。「北アイルランドの暴力に終止符を打ち, 平和と安定をもたらす唯一の永続的な道は, 二つのコミュニティの和解 (reconciliation between these two communities) です」(*Parliamentary Debates*, 26 November 1985: col. 748)。
- 58) Cf. Dennis, Kavanagh, *Thatcherism and British Politics* (Oxford: the University Press, 1990), p. 271.

- 59) 興味深いことは、北アイルランド選出議員のイーノック・パウエル（北アイルランドの英国への完全統合論者）が強硬な反テロ対策に集中すべきことを主張したのに対して、サッチャーが「セキュリティが他のもっと広範な政治的イシューと切り離すことができるとは信じなかった」と明言していることである。Cf. M. Thatcher, *op. cit.*, p. 387.
- 60) サッチャーいわく、「異常な混沌から脱皮すれば政治上、治安上得るところはあるだろうと、私は本能的に考えた」（M. Thatcher, *op. cit.*, p. 398），と。
- 61) Cf. John Bowman, *op. cit.*, p. 332.
- 62) M. Thatcher, *op. cit.*, p. 396.
- 63) *Ibid.*, p. 398.
- 64) Cf. *Sunningdale Agreement December 1973*. フィッツェラルドと同じ政党のリーム・コスグレーヴ首相とサッチャーの前任の保守党党首エドワード・ヒース首相が、主権要求を影に後退させ南北アイルランドの相互依存関係の現実に着目して、「北アイルランド問題」の解決枠を国際条約案として作り上げた。CAIN Web Service による (<http://cain.ulst.ac.uk/events/sunningdale/agreement.htm>)。
- 65) 前掲注 21 参照。
- 66) Cf. The Stationary Office, *New Ireland Forum Report* (Dublin, 2 May 1984), para. 4-14.
- 67) *Ibid.*
- 68) サッチャーは、ダブリン・サミット後の共同記者会見で、フィッツェラルドを横に置いたまま、①～③いずれの選択肢も「アウト」（退場）として、歯牙にもかけない応答をした。また、このサッチャーの断固とした拒絶は、目下の交渉相手フィッツェラルドから「百害あって一利なしの暴言」（*gratuitously offensive*）の批判を招いた。Cf. M. Thatcher, *op. cit.*, pp. 396 et 400; Sydney Elliot & W. D. Flackes, *Conflict in Northern Ireland, an encyclopedia* (California: ABC-CLIO, 1999), "Security Statistics", pp. 27 et 366-7; James Loughlin, *The Ulster Question since 1945* (London: Macmillan, 1998), p. 93.
- 69) この交渉継続へのインセンティブには、米国の圧力とテロ対策の必須さという内発的な理由があった。Cf. James Loughlin, *op. cit.*, pp. 93-4.
- 70) *New Ireland Forum Report*, 8-1.
- 71) このように、「新フォーラム・レポート」の後押し程度の影響としている例は、James Loughlin, *op. cit.*, p. 94 である。この表現以上によりはっきりした影響関係を指摘する例は、J. J. Lee, *op. cit.*, p. 682 である。
- 72) *Parliamentary Debates*, 26 November 1985: col. 751.
- 73) ただ、「1949年アイルランド法」がこの地位を北アイルランド議会の多数意見によらせていたが、「1973年北アイルランド憲法」は北アイルランド住民の多数意見によらせた。
- 74) Elliot & Flackes, *op. cit.*, p. 28.
- 75) 現実に批准審議でも主張された。Cf. *Parliamentary Debates*, 27 November 1985: col. 885
- 76) *The Future of Northern Ireland: a paper for discussion* (1972), para. 39 において、ヒース首相が演説で語った次の表現が繰り返されている。「北アイルランドの多くのカトリック教徒にとって北アイルランドが南アイルランドと合同することが念願です。それは良く分かっています。……将来においても北アイルランドの住民の多数が合同を希望し、しかるべき合法的な方法でその希望を表明するならば、いつの時代の英国政府でもその邪魔をする（stand in the way）などとは考えられもしません」。

「北アイルランド問題」解決と近代国家像の変貌

- 77) *New Ireland Forum Report*, 8-2.
- 78) Cf. *Official Journal*, C146 (25/05/2000), p. 3. 要するに, IFI の目的は, ①「経済的・社会的進歩の促進」と②「アイルランド全体のナショナリストとユニオニストの間の接触・対話・和解の奨励」という二重の目的をもっていたのである。Cf. IFI, *Annual Report & Accounts 1999*, p. 3.
- 79) Cf. *The Economist*, November 30 1985, p. 73.
- 80) Cf. *ibid.*
- 81) Cf. Maurice Irvine, *Northern Ireland, faith and faction* (London: Routledge, 1991), p. 133.
- 82) Cf. James Loughlin, *op. cit.*, pp. 97-9.
- 83) Cf. *Official Journal of the European Communities, Annex: Debates of the European Parliaments*, 1985-1986 Session, no. 2-333, pp. 223 et 225.
- 84) *The Economist*, November 23 1985, p. 29.
- 85) Cf. James Loughlin, *op. cit.*, pp. 100-1.
- 86) Cf. Elliot & Flackes, *op. cit.*, p. 166.
- 87) Cf. Thomas Hennessey, *A History of Northern Ireland 1920-1996* (London: Macmillan, 1997), p. 243. ①「平等・公平部」(Equality and Equity Branch), ②「コミュニティ・リレーションズ部」(Community Relations Branch), ③「情報・評価・研究部」(Information, Evaluation, and Research Branch) の3部局からなる (<http://www.ccruni.gov.uk/>による)。
- 88) Cf. *ibid.*
- 89) Comnd. 5259: *Northern Ireland Constitutional Proposals* (HMSO, 1973), Pt. 1, par. 7.
- 90) Cf. Asdrian Guelke, *Northern Ireland: the International Perspective* (Dublin: Gill & Macmillan, 1988), pp. 155-6.
- 91) Cf. *ibid.*, p. 154.
- 92) Cited in *ibid.*, 154-5.
- 93) Cf. Elliot & Flackes, *op. cit.*, p. 245.
- 94) Cf. ERDF, *UK Regional Development Programme 1886-90* (Brussels: Commission of the EC, 1987), sec. 4, paras. 1-7.
- 95) N. J. Haagerup, *Report drawn up on behalf of the Political Affairs Committee on the situation in Northern Ireland* (19 March 1984), European Parliament Working Documents 1983-84, Document 1-1526/83 (以下, Haagerup とする), p. 84.
- 96) 欧州議会の決議は, それ自体法的拘束力を持たないが, 閣僚会議と並んで EC の民主統制の軸となる機関の意向として, 政策立案に対する無視し得ない提言となるのである。同時に, 英国/アイルランド共和国の両国の EC 加盟のいま1つの成果を確認するものでもあった。
- 97) 報告書はこの意味での政治的意図を「現在においても未来においても EC の枠組の外にある」としてキッパリと否定する。Cf. Haagerup, pp. 5, 71-2, 74, 78.
- 98) 北アイルランドの事情を知った上では, 従来の経済支援に加えた特別の支援がなければ平和の達成が難しいと言う意味で, 報告書では「追加的」(additional)を使っている。Cf. Haagerup, p. 13.
- 99) Cf. Haagerup, pp. 37-9; 70-1.
- 100) Cf. *Official Journal of the European Communities, Annex: Debates of the European Parliaments*, 1984-1985 Session, no. 1-312, pp. 168 et 170.

- 101) Haagerup, pp. 74-5.
- 102) 1973年以來の約4億ポンドにもなる支援すら僅少に見えるほど北アイルランドの財源不足がひどくなっている、北アイルランドの費用の40%（年間16億ポンド）が英国の納税者の負担となっている、と指摘した（Haagerup, p. 45）。
- 103) サッチャーの反対について、cf. Elliot & Flackes, *op. cit.*, p. 247.
- 104) ハーゲルupp報告書討議の中で、デンマーク選出議員バンゲマンが述べた言葉。Cf. *Official Journal, Annex: 1984-1985 Session, no. 1-312, p. 165.*
- 105) Cf. *Official Journal*, L286 (05/11/1994), Preamble.
- 106) Cf. *Official Journal*, C146 (25/05/2000), pp. 3 et 15.
- 107) Cf. *Official Journal*, L286 (05/11/1994), Preamble.
- 108) *Official Journal*, L286 (05/11/1994).
- 109) Cf. *ibid.*, p. 3.
- 110) Cf. IFI, *Annual Report & Accounts 1999*, p. 65.
- 111) Cf. *Northern Ireland Expenditure Plans and Priorities, 1999-2000 to 2001-2002*, Chapter 11: Additional Analyses, p. 309より算出。
- 112) *Official Journal*, L286 (05/11/1994), art. 2.
- 113) Cf. *Official Journal*, L286 (05/11/1994), art. 6.
- 114) *International Fund for Ireland, an evaluation report pursuant to the provisions contained in Council Regulation (EC) No. 2687/94. COM (97) 130.*
- 115) ベイズリーがAIA審議中の欧州議会で「北アイルランドを代表して私は金の約束などは全部拒否する。あなたたちのエキュエーだろがアメリカのドルだろが、あなたたちはアルスター人を買うことはできない」（*Official Journal, Annex: 1985-1986 Session, no. 2-333, p. 226*），と叫んだように、プロテスタントは財政支援に警戒的であった。
- 116) *International Fund for Ireland, an evaluation report*, passim.
- 117) プログラムのジャンル分けである。具体的内容を示すと下表のようである。

A	開発条件が悪い地域 (Disadvantaged Areas)
B	共同体和解 (Communities Initiatives)
C	観光振興 (Tourism)
D	人材育成奨励 (Wider Horizons)
E	都市部開発整備 (Urban Developments)
F	特定事業援助 (Flagship Projects)
G	地域産業支援 (Business Enterprise)

Official Journal, C146 (25/05/2000), p. 16より。

- 118) COM (1999) 549, p. 2.
- 119) BA, sec. 7. 武装解除委員会は、BAの締結前（1995年）に設置されていた。構成は、元アメリカ合衆国上院議員で北アイルランド最後の和解調停委員ジョージ・ミッチェル、元フィンランド首相ハリー・ホッケリー、カナダの軍人ジョン・ド・ジャスラーンである。
- 120) 毎年7月を最盛期としてウィリアム3世の対カトリック戦勝を記念して行進する。1997年以來、警察力による抑えこみではなく、「パレード委員会」(parades commission)の許可制とし、各主催団体が届け出る行進通路や楽器についてチェック（進路変更権あり）することによって、行事の地域に居住するカトリック教徒に挑発的とならないように調整している。

「北アイルランド問題」解決と近代国家像の変貌

- 121) 簡単な記述ながら、AIA に見る合意以前への逆戻りはありえないとの判断については、野沢敏治「北アイルランドにおける民族・宗教と社会形成」、『思想』1995年5月号，118～9ページ，参照。

ヴィルヘルム 2 世の対東アジア外交における ヨーロッパ観についての一考察

リチャード・ジッブル

I. はじめに——ヴィルヘルム 2 世の「親政」

ドイツ皇帝ヴィルヘルム 2 世（在位 1888-1918 年）は、1871 年のドイツ帝国の成立以後宰相としてドイツの政治の主導権を握っていたビスマルクと意見が合わず、1890 年 3 月ビスマルクが辞任した後は、自ら政治を行い、「新航路政策」を切り開いた。ヴィルヘルム 2 世はこのいわゆる「親政」で、特に外交政策に関心を示し、ドイツ帝国の国際的立場を固めるため積極的な「世界政策」をとることにしていたが、この外交政策における無分別な発言や衝動的行動でよく知られていた。たとえば、モロッコ事件（1905 年）やディリー・テレグラフ事件（1908 年）などで、世界の注目を集めるようなことが多かった。それで、ヴィルヘルム 2 世時代のドイツ史を研究する最近の学者たちは、ヴィルヘルム 2 世の個人的な影響を軽視しがちである。しかし、John C. Röhl も指摘しているように、ヴィルヘルム 2 世は研究対象として取り上げるそれだけの価値がある。というのは、ヴィルヘルム 2 世がなぞのような人物であり、彼は多事多端な時代に 30 年間もヨーロッパ中部に位置する大国ドイツを支配していたし、その時代の政治風潮のシンボルでもあったからである¹⁾。

もちろん、ドイツの外交政策におけるヴィルヘルム 2 世の役割について、特に彼がその外交政策にどれほどの影響力を持っていたのかということについては議論する余地がある。ヴィルヘルム 2 世としては、ドイツの外交政策を自分で完全に決定出来ると確信していたであろう。彼はある外交官に次のように言ったそうである。「外務省って？。私が外務省である！。」²⁾ また、ある時はイギリスの皇太子への手紙の中で、「私はドイツの外交の唯一の指導者である。私の国は、私に従わなければならない。」³⁾ これらの言葉からわかるように、ヴィルヘルム 2 世は、自分が外交の決定権を持っていると考えていた。

そして、イギリスのヴィクトリア女王の孫でもあり、ロシアのニコライ 2 世の従兄弟でもあったヴィルヘルム 2 世は、ヨーロッパ王族の親戚同士で、個人的な外交を好んで行っていたことは確かである。もっとも、これがうまく行かなかったことは言う

までもない。また、ヴィルヘルム 2 世は海外旅行が好きだったが、旅行先で自分で外交を行ったり、外交官と軍事随行員を通して個人外交を行ったりしていた⁴⁾。さらに、ヴィルヘルム 2 世とロシア皇帝のニコライ 2 世との文通の内容や話かたからは彼が自分の外交決定権や外交手腕を自慢にしていたこともうかがわれる⁵⁾。ヴィルヘルム 2 世は、駐米ドイツ大使 Speck von Sternburg と Theodore Roosevelt 米大統領との親しい関係を基にして、ローズベルト大統領とも手紙等で個人的なレベルで外交を行おうとしていたが、効果はヴィルヘルム 2 世が期待していたほどではなかった⁶⁾。

しかし、ヴィルヘルム 2 世は支配者としての自信や個人外交の手腕に関する自慢にもかかわらず、自分の考えをいつも強引に通すことができたというわけではない。というのは、ヴィルヘルム 2 世が特別に興味を持っていて自分で直接成功させようとしたいくつかの具体策、たとえば最保障条約の更新や Björkö 条約の成立などは、あとで外務省によって却下されたこともあったからである。ドイツ帝国の法律では皇帝は統帥権をもっており、軍隊の最高司令官であったので、彼が直接に外交を指導することが出来たのは、海軍増設政策だけであったと思われる⁷⁾。

実は、ヴィルヘルム 2 世自身その回顧録の中で書いているように、彼は自分の権限がそれほど広くないことを認めていた。もちろん、彼の回顧録は第一次世界大戦の敗北後に書かれたものであって、自己弁明的な目的もあるが、彼がここで指摘しているように、ドイツ憲法では外交政策を決定する責任を負うのは宰相であり、皇帝に報告する内容は宰相自身が決めるので、いくつかの重要な内容で外務省から伝えてもらえなかったものもあったであろう。またヴィルヘルム 2 世は、皇帝と宰相との関係に関する憲法上の六つの難点も挙げている。その中で、皇帝の影響力については、皇帝には宰相と外務省に自分の意見を述べる事が出来るが、自分の意見を強引に押し付けることも出来なければ、宰相や外務省の政策を妨げることもできない、と主張しているのである⁸⁾。一方、外交政策の作成においては皇帝の権限が法律上限られていて、宰相や外務省やその他の官庁が責任を負っていたとあってよい。Röhl が指摘しているように、責任内閣制度を持っていなかったドイツ帝国では、政党や世論の影響力は実際上あまりなく、皇帝と皇帝を囲むエリートを中心とする王制であったので、最終的にはヴィルヘルム 2 世の親政がドイツの政策の形成、特に第一次世界大戦につながった政策の形成において責任を持っていた、ということが出来るであろう⁹⁾。

この論文においては、ドイツ外交におけるヴィルヘルム 2 世の役割や影響力よりも、ドイツの対東アジア外交政策におけるヴィルヘルム 2 世の見解や考え方を検討してみたい。まず、アジアに関するヴィルヘルム 2 世の無分別で衝動的な発言や行動の例を、二つ取り上げていみよう。その第一は、ヴィルヘルム 2 世が自ら考案し、Hermann Knackfuß (1848-1915) という画家に描いてもらった有名な「黄禍」の絵 („Völker Europas, wahrt Eure heiligsten Güter! “ヨーロッパの諸国民よ、汝らの神聖な財産

を守れ、!) であるが、この絵は、アジアとヨーロッパの文明圏を表す仏教やキリスト教的なシンボルを使って、日清戦争で勝利を収め、勢力を増しつつあった日本の危険性を強調するものであった。その第二は、義和団事件の際中国へ派遣されたドイツ遠征軍に、ヴィルヘルム 2 世が行った演説「フン族演説」(die „ Hunnenrede “) である。この演説の中では、義和団事件の犠牲となったドイツ駐中公使の殺害に報復するため出兵するドイツ軍が、ドイツをはじめ文明世界 (ヨーロッパ) 全体の価値観を守るために戦わなければならないことが強調されている。この絵と演説、ならびにそれらに関するヴィルヘルム 2 世の他の発言も照合して、彼のヨーロッパ観について考えてみよう。

II. ヴィルヘルム 2 世の対東アジア政策におけるヨーロッパ観

A. 「黄禍」の絵 („ Völker Europas, wahrt Eure heiligsten Güter! “)

①歴史的背景

ヴィルヘルム 2 世自身が題名を付けた „ Völker Europas, wahrt Eure heiligsten Güter! “ (ヨーロッパ諸国民よ、汝らの神聖な財産を守れ、!) は、1895 年の夏に、H. Knackfuß (1848-1915) という画家がヴィルヘルム 2 世の依頼と下図に基づいて描いたものである。絵の内容は、次のとおりである。ドイツ人の守護の天使ミカエルが、ヨーロッパ諸国を象徴する戦いの乙女を教え導く姿が中心に描かれている。天使ミカエルは遠くの景色をさしているが、遠くには町の建物が燃えて、煙が竜のような形をして立ちのぼっている。その竜の上に、ブッダの像が見える。ブッダは落ち着いて、燃えている町を眺めている。題名からわかるように、この絵は東洋と西洋の民族、文化、宗教の衝突を表しており、東洋の世界が西洋の世界を脅かしている、ということが浮き彫りになっている¹⁰⁾。

この絵の背景には、19 世紀末欧米ではやっていた「黄禍論」がある¹¹⁾。「黄禍論」とは、黄色人種が中国人や日本人を中心にして世界に災禍をもたらし、特に白色人種の優越性を脅かしているという説である。ヴィルヘルム 2 世のこの絵は黄禍論の始まりではないが、19 世紀末から 20 世紀にかけてはやっていた「黄禍論」に大きな刺激を与え、そのシンボルとなっている。ヴィルヘルム 2 世の指示に従って、この絵は東アジアへ行くドイツの汽船の中に飾られるようになったし、ドイツの外交官を通して、ロシアのニコライ 2 世をはじめ、多くの国の支配者や高位高官たちに贈られたのである¹²⁾。

ヴィルヘルム 2 世の「黄禍」の絵のきっかけについては、不明である。ヴィルヘルム 2 世は、ニコライ 2 世に宛てた 1895 年 9 月 26 日付手紙の中で、自分が描いた下図をあとで画家に依頼して書いてもらったと述べているが、どのようにしてその思いが

生じたかについては言及していない¹³⁾。Heinz Gollwitzerによると、「黄禍」の絵のきっかけとなったのは、駐中の元ドイツ外交官ブランド（Max v. Brandt）が日清戦争の際に、外務省に依頼されて1895年4月に提出した報告書であったそうである¹⁴⁾。実は、日清戦争に際して1895年の春、ロシア、フランス、ドイツがいわゆる「三国干渉」という外交を通して日本に圧力をかけ、清国へ遼東半島の返還を強いた。ブランドはその報告書の中で、ヨーロッパ列強が清国を支持しないなら、日本が勝利するだろうと書いた。そして、戦後日本と清国との同盟が出来るなら、かつてモンゴル人やトルコ人がユーラシア大陸の大部分を統一し、その支配をヨーロッパ東部の周辺にまで広げたのと同じように、清国と日本は、ヨーロッパにとって危険になると強調したのである。しかし、ヴィルヘルム2世と違って、ブランドは中国や日本がヨーロッパにとって大きな危険であると言いながら、それは政治的軍事的な危険ではなく、経済的な危険であると考えていた。すなわち、日本の工業化があまり早く進んでいるので、日本は欧米列強が目指していた東アジアへの経済進出をくい止め、その市場から締め出す恐れがあると考えていた¹⁵⁾。またブランド自身は、「黄禍」の表現とその概念について、「Die gelbe Gefahr（黄禍論）」という雑誌記事のなかでは、「黄禍」というのは黄色人種による組織された運動ではなく、世界中どこにでも見られるような、ヨーロッパ人の支配に対するすべての民族の反発から生じた当然な動きであるとさえ見ていた¹⁶⁾。

「黄禍」の絵のきっかけ問題を別としても、ヴィルヘルム2世はアジアの国、特に中国と日本がヨーロッパにとって危険であって、欧米列強が東アジアで強硬な外交政策を取らなければならないと考えていた。「黄禍論」は本来、日本よりもはるかに大きくて人口の多い中国を対象としたものであったが、19世紀末の日清戦争などによって日本がアジアへ進出するにつれて、中国よりも日本の方が危険であると意識されるようになった。それで、たとえば中国や日本からの移民が大量に居住していた米国西海岸では、特に1904-1905年の日露戦争後、「黄禍論」は反日運動に結びつけられるようになった¹⁷⁾。

ヴィルヘルム2世は、「黄禍」というイメージを使って、ドイツの対東アジア政策を正当化しようとしたともいえるであろう。まず、この「黄禍」の裏には、日本の中国や東アジアへの進出により、アジアで欧米列強が保持してきた国際的勢力均衡が転覆される懸念が生じていた。それ故、「黄禍」は黄色人種を対象にしていたといっても、実際には反日的なものであった。ヴィルヘルム2世の対東アジア政策、特に3国干渉には、主に3つの目的があった。その第1は、アジア大陸への日本の進出を阻止すること、第2は、日本に遼東半島の返却をさせた見返りとして、中国から商業および軍事の基地と経済的特権（鉄道建設、鉱山業）とを獲得すること。そして、第3は、ロシアの関心をヨーロッパからそらすことであった。ロシアの関心をアジアの方にそら

せば、ヨーロッパにおける国際関係の緊張緩和になると期待していたからである¹⁸⁾。ヴィルヘルム2世がニコライ2世との文通のなかで、何回も「黄禍」に触れているのはそのためである。

日露戦争後、ヴィルヘルム2世は東アジアにおける日米・日中の対立関係を利用しながら、ドイツ・中国・アメリカ三国間の同盟を成立させようとした。駐米ドイツ大使 Sternburg はその交渉の中で、米国のアジア太平洋における利害にとっての日本の危険性だけでなく、ヴィルヘルム2世の見解でもあったキリスト教世界への日本の危険性を強調した¹⁹⁾。この同盟の試みは結局失敗に終わったが、その主な理由は、中国の政治家の優柔不断と日米間の対立関係の緩和のほか、ヴィルヘルム2世の下手な個人外交もあったと考えられる²⁰⁾。ヴィルヘルム2世自身はローズベルト大統領との文通を大事にしていたが、ローズベルトは、ヴィルヘルム2世への手紙の中ではお世辞を言いながらも、友人のイギリス外交官であった Cecil Spring Rice への手紙の中では、ヴィルヘルム2世の落ち着かない性質と一貫性にかけている見解とを批判しているからである²¹⁾。

すでに見てきたように、「黄禍論」は政治的目的で使われていた。事実 R. H. Wippich が指摘したように、ヴィルヘルム2世自身も回顧録のなかで、「黄禍論」というイメージは単なる政治的意味しかなかったと書いている²²⁾。しかし、ヴィルヘルム2世の「黄禍論」の中には、ある意味で一貫性のある文明論的な考えや使命感も見られるのではないかと思う。というのは、ヴィルヘルム2世とニコライとの文通の中に、ヨーロッパ文明とアジア文明の衝突や、キリスト教と仏教との衝突についての考えが浮き彫りになっているからである。次に、この文通の内容を吟味しながら、ヴィルヘルム2世の黄禍論の中にみられる思想を考えてみよう。

②ヴィルヘルム2世とニコライ2世との文通に見られる「黄禍論」

ヴィルヘルム2世がニコライ2世との文通の中ではじめて「黄禍論」に触れたのは日清戦争中で、ロシア・フランス・ドイツのいわゆる「三国干渉」がきっかけであった。ヴィルヘルム2世は1895年4月16日の手紙の中で、三国干渉で主導権を握っていたニコライ2世の日本に対する強硬な姿勢を誉め、それはヨーロッパ全体のためになると評価している。ここでは、三国干渉の政治的動機が明らかである。すなわち、ヴィルヘルム2世はまず、ロシアがアジアの問題に専念できるように、ドイツはロシアの後方を守って、ヨーロッパの平和を維持することを約束した。そしてもしロシアがアジアで領土を請求するなら、ロシア支持を約束するドイツも港を手に入れることが出来るようにと願っている。しかし、ヴィルヘルム2世は同時にヨーロッパを黄色人種から守ることと、アジア大陸を啓発することとを強調することによって、その政治的動機を次のように宗教的使命感と結び付けている。「ロシアのこれからの大きな課題はアジア大陸を啓発し、大いなる黄色人種からヨーロッパを守ることであることは明白

であります。(中略)あなたは神のこの呼びかけをよく理解し、機会を逃さずにつかみ
ました。」²³⁾

二ヵ月ぐらい後の手紙の中で、ヴィルヘルム2世はロシアのアジアでの動きを「天
があなたのために作った偉大なる使命」として認め、ドイツがロシアを支持したのは
感謝の心のためであったと書いた。「あなたがロシアの偉大なる将来——すなわちアジ
アを啓発し、十字架とヨーロッパの古いキリスト教文化をモンゴル民族と仏教の進出
から守ること——を早く把握したことに對して、ヨーロッパは感謝しなければなりま
せん。」²⁴⁾ ヴィルヘルム2世がここでヨーロッパ文明とキリスト教とを同一視してい
ることは、注目に値するであろう。

同年9月26日の手紙の中で、ヴィルヘルム2世はヨーロッパとキリスト教を脅かす
アジアの危険性を描いたかの有名な「黄禍」の絵を同封し、絵の解説を次のように書
いた。「この問題についての私の考えは具体化したので、紙の上に描きました。(中略)
この絵はヨーロッパ列強を代表するそれぞれの守護の天使が団結し、仏教、異教、野
蠻の進出から十字架を守るよう、大天使ミカエルに召集されたところを描いたもので
あります。」²⁵⁾ ヴィルヘルム2世はここで宗教的なイメージを使いながら、ヨーロッ
パとアジアの文明文化の衝突を強調しているのである。

日清戦争後の3国干渉から生まれたこの「黄禍論」のイメージは、その後の対東ア
ジア外交政策についてのヴィルヘルム2世の考えの中にもよくみられる。ヴィルヘル
ム2世は、前述のように三国干渉の際はロシアの主導権を認めて誉めたが、その後、
特に1898年に二人のドイツ人の宣教師の殺害を理由にしてドイツがチンタオを占領
し、租借地として中国から譲ってもらったのちには、東アジアに対してもっと積極
的な姿勢を取るようになった。そして、ニコライ2世への1898年1月4日付手紙の中
で、弟 Heinrich 王子のアジア歴訪について次のように書いている。「ヘンリーの歴訪は、
私があなたの高尚な理想の支援と援助のために取った措置の一つであります。アジア
への文明、すなわちキリスト教の普及というこの理想なしには、どこの支配者も存続
できなくなるであります。」この言葉から、ヴィルヘルム2世が文明とキリスト教
とを同一視していることがうかがわれるが、同じ手紙のなかで、ロシアやドイツなど
のヨーロッパ列強がヨーロッパ文明を普及させ、キリスト教を伝える使命についても
触れている。彼は、ドイツのもっと積極的な姿勢を象徴するような新しい絵を描き同
封したが、そこに次のような解説を付け加えた。「東洋において真理と光の福音を宣言
するため、ドイツとロシアを象徴する黄海の海岸で見張り番の哨兵をあらわす絵を、
あなたのために描きました。」²⁶⁾ また、二ヵ月後にロシアが遼東半島を占領した際、
ヴィルヘルム2世は1898年3月28日付の手紙のなかで、哨兵というイメージを繰り
返してロシアの領土獲得を祝い、ニコライ2世に次のように書いた。「旅順で成功に終
わった行動を心から喜び申し上げます。私たち二人は、ポー海の入り口にいるよ

い見張り番の哨兵として、特に黄色の民族たちからきつと尊敬されるであります。」²⁷⁾

1900 年の夏に中国で「義和団事件」が起こり、北京の各国公使館が攻撃された時にヨーロッパではアジアについての関心が一層高まった。しかし、この時ヴィルヘルム 2 世は、日本ではなく中国を問題としていたので、義和団事件については後で述べることにする。義和団事件の後、満州や朝鮮半島におけるロシアと日本との利害衝突と対立関係が次第に深刻化していく中で、ヴィルヘルム 2 世はニコライ 2 世への手紙の中になお数回「黄禍」のイメージに言及している。たとえば、1902 年 9 月 2 日付の手紙の中で、ヴィルヘルム 2 世は中国への日本軍将校の派遣を次のように批判した。「中国における日本軍の司令官であった山井大将の、在北京日本公使館所属のニュースは大変重要な問題であります。それは、彼が中国軍の改組に着手するため、すなわち他の外国人を中国から追い出すためだからであります。半ダースの日本の師団に支えられ、キリスト教を憎む有能で不屈な日本人将校の指揮下に将来 2 千万ないし 3 千万の訓練された中国兵が置かれる可能性を考えますと、大変不安になります。事実、これは私が数年前に描いた「黄禍」が実現することを意味します。」²⁸⁾ またヴィルヘルム 2 世は、約 1 年後の手紙の中でも同じことを主張した。「私は、中国軍に日本人がいることは絶対許せないと思います。というのは、日本人の存在は中国人に希望を与え、白色人種への憎みを引き起こすばかりではなく、もしロシア軍が海岸で日本軍の侵入にさらされたら、後方は非常に危険になるからであります。」²⁹⁾

ニコライ 2 世との文通の中で、「黄禍」についての彼の最後の言及は、1907 年 12 月 28 日の手紙であった。この手紙の内容は東アジアだけではなく、ヨーロッパにおける国際関係の利害衝突をも反映するものであるが、ヴィルヘルム 2 世はここで特に英米の対立や日米の対立を指摘して、日本の進出の危険性を強調した。ヴィルヘルム 2 世の考えでは、もし日本と米国とが戦争することになるならば、日本と同盟を結んでいるイギリスは非常に困るだろう。なぜならば、ここで問題になっているのは「政治だけではなく、人種——白色人種対黄色人種——の問題である」とみていたからである。そして、イギリス人の士官が日本との「黄色い」同盟を批判していることと、ヴィルヘルム 2 世がみずから使っていた「黄禍」という表現は、最近イギリスの新聞でも使われるようになったと指摘した。そして最後に、自分が黄禍の絵を書いた時に予測したことが今実現しようとしている、と主張した。「日本は、アジア全体を狙っています。白色人種一般に対する打撃を注意深く準備しています。私の絵を思い出してください。今にも実現しようとしています。」³⁰⁾

ニコライ 2 世との文通のほかにも、ヴィルヘルム 2 世が回顧録の中に「黄禍」について書いている非常に興味深い個所がある。もちろん、彼の回顧録には自己弁明的な目的もあるが、ヴィルヘルム 2 世とニコライ 2 世との間の喧嘩のような会話が描かれ

ているからである。日露戦争の後のことであつたが、軍事力を増強し続けていた日本について意見を尋ねられたヴィルヘルム2世は、次のように答えた。「もしロシア人が自分たちをヨーロッパ文明国の同僚として考えているなら、ヨーロッパ諸国を黄禍から防衛する心構えをしているのであり、ヨーロッパ諸国と共に、ヨーロッパ諸国のために、またヨーロッパとロシアの存在と文化のために戦わなければならない。しかし、もしロシア人が反対に自分たちをむしろアジアの民族として考えているなら、彼らは黄禍と結びつき、共にヨーロッパに進撃してくるであろう。」³¹⁾

そこで、ニコライ2世から「それではロシアは、どちらの方を選ぶかと思うか」と聞かれて、ヴィルヘルム2世が「後者だ」と答えると、ニコライ2世は怒ってしまい、「なぜそう思うか」とさらに質問した。するとヴィルヘルム2世は、ロシアがドイツに対して敵対心をもっており、プロイセンとオーストリアの国境地帯に軍隊を駐留させたからだと答えた。そこでニコライ2世がロシアは絶対にヨーロッパと結んで、ヨーロッパを「黄禍」から守ると断言すると、ヴィルヘルム2世は、それでは軍備政策をそのように変えなければならないと指摘したそうである。ニコライ2世は、それ以上何も言わなかった³²⁾。

以上のことから、「黄禍」というイメージはヴィルヘルム2世にとって、単なる政治的な便宜ではなく、もっと深い文明論や宗教的な使命感に基づいていたものであったと言えるのではなかろうか。「黄禍」というイメージを使つてのヴィルヘルム2世の考えでは、ヨーロッパ列強のアジアへの進出は政治的・経済的な意味だけではなく、ヨーロッパ文明の普及やキリスト教の布教のため、という意味を持っていたこともうかがわれるであろう。そしてこの考えは、ヴィルヘルム2世の大きな発言や衝動的行動のもう一つの例である、義和団事件における駐中ドイツ公使の殺害に報復するために派遣したドイツ遠征軍への挨拶（die Hunnenrede）の中にも、顔をのぞかせている。次に、ヴィルヘルム2世がこの遠征軍に対して行った演説について考察してみよう。

B. 義和団事件の際のドイツ遠征軍への演説 die Hunnenrede とヴィルヘルム2世のヨーロッパ観

① 「フン族演説」(die Hunnenrede) の歴史的背景

ヴィルヘルム2世の対東アジア政策に関する大きな発言や衝動的行動の例として第二に取り上げたいのは、ヴィルヘルム2世が1900年7月27日に Bremerhaven でドイツ公使を殺害した義和団鎮圧のため派遣する、ドイツ遠征軍に対する演説である。この話のなかで彼は、かつてフン族がヨーロッパを侵略したとき、ヨーロッパ諸国民をひどく恐れさせたように、ドイツ遠征軍は中国人に対して敵しい姿勢をとるように、と熱心に説き勧めた。この力強い演説は「die Hunnenrede (フン族演説)」と呼ばれて、その後も大きく報道されたので、ドイツ内外で話題になった。

「フン族演説」のきっかけは1900年のいわゆる「義和団事件」であるが、義和団事

件の背景には、1899 年から 1900 年にかけて中国の北部に広まった中国人民の反帝国主義運動がある。この運動が最初に起こったのは、山東省であった。ここでは、日清戦争で日本軍が侵入した後、膠州湾と威海衛がそれぞれドイツとイギリスに占領され、租借地とされていた。結局全山東省がドイツの勢力範囲内に入り、ドイツの支配下で従来の農村経済体制が破壊され、農民、手工業者、商人、運送労働者などの破産・失業の問題が深刻化して、反帝国主義的な運動が盛んになった。1900 年 6 月に北京に入城した義和団は、全北京市を支配下において外国の公使館区域を包囲し、日本外務省の書記とドイツ公使を殺害した。その後、北京の解放を目的として進撃する連合軍に対して清朝が宣戦を布告すると、国際的な戦争となった。8 ヶ国(イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、ロシア、日本、イタリア、オーストリア) からなっていた連合軍は 8 月に北京を占領し、義和団を鎮圧した。1901 年 9 月に調印された最終議定書では、清国は多額の賠償金、北京・山海関沿線での外国の駐兵権、ならびに人民の反帝国主義運動の鎮圧を義務づけられたのである。

ヴィルヘルム 2 世は、義和団事件でドイツ公使が殺害されたことを理由に、国際連合軍の指揮はドイツが持つべきであると主張して、連合各国に認められた。しかし、司令官に任命された Alfred v. Waldersee 元帥の指揮するドイツ遠征軍が中国に到着する前に、北京の包囲は解かれていた。それはともかくとして、ヴィルヘルム 2 世はドイツ公使の殺害を個人的な侮辱として受け止め、数回にわたってドイツを出発する遠征軍に話をした。また、戦艦上の説教や義和団事件の処理のために中国から派遣された「謝罪使節」に対する答辞など、その他の場での話の中でも、ヴィルヘルム 2 世は義和団事件について話をしている。これらの発言はみな、ヴィルヘルム 2 世の衝動的な性格をあらわすものとして捉えることができるが、「フン族演説」と義和団事件に関するその他の発言の内容を検討すると、外交的局面よりももっと深いところ、すなわち宗教的使命感や文明論的な側面も顔をのぞかせている。特に興味深いのは、連合軍の出兵や義和団事件の処理の目的は、殺害に対する処罰や処置だけではなく、中国人に国際法や文明世界の倫理の尊さを示すことにあるという断言である。

②「フン族演説 (die Hunnenrede)」とヴィルヘルム 2 世のヨーロッパ観ならびに文明観

まず、1900 年 7 月 27 日に Bremerhaven で行なわれた「フン族演説」の中に見られるヴィルヘルム 2 世の考えを見てみよう。実は、この演説は即席のものであって、原稿が存在しなかった。それで、話のすぐ後に、それを聞いた新聞記者が内容をまとめ、Weser-Zeitung と Wilhelmshavener Tageblatt という地方新聞に掲載した。そしてこの記事は、ドイツの Wolff 通信社を通じて、ドイツと海外の別の新聞に引用され、その後、最も扇動的な個所が削除編集され、政府の公式文書という形でも発表されたので、テキストには多少の違いがある³³⁾。実は、当時ドイツ帝国の外相を務め、後で帝

国宰相となった Bernhard v. Bülow があらかじめ新聞記者と相談した結果、皇帝の話のテキストは政府によって訂正されてから新聞に掲載されることになっていた。それで、たいいてい新聞記者は公式文書が出るまで待っていたが、Wolff 通信社の Bremen 支部の従業員たちが Bülow の指示を知らなかったのか、それを無視したのか、ヴィルヘルム 2 世の生の発言をそのまま再現したような形で発表したのであった³⁴⁾。

公式文書と非公式文書との間の一番大きな違いは、「フン族」への言及であるが、B. Sösemann が引用している地元の新聞 (Bremen の Weser-Zeitung と Wilhelmshaven の Wilhelmshavener Tageblatt) に掲載されていたテキストでは、関心事の個所は次のようになっている。

“Kommt Ihr vor den Feind, so wird er geschlagen, Pardon wird nicht gegeben; Gefangene nicht gemacht. Wer Euch in die Hände fällt, sei in Eurer Hand. Wie vor tausend Jahren die Hunnen unter ihrem König Etzel sich einen Namen gemacht, der sie noch jetzt in der Ueberlieferung gewaltig erscheinen läßt, so möge der Name Deutschland in China in einer solchen Weise bekannt werden, daß niemals wieder ein Chinese es wagt, etwa einen Deutschen auch nur scheel anzusehen.” 「敵軍と対面する時、敵を打ち破りなさい。容赦なしに。捕虜にしてはいけない。諸君の手に落ちるものは、意のままに始末してよい。千年前にアッティラ王の指揮下でフン族がなし、現在までその恐るべき強さの名を伝えの中に残しているように、ドイツという名前もそのようにして中国で知れわたり、中国人が二度とドイツ人を軽蔑的な目つきで見ることがないように。」³⁵⁾

この演説に対する世論の反応はまちまちであったが、大きな政治問題になったことは確かである。たとえば、ドイツの中央党や社会民主党、そして自由主義左派新聞では、皇帝の「容赦なしに」という発言を非人道的なものとして批判する声が大きかった。その反面、保守派と自由派の一部の新聞では、近代的な法律制度が認められない国に対してはこのような強硬な姿勢が必要であろうとみていた³⁶⁾。

また、この演説の前後には、すでにヨーロッパ列強の軍隊が中国人に残酷な報復をしたというニュースも伝わってきたので、ドイツ遠征軍の派遣とヴィルヘルム 2 世の発言とが、派遣軍問題について帝国議会で大きな問題になった。11月19日に社会民主党の Bebel は政府の公式文を読み上げ、そこにはフン族のところは省かれていると指摘して、帝国主義やキリスト教を絶対化するような個所を批判した。また、左派自由主義者の Richter は、皇帝が挨拶や演説をする前に、政府の当局者にチェックしてもらったほうがいい、と批判した。宰相に就任したばかりの Bülow は、憲法上では政府は皇帝の正式の法令についてだけ責任があって、皇帝の公の発言については責任がないが、これからは皇帝の発言についても責任をとる、と説明した³⁷⁾。

ちなみに、Bülow は回想録のなかで、この「フン族演説」はヴィエルヘルム 2 世の

演説の中で一番ひどいものであって、最も多くの被害を起こしたものだとして批判している³⁸⁾。第一次世界大戦中の反ドイツ宣伝では、ドイツ軍を「フン族」にたとえて、軽蔑していたが、この発言がそのきっかけとなっており³⁹⁾、ドイツ人はフン族の子孫であるという根拠のない伝説まで生み出していた⁴⁰⁾。

「フン族演説」の問題をさておき、この演説全体の内容を考えると、ヴィルヘルム2世がここで文明とキリスト教についても触れていることは、興味深いことである。たとえば最初のところで、ヴィルヘルム2世は次のようにのべている。「中国人のような民族が、何千年もの国際法の伝統を覆して、外交官の神聖さと客人の権利の尊さをひどい仕方でも侮辱することは、世界史の中で前例のない出来事である。中国人は何千年もの歴史のある文明を誇りに思っている民族であるのに。そのことから、文明がキリスト教を基礎としないと、どんなありさまになるかが察せられる。すべての非キリスト教的文明は、いかに美しく優秀であっても、重大な課題に逼迫されると、滅んでしまう。」⁴¹⁾ ここで、ヴィルヘルム2世は中国の独自の文化がいくら古いといっても、国際法を尊重しなければならないと主張して、中国文明の価値を消極的に評価している。そして、キリスト教に基づいていない文明には欠点があり、優秀になれないまま、結局滅んでしまうのである、と断言している。このことから、ヴィルヘルム2世は明らかに文明をキリスト教と同一視していたことがわかる。

またこの演説の結びで、ヴィルヘルム2世は次のように述べている。「ここでも諸君の勇気をあらわせば、神の祝福は諸君の旗に留まるであろう。そしてキリスト教がある国に受け入れられるようになるように。」⁴²⁾ ヴィルヘルム2世はここで、遠征軍の派遣は中国におけるキリスト教宣教の助けになるとさえ考えているようである。帝国主義時代の最盛期にあたる19世紀後半には、欧米の宣教師が列強の帝国主義の先導者の役割を果たしたと考える人も多いが、欧米列強の世界進出とキリスト教布教との関係は、実際には複雑なものである。反帝国主義と外国人排斥主義が強かった中国では、外国人宣教師が自分の命や財産の安全のため欧米列強の保護を必要としたことが多かったのは確かである⁴³⁾。もちろん、1899年にドイツがチンタオを占領して商業と海軍の基地にしたのは、ドイツ人宣教師の殺害がきっかけであったことも周知のとおりである。

③遠征軍への他の挨拶および義和団事件処理に関する、ヴィルヘルム2世の他の発言

「フン族演説」のほかに、ヴィルヘルム2世は数回中国派遣の軍隊に対する挨拶をし、同様の発言をしたことがある。たとえば、例の「フン族演説」の約3週間前の7月2日にも、Wilhelmshavenから中国へ出発するドイツ軍に挨拶した。この挨拶も地方新聞で報道されたが、テキストは公式文と多少異なっている。ヴィルヘルム2世の発言の中にある扇動的な言葉が新聞に載らないよう Bülow 外相が努力したにもかかわらず、テキストがヴィルヘルム2世から直接 Wolff 通信社に渡されたからである。

この挨拶は27日のBremerhavenでの演説と同様に、あとで政府によって編集された形で発表された。Bülowが回顧録の中で述べているように、彼はこの挨拶の出版を望まなかった。それで、ヴィルヘルム2世の発言でドイツ外交が脱線しないよう外務省に電報を送り、ドイツの外交は駐中ドイツ公使の殺害の後にも、慎重で、冷静で、落ち着いたものであるように、特に列強の協調を乱すようなことは避けるべきであると主張した⁴⁴⁾。

それはともかくとして、非公式のテキストの中では、ヴィルヘルム2世は次のように述べている。「野蛮人によってわが国に加えられた侮辱を消し去るために、諸君を派遣する。(中略)諸君が中国でいっしょになるすべての兵隊——ロシア人、イギリス人、フランス人、日本人——と仲良くするがよい。皆同じ目的のために戦っているのだから。しかし、我々は我々の宗教、我々の兄弟である殉教した宣教師のために戦うのである。」⁴⁵⁾ 公式文書に、「野蛮人」という言葉が削除されているのは、Bülowがヴィルヘルム2世の先走った発言のドイツ外交への影響を恐れていたことを考慮すれば、決して不思議なことではないであろう⁴⁶⁾。また、「剣によって平和を回復し、世界がかつて見たことのないような復讐をしてほしい」⁴⁷⁾ というところが公式文書で「このことは、見せしめのための懲罰と復讐が必要である」と訂正されたのも、当然であろう⁴⁸⁾。

しかし、ここで指摘しておきたいのは、ヴィルヘルム2世の考えでは、遠征軍の使命は、「野蛮人によって加えられた侮辱」、すなわち、文明人に相応しくない行動を罰することにあり、列強の軍隊も同じ使命を持っているということである。要するに、ヴィルヘルム2世は遠征軍の使命を、文明の保護と普及としてみており、義和団の暴動を直接宗教すなわち、キリスト教への攻撃として受け止め、遠征軍のもう一つの目的は、キリスト教の宣教師の保護であると考えていたのである。

義和団の鎮圧と懲罰を目的とする遠征軍の宗教的使命はまた、「フン族演説」の2日後の1900年7月29日に軍艦Hohenzollern号の上で、ヴィルヘルム2世が自ら行った説教の中で浮き彫りになっている。ヴィルヘルム2世以前には皇帝が自ら兵士たちに説教することはなかったようであるが、ヴィルヘルム2世は軍艦に乗っていた時、牧師がいない場合は自分で説教したり礼拝を司式したりして、宮廷での大祝日の説教を自分で書いたこともあった⁴⁹⁾。7月29日の海上の説教は、旧約聖書の出エジプト記17章にあるイスラエル人とアマレク人との戦いの話に基づいているものであった。この個所はモーセが手を延ばして祈っている間はイスラエル人が優勢であったが、手を下ろすとアマレク人が優勢になったという場面である。そこで、イスラエルの指導者アロンとフルはモーセの手を支えて、モーセの手を日の沈むまでしっかりと挙げていたので、アマレク人を打ち破ることが出来たというのである。

この説教は「ドイツ戦争神学の模範的な事例」⁵⁰⁾ とも呼ばれているが、ここで戦争を宗教的動機から正当化して国民の団結を図り、連帯感の高揚するという目的があるこ

とは確かである。しかしそればかりではなく、ヨーロッパ文明とキリスト教についてのヴィルヘルム2世の考えもここにあらわれているといえるであろう。まず、ヴィルヘルム2世は中国における交戦をイスラエルとアメレクとの戦いにたとえ、中国への遠征軍の正当性を強調しながら次のように述べている。「再びアメレク人のような異教的精神が遠いアジアで動いている。敵は暴力とずるさ、放火と殺害によって、ヨーロッパの貿易とヨーロッパの精神の進出を妨げ、キリスト教の倫理と信仰の大成果を阻止しようとしている。しかし、神の呼びかけももう一度聞こえてくる。戦士を選び出し、出かけて行って、アメレク人と戦うのだ。」⁵¹⁾

ヴィルヘルム2世はここで、中国での戦いは、ヨーロッパ文明とキリスト教の進出を妨げようとする中国人との戦いであることを強調している。そして説教の大部分では、祖国に残っている人のために戦う兵士たちを祈りで支えることを説いているが、途中でもう一度遠征軍の目的に触れている。「彼ら（遠征軍）は謀殺犯人を懲罰する強い手となり、（中略）彼らは剣を手を持って我々の最も神聖な財産のために戦うものになる。」⁵²⁾ ここで使われている表現「我々の最も神聖な財産 (unsere heiligsten Güter)」はKnackfußの絵にヴィルヘルム2世が付けた表題と同じであることは、偶然ではないであろう。この表現から、ヴィルヘルム2世が義和団の弾圧とその懲罰をどれほど重要視していたかがうかがわれる。すなわち、ヴィルヘルム2世は明らかに義和団事件を文明と宗教の衝突のようなものとして考えていたのである。

また、遠征軍の使命がヨーロッパ文明を防衛することであるという考えは、ヴィルヘルム2世が1900年7月9日にMcKinley米国大統領に送った電報の中にも見られる。この電報の内容は、ベルリンの新聞Berliner Tageblattに掲載された。ヴィルヘルム2世はここで、駐中ドイツ公使の殺害に対するMcKinleyの弔詞に対して礼をいいながら、その中に「すべての文明国 (Kulturvölker) を結ぶ共通利害の生命力を感じます」⁵³⁾ と述べている。この電報の言葉からも、ヴィルヘルム2世は義和団を弾圧してドイツ公使の殺害に処罰処置をとることは、ヨーロッパ共同出兵の文明人としての使命であると考えていたことがわかる。

義和団事件の処理に関連する、ヴィルヘルム2世の他の発言も興味深い。この発言の中にも、ヴィルヘルム2世のヨーロッパ観と文明観が見られるからである。駐中ドイツ公使v. Kettelerの殺害に対して謝罪するために、光緒帝の弟に当たる醇親王載灃がドイツへ派遣され、ヴィルヘルム2世に謁見することになったが、ヴィルヘルム2世はこのSühnemission（「謝罪使節」）を極めて重要視し、謁見における儀礼についてもかなり注意を払っている。ヴィルヘルム2世は礼儀作法にこだわることで有名であったが、駐中ドイツ公使の殺害の罪の重さを強調すると同時に、ドイツ皇帝の地位を中国皇帝と同等であると認めさせるため、使節は叩頭の礼を行うべきだと主張した。しかし中国側は、叩頭の礼は宗教的意味をもっていて、天子のほかには誰に対しても行っ

てはならないからといって断った。ヴィルヘルム 2 世自身は宗教的意味を持つ儀礼は望ましくないと考えたので、使節全員にではなく、醇親王載灃と駐ドイツ中国公使 2 人にだけ謁見を賜うことにした⁵⁴⁾。

この「儀礼論争」の問題は別として、謁見の際ヴィルヘルム 2 世は挨拶の中に、駐中ドイツ公使の殺害を国際法や文明人の倫理に反するものであると指摘して、光緒帝の謝罪を受け入れた。この挨拶のなかで、彼は数回「国際法」や「文明国の倫理」に触れている。まず、駐中ドイツ公使の殺害は「国際法においてもすべての国の倫理においても、途方もない罪として烙印されているものである」と指摘した。そしてこの罪を償うためには、使節による謝罪だけでは足りない。中国政府のこれからの行動の是正が必要である。すなわち、「文明国の倫理と国際法の規定に従って行動を新たにす」必要がある、と主張した。そして最後に、中国の皇帝がこの国際法の規定に従えば、「ドイツと中国との間にかつてのような平和的且つ友好的な関係が回復し、両国家と文明世界の繁栄につながるであろう」と述べ、挨拶を締めくくった⁵⁵⁾。

ヴィルヘルム 2 世のヨーロッパ観と文明観はまた、中国におけるドイツ租借地であった Tsingtau (チンタオ) についての発言の中にも見られる。彼はその回顧録の数箇所で、チンタオにおけるドイツの文化活動と中国へのヨーロッパ文化の普及とについて言及しているが、前述したように、回顧録は第一次世界大戦の敗北後書かれたもので、自己弁明的な色彩を帯びていることは確かである。ヴィルヘルム 2 世はまず、ドイツがチンタオを占領したのはドイツ宣教師の殺害に対する賠償がきっかけであったが、その主な目的は中国におけるドイツの貿易を支える給炭港を獲得するためだったと主張している。彼はさらに、ドイツはイギリスと違って中国で活躍しているドイツ人とドイツ商業を守る以外は軍事的目的はなかったと協調しながら、給炭港を入手するためにイギリスといくら交渉してもイギリスは協調的ではなかったので、ドイツは単独でそれを獲得するより仕方がなかったとあってイギリスの外交を批判すると共に、ドイツの「軍艦外交」を正当化しようとしている。そして、チンタオでは商業等が盛んになって、中国人がドイツ人の能力ややり方を熱心に見習おうとしていたほど、彼らのモデルとなっていたとさえ自慢している⁵⁶⁾。

しかし、第一次世界大戦のとき、イギリスが同盟国であった日本に参戦とチンタオの占領を要請すると、チンタオは戦争の犠牲となった。ヴィルヘルム 2 世は、チンタオにおけるドイツの文化活動を弁護すると同時に、苦々しげな言葉で次のようにイギリスを厳しく批判した。「ある一定の文明国が、その文化の長所をどのようにして他国に提示して伝えればよいのかを示す模範となっていた、外国におけるドイツの偉大な文化活動は、イギリスの商業上のねたみによって破壊されたのである。」⁵⁷⁾

III. 結び

ドイツの対東アジア政策に関するヴィルヘルム 2 世の発言の中には、すでに見てきたように誇大で感情的衝動的なものが多かったが、このような発言を理解するために、ヴィルヘルム 2 世の性格や精神的な欠陥を指摘する学者もいる。実は、ヴィルヘルム 2 世は生まれた時、異常分娩のために左手の神経に怪我をしていて、左の手は一生不自由であった。1923 年にヴィルヘルム 2 世の伝記を書いた Emil Ludwig は、ヴィルヘルム 2 世が手の不自由で母親への恨みなどからくる劣等感をカバーするために、大げさに発言したり堂々と行動したりしていたと主張している。しかし、その他の伝記家が指摘しているように、Wilhelm 自身は左手は使えない状態であっても、あまり不自由なことはなかったようである。彼は特製のナイフ付のフォークを使っていたし、馬に乗ることもかなり上手であったから、それほど人前を気にしていなかったであろう⁵⁸⁾。

あるいは、Thomas Kohut のように、ヴィルヘルム 2 世の堂々たる行動や大げさな発言を、心理学的観点から解釈する学者もいる。ヴィルヘルム 2 世の好戦的な発言や断固たる行動は、実際には誉めてもらうため、または内的弱さと不安を隠すための無意識的な防衛反応であったというのである⁵⁹⁾。同様に、ヴィルヘルム 2 世はいつも身の回りに随員を置いており、絶えずおしゃべりをしていて知られているが、Isabel Hull が指摘しているように、これは自分の弱い自己意識を脅かすような出来事から自分を守るためであったようである⁶⁰⁾。実は、Röhl のように、ヴィルヘルム 2 世の異常分娩の際、酸素不足のために脳への被害が出た可能性もあると指摘している学者もいる⁶¹⁾。さらに、ヴィルヘルム 2 世の親戚をはじめ、イギリスやフランスの政治家、ドイツの Hohenlohe 宰相と Bülow 宰相らは、ヴィルヘルム 2 世の精神状態の正常さを疑ったこともあるそうである⁶²⁾。

ヴィルヘルム 2 世の精神状態の問題をさておき、今まで見てきたように、ヴィルヘルム 2 世の衝動的な発言の中に、少なくともドイツの対東アジア政策についての発言のなかに、彼のヨーロッパ観もしくは文明論が見られると言ってもよいであろう。ヴィルヘルム 2 世の大げさな発言と堂々たる行動、特に「黄禍」の絵と「フン族演説」等でドイツの名声が落ち、ドイツの外交政策が複雑になったことは否定できない。しかし、このような発言は、奇人的な一君主の発言だけではなく、ヨーロッパにおける帝国主義時代の精神が具体化されたものと見ることも出来るのではなかろうか。

(この論文は、2000 年 11 月 9 日南山大学ヨーロッパ研究センター定例研究会で行なわれた発表に基づいたものである。)

注

- 1) John C. Röhl, *Kaiser, Hof und Staat* (München: Beck, 1988), S. 17-18.
- 2) Christopher Clark, *Kaiser Wilhelm II: Profiles in Power* (Longman, 2000), p. 123.
- 3) Röhl, *Kaiser, Hof und Staat*, S. 20.
- 4) Clark, *Kaiser Wilhelm II*, p. 123.
- 5) ニコライ 2 世との文通については, Walter Goertz (hrsg.), *Briefe Wilhelms II. an den Zaren 1894-1914* (Berlin, Verlag Ullstein & Co., 1920) を参照。親戚であったニコライ 2 世への手紙は英語で書かれており, “Willy and Nicky Letters” とも呼ばれている。
- 6) Hans Gatzke, “The United States and Germany on the Eve of World War I,” in *Deutschland in der Weltpolitik des 19. und 20. Jahrhunderts*, ed. Immanuel Geiss und Bernd Jürgen Wendt (Düsseldorf: Bertlemann Universitätsverlag, 1974), S. 277-279.
- 7) Clark, *Kaiser Wilhelm II*, pp. 147-154
- 8) Kaiser Wilhelm II., *Ereignisse und Gestalten aus den Jahren 1879-1918* (Leipzig u. Berlin: Verlag K. F. Koehler, 1922), S. 116-118.
- 9) Röhl, *Kaiser, Hof und Staat*, S. 11.
- 10) Heinz Gollwitzer. *Die Gelbe Gefahr. Geschichte eines Schlagworts. Studien zum Imperialistischen Denken*. (Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht) 1962, 206. この本は日本語にも翻訳されている。瀬野文教『黄禍論とは何か』草思社 1999 年。
- 11) 黄禍論一般については, Gollwitzer, *Die Gelbe Gefahr*; Richard Austin Thompson, *The Yellow Peril 1890-1924* (New York: Arno Press, 1978) を参照。
- 12) Lamar Cecil, *Wilhelm II. Vol. 2: Emperor and Exile, 1900-1941* (Chapel Hill and London: University of North Carolina Press, 1996), pp. 38-39.
- 13) Wilhelm II an Nicolai II, Jagdhaus Romintern, 26. IX. 1895, Goetz (hrsg.), *Briefe Wilhelms II. an den Zaren 1894-1914*, S. 294.
- 14) Gollwitzer, *Die Gelbe Gefahr*, S. 210.
- 15) Promemoria Max von Brandt, Berlin, 8 April 1895, Politisches Archiv des Auswärtigen Amtes, Bonn, (PAAA), China 20, Bd. 29.
- 16) Max von Brandt, “Die gelbe Gefahr,” in *Deutsche Revue* 36, 2 (April 1911), S. 63-64.
- 17) Akira Iriye, *Across the Pacific: An Inner History of American-East Asian Relations* (New York: Harcourt, Brace & World, Inc., 1967), pp. 102-108.
- 18) Ralf Harald Wippich, *Japan und die deutsche Fernostpolitik 1894-1898* (Wiesbaden, 1987), S. 146, 148-149.
- 19) Sternburg an Bülow, Dublin, N. H. 9 September 1907, PAAA, Vereinigten Staaten von Nord Amerika, 29.
- 20) Richard F. Szimpl, “Kaiser Wilhelm II and the Attempt to Form a German-American-Chinese Alliance against Japan”, in *Nanzan Review of American Studies*, 20 (1998), pp. 1-25.
- 21) Ragnhild Fiebig-von Hase, “Die Rolle Kaiser Wilhelms II. in den deutsch-amerikanischen Beziehungen,” in *Der Ort Kaiser Wilhelms II. in der deutschen Geschichte*, ed. John C. Röhl (München: Oldenbourg, 1991), S. 227.
- 22) Ralf Harald Wippich, “The Yellow Peril: Strategic and Ideological Implications of

- Germany's East Asian Policy Before World War I: The Case of William II" in *Sophia International Review*, Vol. 18 (1995), p. 64. Kaiser Wilhelm II., *Ereignisse und Gestalten aus den Jahren 1879-1918*, S. 67.
- 23) Wilhelm an Nikolai, Kaltenbronn, Schwarzwald, 26. IV. 1895, *Briefe Wilhelms II. an den Zaren 1894-1914*, S. 291: "For that is clearly the great task of the future for Russia to cultivate the Asian Continent and to defend Europe from the inroads of the Great Yellow race. . . . You have well understood that call of Providence and have quickly grasped the moment."
- 24) Wilhelm an Nikolai, Stora Sundby, 10. VI. 1895, *Briefe Wilhelms II. an den Zaren 1894-1914*, S. 292-293: ". . . the great mission which Heaven has shaped for you." ". . . Europe had to be thankful to you that you so quickly had perceived the great future for Russia in the cultivation of Asia and in the Defense of the Cross and the old Christian European culture against the inroads of the Mongols and Buddhism. . . ."
- 25) Wilhelm an Nikolai, Jagdhaus Romintern, 26. IX. 1895, *Briefe Wilhelms II. an den Zaren 1894-1914*, S. 295-6: "At last my thoughts developed into a certain form and this I sketched on paper. . . . It shows the powers of Europe represented by their respective Genii called together by the Arch-angel Michael, sent from Heaven--to unite in resisting the inroad of Buddhism, heathenism and barbarism for the Defense of the Cross."
- 26) Wilhelm an Nikolai, Neues Palais, 4. I. 1898 *Briefe Wilhelms II. an den Zaren 1894-1914*, S. 306: "Henry's mission is one of the steps I have taken for the help and countenance of your lofty ideals--without which no sovereign can exist--in promoting Civilization, i. e. Christianity in the Far East. . . . Will you kindly accept a drawing I have sketched for you, showing the Symbolising figures of Russia and Germany as sentinels at the Yellow Sea for the proclaiming of the Gospel of Truth and Light in the East."
- 27) Wilhelm an Nikolai, Berlin, 28. III. 1898, *Briefe Wilhelms II. an den Zaren 1894-1914*, S. 308: "I must congratulate you most heartily at the successful issue of your actions at Port Arthur; we two will make a good pair of sentinels at the Gulf of Petchili, who will be duly respected especially by the Yellow Ones!"
- 28) Wilhelm an Nikolai, Generalkommando, Posen, 2. IX. 1902, *Briefe Wilhelms II. an den Zaren 1894-1914*, S. 328: "The news of the attachment of the Japanese General Yamai--former leader of the Jap. troops in China--to the Legation at Peking in order to take in hand the reorganization of the Chinese army--i. e. for the unavowed objective of driving away every other foreigner out of Japan--is very serious. 20 to 30 Million of trained Chinese helped by half a dozen Jap. Divisions and led by fine, undaunted Christian hating Jap. Officers is a future to be contemplated not without anxiety; and not impossible. In fact it is the coming into reality of the "Yellow Peril" which I depicted some years ago. . . ."
- 29) Wilhelm an Nikolai, Neues Palais, 4. XII. 1903, *Briefe Wilhelms II. an den Zaren 1894-1914*, S. 333: "I believe the Chinese might not be allowed to have Japs in their Army! They are sure to rouse Chinese hopes and influence their hatred against the White Race in general and constitute a grave danger to your rear in case you would have to face a Jap. adventure on the Seashore."

- 30) Wilhelm an Nikolai, 28. XII. 1907, *Briefe Wilhelms II. an den Zaren 1894-1914*, S. 393: “as it will be a question of Race, not of Politics, only Yellow versus White.” “They are going in for the whole of Asia, carefully preparing their blows against the *white Race in general!* Remember my picture, it’s coming true!”
- 31) Kaiser Wilhelm II., *Ereignisse und Gestalten aus den Jahren 1879-1918*, S. 66-67: “Wenn die Russen sich zu den kultivierten Mächten Europas zählten, müßten sie auch deren Schutz gegen die ‘Gelbe Gefahr’ zu übernehmen bereit sein und für und mit Europa fechten für ihre und seine Existenz und Kultur.”
- 32) Kaiser Wilhelm II., *Ereignisse und Gestalten aus den Jahren 1879-1918* (Leipzig u. Berlin: Verlag K. F. Koehler, 1922), S. 67.
- 33) テキストの問題については, Bernd Söseman, “Die sogenannte Hunnenrede Wilhelms II. Textkritische und interpretatorische Bemerkungen zur Ansprache des Kaisers vom 27. Juli 1900 in Bremerhaven,” in *Historische Zeitschrift*, Bd. 222, (1976), S. 342-358 を参照。
- 34) 同上, S. 343-347.
- 35) 同上, S. 350.
- 36) 同上, S. 353-55.
- 37) Clark, *Kaiser Wilhelm II: Profiles in Power*, p. 171.
- 38) Bernhard Fürst von Bülow, *Denkwürdigkeiten*, Bd. 1, Berlin: Ullstein, 1930-31), S. 359-360. Ernst Johann, (hrsg.) *Reden des Kaisers. Ansprache, Predigten, und Trinksprüche Wilhelms II.* (München: Deutscher Taschenbuch Verlag, (1976), S. 140 に掲載。
- 39) Clark, *Kaiser Wilhelm II: Profiles in Power*, p. 170.
- 40) Michael Balfour, *The Kaiser and His Times* (New York, W. W. Norton, 1972), p. 227.
- 41) Söseman, “Die sogenannte Hunnenrede Wilhelms II., S. 349-50: “Ein Volk, das, wie die Chinesen, es wagt, tausendjährige alte Völkerrechte umzuwerfen und der Heiligkeit der Gesandten und der Heiligkeit des Gastrechts in abscheulicher Weise Hohn spricht, das ist ein Vorfall, wie er in der Weltgeschichte noch nicht vorgekommen ist, und dazu von einem Volke, welches stolz ist auf eine vieltausendjährige Cultur. Aber Ihr könnt daraus ersehen, wohin eine Cultur kommt, die nicht auf dem Christenthum aufgebaut ist. Jede heidnische Cultur, mag sie noch so schön und gut sein, geht zu Grunde, wenn große Aufgaben an sie herantreten.”
- 42) 同上, S. 350: “Gebt, wo es auch sei, Beweise Eures Muthes, und der Segen Gottes wird sich an Eure Fahnen heften und es Euch geben, daß das Christenthum in jenem Lande seinen Eingang finde.”
- 43) 19世紀末の中国におけるキリスト教宣教と帝国主義との関係については, Richard Szimpl, “The Cross and the Flag: Christian Missions in Late Nineteenth-Century China from the Perspective of the German Diplomat Max von Brandt” in *Mission Studies* (International Association for Mission Studies) Vol. XIV 1&2, 27&28 October 1997 を参照。
- 44) Bernhard Fürst von Bülow, *Denkwürdigkeiten*, Bd. 1, Berlin: Ullstein, 1930-31), S. 359-360. Ernst Johann, (hrsg.) *Reden des Kaisers. Ansprache, Predigten, und Trinksprüche Wilhelms II.* (München: Deutscher Taschenbuch Verlag, (1976), S. 139 に掲載。
- 45) Wilhelm Schröder (hrsg.), *Das persönliche Regiment. Reden und sonstige öffentliche*

- Äußerungen Wilhelms II.* (München: G. Birk und Co., 1912), S. 39: “Ich aber schicke Euch hinaus, die an dem Vaterland begangene Schmach zu tilgen, die uns von Barbaren zugefügt worden ist. …Ihr habt dort treue Kameradschaft zu halten mit allen Truppen, sie seien Russen, Franzosen, Engländer oder Japaner. Sie alle verfolgen dasselbe Ziel. Wir kämpfen aber auch für unsere Religion, für unsere Brüder, die Missionare, die den Märtyrertod gestorben sind.”
- 46) この挨拶の公式文は, Johann, (hrsg.) *Reden des Kaisers. Ansprache, Predigten, und Trinksprüche Wilhelms II.*, S. 86-88 を参照
- 47) Schröder (hrsg.), *Das persönliche Regiment. Reden und sonstige öffentliche Äußerungen Wilhelms II.*, S. 38: “Ich hoffe zwar, den Frieden wiederherzustellen, mit dem Schwert und Rache zu nehmen, wie sie die Welt noch nicht gesehen hat.”
- 48) Johann, (hrsg.) *Reden des Kaisers. Ansprache, Predigten, und Trinksprüche Wilhelms II.*, S. 87: “Das verlangt exemplarische Bestrafung und Rache.”
- 49) 同上, S. 142-143.
- 50) Karl Hammer, *Weltmission und Kolonialismus, Sendungsideen des 19 Jahrhunderts in Konflikt*, (München, DTV, 1981) S. 310.
- 51) Johann, (hrsg.) *Reden des Kaisers. Ansprache, Predigten, und Trinksprüche Wilhelms II.*, S. 92: “Wiederum hat sich ja heidnischer Amalekitergeist geregt im fernen Asia; mit großer Macht und viel List, mit Sengen und Morden will man den Durchzug europäischen Handels und europäischen Geistes, will man den Siegeszug christlicher Sitte und christlichen Glaubens wehren. Und wiederum ist der Gottesbefehl ergangen: Erwähle die Männer, zeuch aus und streite wider Amalek!” この説教はもっと短い形で, Schröder (hrsg.), *Das persönliche Regiment. Reden und sonstige öffentliche Äußerungen Wilhelms II.*, S. 42-44 にも掲載されている。
- 52) Johann, (hrsg.) *Reden des Kaisers. Ansprache, Predigten, und Trinksprüche Wilhelms II.*, S. 93: “Sie sollen der starke Arm sein, der die Meuchelmörder bestraft; . . . sie mit dem Schwerte in der Hand eintreten für unsere heiligsten Güter.”
- 53) Schröder (hrsg.), *Das persönliche Regiment. Reden und sonstige öffentliche Äußerungen Wilhelms II.*, S. 40: “Ich erkenne darin den gemeinsamen Pulsschlag der Interessen, die Kulturvölker miteinander verbinden.”
- 54) この「叩頭の礼論争」については, Richard F. Szippel, “A German View of the ‘Boxer Rebellion’ in China: Max von Brandt and German Interests in China at the Turn of the Century,” *Academia* 58 (September, 1993), pp. 54-56 を参照。
- 55) Wilhelm Schröder (hrsg.), *Das persönliche Regiment. Reden und sonstige öffentliche Äußerungen Wilhelms II.*, S. 47: “ein unerhörtes Verbrechen, welches durch Völkerrecht und Sitte aller Nationen gleich sehr gebrandmarkt wird.” “...sondern nur durch ihr späteres Verhalten gemäß den Vorschriften des Völkerrechts und der Sitte zivilisierter Nationen.” “. . . zwischen Deutschland und China wieder wie früher dauernd friedliche und kameradschaftliche Beziehungen herrschen, die den beiden Völkern und der gesamten menschlichen Zivilisation zum Segen gereichen.”
- 56) Kaiser Wilhelm II., *Ereignisse und Gestalten aus den Jahren 1879-1918*, S. 57-59; 65.
- 57) 同上, S. 66: “Damit ist ein großes deutsches Kulturwerk im Ausland, das vorbildlich für

die Art und Weise war, wie ein Kulturland einer anderen Nation die Vorteile seiner Kultur zeigen und mitteilen kann, durch englischen Handelsneid vernichtet worden.”

- 58) Virginia Cowles, *Wilhelm II. Der letzte deutsche Kaiser* (München: Wilhelm Heyne Verlag, 1983), S. 165-166.
- 59) Thomas Kohut, *Wilhelm II and the Germans: A Study in Leadership* (London and New York: Oxford University Press, 1991), pp. 145-146.
- 60) Isabel V. Hull, *The Entourage of Kaiser Wilhelm II, 188-1918* (Cambridge: Cambridge University Press, 1982), p. 22.
- 61) John C. Röhl, *Wilhelm II. Die Jugend des Kaisers* (München: C. H. Beck, 1994), S. 35-36.
- 62) Röhl, *Kaiser, Hof und Staat*, S. 29-30.

スペイン思想の20世紀

——ハビエル・スピリの最後の言葉をめぐって——

木 下 登

20世紀があわただしく過ぎ去り21世紀に入って間もない現時点において、スペインの現代思想の特徴を多少ともまとまりのある形で捉えようとするのはもとより時期尚早の感を免れえないが、本稿では、ハビエル・スピリがその晩年に公の席で自らの哲学思想の根本について述べた記録を基にして、広汎なスペイン思想の20世紀の一面を考える一つの研究ノートとしたい。

- I. 20世紀におけるスペイン思想史構築の歩み
- II. ウナムーノ、オルテガ、スピリ
- III. スピリ「研究とは何か」

I. スペインの20世紀は、通例1936～39年の3年間におよび内戦を境に戦前、戦中、戦後に大別される。また戦後は1975年まで続いたフランコ総統による独裁体制期とそれ以降の民主的な時代とに二分される。以下、19・20世紀におけるスペインの動きを思想史の確立の側面から概観しておきたい。

1492年のコロンブスによる新大陸到達を出発点として形成されたスペイン帝国は、1571年のレパントの海戦における勝利と1580年のポルトガル併合を期にその頂点を極めた。しかし、早くもその8年後には無敵艦隊がイギリス海軍に敗れ、1898年の米西戦争における敗北へと、ほぼ3世紀間におよぶデカダンスの坂をくだり始めた。スペインの19世紀は、政情不安に大きく揺れ動き、不安定な社会情勢を露呈した。

スペインの衰退とそれに対する刷新の動きは、18世紀には啓蒙主義者と伝統主義者の間の対立となって表面化した。1808年のナポレオンによる侵略やフェルナンド七世の死去にともなう王位継承戦争に端を発したカルリスタ戦争など、相対立する二つのスペインは戦いを繰り返した。19世紀半ば、こうした政治的混乱がますます顕著になる一方で、知識人たちによる壮大な教育改革の施行やスペインに固有な思想の存在を問う学問論争の火蓋が切って降ろされた。

スペイン人の知的ルーツの掘り起こしに尽力した第一の人物は、メネンデス・ペラー

ヨ (1856—1912)で、彼は『スペインの学問』(1876), 『スペイン異端史』(1880—82), 『スペインにおける美的観念の歴史』(1883—91)等において、スペイン思想史研究のその後の方向性に重要な一石を投じた。彼の弟子ボニーリャ・イ・サンマルティンは、「スペインにおける哲学思想の歴史的展開をたどり、固有の特質を備えた哲学がイベリア半島に存在したことを跡付けるために」という意図のもと、1904年、壮大な「スペイン哲学史試案」を発表した。彼自身、その案に沿って、ローマ期から12世紀におけるユダヤの哲学者たちについて、二巻の書(1908, 1911)を出版した。彼の案に呼応して、カレラス・アルタウは『18・19世紀のキリスト教哲学』(1939, 1943), マルシアル・ソラーナは『16世紀、ルネッサンス期の哲学』(1941), クルス・エルナンデスは『イスラーム・スペイン哲学』(1957)と題して、それぞれ大部の書を著した。ボニーリャの著作計画が引き継がれていく一方で、スペイン思想史全体を一巻に著す試みも実現していった。サラマンカ・カトリック大学のギリエルモ・フライレは、1971年から1972年にかけて、詳細な参考文献を付した『スペイン哲学史』を出版した。1977年、コミーリャス大学のマルティネス・ゴメスは、マドリード大学のアベリャンと共に、「偏りのない通史」を求めて、『スペイン思想史—セネカからスピリまで—』を出版した。さらにアベリャンは、1979年、ボニーリャに始まり、多くの研究者たちによって引き継がれたスペイン思想史を一つに総合する試みを開始した。『スペイン思想批判史』と題された彼の書は、1992年まで25年の歳月をかけて七巻をもって完成された。また1996年には、同書の内容を『スペイン思想史—セネカから今日まで—』と題して、扱いやすい一巻にまとめて出版した。アベリャンの著作をもって、一世紀にわたって繰り広げられたスペイン学問論争(スペイン固有の学問の存在を実証的に問う)は大きな結末を迎えたと考えられる。

20世紀のスペイン思想を顧るに、オルテガによって一つの頂点を築いたが、内戦後の1939年から37年間にわたるフランコ体制下において、思想はとりわけ困難な状況を余儀なくされた。しかし結果として、スペインにおける思想研究は、その本質を求めての掘り起こしから独自の哲学の構築へとたくましい歩みを記したといえよう。こうした中で、フランコ時代には、「スペイン哲学週間」(ルイス・ビーベス高等研究所主催、1959年)と「若い哲学者たちの学会」(1963年)が、継続と刷新において中心的役割を果たした。1975年以降、完全な思想的自由が保障される時代になると、『サラマンカ哲学論集』(1974年)を含め多くの哲学雑誌の発刊が続いた。1976年にはウナムーノの街、サラマンカのカトリック大学からは『サラマンカ哲学論集』が出版された。1978年にはサラマンカ大学のエレディア・ソリアーノは、クルス・エルナンデス、アラン・ギー(フランス、トゥルーズ大学)、アベリャンといった碩学を軸として、国際学会であるスペイン・イベロアメリカ哲学史学会を組織し、スペイン思想史の確立だけでなく、広く「イスパニスモ・フィロソフィコ」(スペイン語で表現された哲学)

の研究と発展に大きな貢献を果たした。1988年には、オルテガ、スピリ等の伝統を誇るマドリード大学においても哲学史学会が組織され、『イスパニスモ・フィロソフィコ』誌を刊行するなど現在も活発な活動が展開されている。

II. 20世紀における独創的なスペイン思想は、ウナムーノ、オルテガ、スピリをもって代表される。ウナムーノとオルテガは、祖国の再興という問題を前にしてその思想的立場を異にした。ウナムーノは、スペインは理性主義よりも精神面を優先させるべきであると唱えたが、オルテガはスペインの近代化はヨーロッパ化にあるとして対立した。1920年代にはオルテガを中心として、マドリード大学哲学科には優れた学者が輩出し、オルテガ・ルネッサンスとも称される知的状況が出現した。1936年、共和派と保守派の対立が激しい内戦に行き着くと、オルテガを始め多くの知識人が亡命の途についた。彼らの中には終生異国の地に留まる者も多かった。一方、祖国に戻った者の多くは公職に就くことなく沈黙を余儀なくされた。こうした中で、ハビエル・スピリはハイデッガーの存在論の超克を志向し、形而上学の立場から独創的な哲学の構築へと終生努力を継続した。ここではまず始めに、わが国ではいまだ知られるところの少ないスピリの生涯を簡略に紹介しておきたい。そしてその後で、スピリがその85年に及ぶ生涯においてただ一度だけ受けた賞である「サンティアゴ・ラモン・イ・カハル研究賞」授与式の機会に、自ら語ったスピリ哲学の本質を表す貴重な内容の講演を紹介しておきたい。

ハビエル・スピリは、1898年、サン・セバスチャンに生まれた。神学校を経てカトリック司祭として叙階。1918—1920年、マドリード大学哲学科にて、ホセ・オルテガ・イ・ガセット、フアン・サラグエタ、マヌエル・ガルシア・モレンテらの下で哲学を学んだ。1919—1921年には、ベルギーのルーヴァン大学哲学高等研究所に学び、1920年に哲学の修士号を受けた。同年には、ローマのグレゴリアン大学から神学博士号を授与された。翌年にはオルテガの下で、マドリード大学にて哲文学博士号を取得。1926年、同大学にて哲学史の教授職に就いた。1928—1931年、フライブルク大学に留学。一年目にはフッサールに、二年目にはハイデッガーに学んだ。三年目はベルリン大学にて学び、アインシュタイン、プランク等と親交を結んだ。その間、パリ、ミュンヘンなどでも哲学や神学を研究。数学をレイ・パストゥール、物理学をシュレディンガー、ギリシア哲学をイエーガーに師事した。1931年、マドリードに帰って教壇に立つ一方、活発な研究活動を展開した。1936年に還俗し、歴史家アメリコ・カストロの娘カルメンと結婚した。スペイン内戦が勃発すると祖国を離れ、1936年から1939年にかけてローマやパリにて講義をするとともに、デイメル、ベンベニスト、ラバット、ドルムなど優れた学者の下で東洋語等の習得にも励んだ。内戦後の1940年には、バルセロナ大学にて哲学史の教授職に就いたが、1943年には辞職してマドリードに居を定めた。

1944年には『自然・歴史・神』を、その18年後の1962年には『本質について』を出版した。1972年には高弟たちによって「ハビエル・スピリセミナー」が設立され、機関誌『レアリタス』(Realitas)が発刊された。1980—1983年に、『感覚的知性』、『知性とロゴス』、『知性と理性』、『哲学的人間学についての7つの試論』といった大著を次々に出版。1983年、マドリッドにて他界。3万ページにのぼる遺稿から現在までに、『人と神』、『人間について』、『実在の動的構造』、『西洋形而上学の諸問題』、『空間、時間、物質』、『人間の神的問題』、『人間と真理』、『初期の著作』等が相次いで出版されている。

III. スピリは、スペイン初のノーベル医学賞受賞者サンティアゴ・ラモン・イ・カハルの名を冠した科学研究をたたえる賞を、セベロ・オチョア(ノーベル医学賞)と共に受賞した。彼の記念講演の全文は《研究とは真の実在探求をすること》と題してスペインの伝統的日刊紙「Ya」に掲載された。(“Discursos de recepción del Premio Santiago Ramón y Cajal a la Investigación Científica”, Ya, Madrid, 19 de octubre de 1982, p. 43.) 次にその全文を邦訳しておきたい。

サンティアゴ・ラモン・イ・カハル研究賞の授与式に来ております。賞の重要性につきましては、すでに詳しい説明がありました。それはスペイン社会が皆様を介して私たちに与えてくださった褒美です。賞の授与に対する私の感謝の気持ちを一番よく表すために、皆様が寛大にも賞の対象としてくださった、この「研究」ということについて私の考えを簡潔に述べさせていただきます。

研究されるものは何でしょうか。明らかに私たちは真理を研究するわけですが、それは、私たちが考えている事柄等についての真理ではなく、実在そのものについての真理です。その真理ゆえに、私たちは実在なるものを《真の実在》(realidad verdadera)と呼ぶのです。それは、物理、数学、生物、天文、精神、社会、歴史、哲学など、たくさんの分野に関わる真理です。

ところで、この真の実在はどのようにして研究されるのでしょうか。真の実在研究とは、実在との単なる《関わり》(ocupación)ではありません。確かに一つの関わりではありますが、単なる関わりではありません。それはずっと大きなこと、すなわち、《献身》(dedicación)です。研究とは、真の実在に身を献ずることです。《献ずる》(dedicar)とは、特別な力でもって(de)何かを示す(deik)という意味です。知的な献身という場合、この力によって、実在が示すままに我々の精神が形づくられる、または形成されることであり、我々に示されたものを他の人々の考察に提供することです。献身とは、真の実在が我々の知性を形づくりにすること。この形成作用によれば、知性を使って生きることは、《表明》(profesión)と呼ばれます。研究者とは

真の实在を表明する人のことです。

この職業はどこか特殊なところがあります。目の前の实在と関わるだけの人は研究をしていません。その人は、真の实在またはその一部を《所有》しているだけです。しかし、真の实在に献身する人はある意味でその反対です。真理を《所有する》のではなく、その反対に、真理によって《所有される》のです。研究においては、我々は真の实在に手を引かれて進むのであり、それに《導かれている》(arrastrados)のです。この導くということが研究というものにある動きに他なりません。

この導くという条件が研究ということに独特な性格を与えます。それは我々を導く实在に由来する性格です。

そもそもすべて実在なるものは、おのおの他の实在との関係においてあるものです。他の实在との関係になければ、何一つ実在的なものはない。すなわち、すべて実在なるものは自ら本質的に《開いている》ということになります。他の事物、それは探さねばなりません。そうした事物の側からの理解があってはじめて、我々は理解したいと思う事物が何であるかを理解することになるのです。こうして我々は事物が実在中にあることを悟るのです。实在が我々を導き、その導きによって事物を知ろうとすることが探求への動きとなるのです。同様に、我々が理解しようとするがらの理解は他の事物からということであり、結果として我々は实在に導かれ、尽きることのない動きの中に巻き込まれていることになるのです。研究が尽きないのは、人間には实在の豊かさを汲み尽くすことができないこと、そして何よりも实在が根源的に尽きないものであること。すなわち、实在そのものが自ら本質的に開いていることにあるのです。私にはそれが聖アウグスティヌスの有名な言葉の根本であるように思えます。「まだ見つけていないひとが探そうように探そう、そうすれば、まだ探さなければならぬひとが見つかるように、私たちは見つけるであろう。」実在なるものは決して尽きることがないことから、何かの実在中にあることを研究することは尽きることのない業となります。

实在は開いていて多様である

しかし、实在は開いているだけでなく多様でもあります。そしてそれは少なくとも二つの面においてです。

第一に、たくさんの実在的な事物があり、その一つ一つが独自の性格を備えていること。実在的な事物に特有な徴表または性格を研究することこそ科学分野での研究に他ならず、そのことによって諸科学が成立します。《科学》とは、事物が実在中にあるということの研究です。

しかし、第二に、実在なるものが多様であるということは、事物にはたくさんの異なった特質があるから、しかも私の見方ではさらに深い理由から、すなわち開いてい

ることが実在本来の性質であるからです。

そしてこのことから、研究というものが実在なるものの諸特性についてではなく、実在の性格そのものへと導かれることとなります。この研究は別のタイプの知で、それこそ私が《哲学》と考えるものです。それは実在的な存在とは何であるかを研究することです。

諸科学が、実在的な事物がどのように存在し、どのように生起するかを研究するのに対して、哲学は実在的な存在が何であるかを研究します。科学と哲学は異なっていますが、独立したものではありません。あらゆる哲学は諸科学を必要とし、あらゆる科学は一つの哲学を必要とします。それらは研究における二つの統一的な要素です。しかし、要素としては同一ではありません。

この何が実在的な存在であるかという問題は、何にもまして、それ自体が重大な問題です。というのは、事物はさまざまな特質や法則からなる非常に豊かな総体であるだけでなく、実在的な事物とその特質はおのおの実在的な存在の一樣態、つまり実在の一樣態であることです。事物はその特質においてのみ異なるのではなく、それ本来の実在的な存在様態においても異なりうるのです。例えば、事物と人間の間にある違いは、根本的には実在様態の違いです。人間とは実在的な存在の一樣態です。事物であるものと人間であるものを捉えることが必要であり、したがって、実在的な存在とは何かを研究しなければなりません。なぜなら、事物と人間には異なった実在様態があるからです。

個物が我々の在り方を規定する

しかし、この捉え方なりこの実在様式にある違いなりは《重大な》問題です。我々人間は確かに事物《と共に》生きています。こうした事物の多様性と豊かさが何であれ、我々がそれらと共にあるのは《具体的な》実在の中においてである。我々が接している事物の一つ一つが実在における我々の存在様態を規定するのです。このことは決定的です。我々が、実在とその諸様態についていただく考えによって、我々の人間としてのあり方、事物や他の人々とのあり方が左右されます。我々の社会組織とその歴史が左右されます。そこに、実在的な存在が何であるかについての研究の重大性があります。それは、事物自体によって与えられた研究です。実在の事物によって我々に与えられるものは、その実在性です。この与える力が《実在なるものの力》です。それは、あるがままの実在であり、その特質だけではなく、我々を導き支配するものです。したがって、実在なるものの力が実在や知性の内的なまとまりを構成しており、それはまさに哲学の進展そのものです。

ヘーゲルはこう書いています。「固有の政治法、信条、道徳的習慣や美德が役に立たなくなってしまう民族も驚きであるが、自分たちの形而上学を失った民族の光景は

さらに衝撃的である。」

実在的な存在が何であるかを研究することは、《たいへん難しい課題》です。だからプラトンは哲学を学び始めた若い友人にこう言ったのです。「君を事物の理^{ことわり}へと向かわせる燃えるような衝動は美しく神聖である。一見何の役にも立たない、庶民が無益な言葉遊びと呼ぶ、こうした哲学的な努力において若いうちに習練を積むように。そうしなければ、真理は君の手から逃げていくことだろう。」プラトンは、その長い生涯にわたってこの努力に身を捧げました。失望したときもありました。またある時は、「実在を研究していて気を失った」、とも書いています。科学と哲学の間の相違と一致を一番よく知っている人の一人が我が敬愛する友人セベロ・オチョア氏です。この意味でも、また古くからの友人であることから、この場にセベロ・オチョア氏のご同席してくださっていることは、私にとりまして、この賞の本質的な要素となっています。

研究とは何かについて考えを述べてきましたが、皆様はいま、哲学についても考えてくださいました。これは初めてのことです。このことにより、私だけでなくすべての哲学の研究者が極めて正当に報いられ満足に思っていることでしょう。皆を代表して感謝申し上げます。

以上

ハビエル・スピリの著作一覧

- Le problème de l'objectivité d'après Ed. Husserl, I: La logique pure* (These de license. Institut Supérieur de Philosophie, Université Catholique de Louvain, 1921).
- Ensayo de una teoría fenomenológica del juicio* (Imprenta de la «Rev. de Archivos, Bibliotecas y Museos», Madrid, 1923).
- Naturaleza, Historia, Dios* (Madrid, 1944).
- Sobre la esencia* (Madrid, 1962).
- Cinco lecciones de filosofía* (Madrid, 1963).
- Inteligencia sentiente, Inteligencia y realidad* (Madrid, Alianza, 1980).
- Inteligencia y logos* (Madrid, Alianza, 1982).
- Inteligencia y razón* (Alianza, Madrid, 1983).
- Siete ensayos de antropología filosófica*, Ed. G. Marquínez Argote (Bogotá, USTA, 1982).
- El hombre y Dios*, Ed. I. Ellacuría (Madrid, Alianza, 1983).
- Sobre el hombre*, Ed. I. Ellacuría (Madrid, Alianza, 1986).
- Estructura dinámica de la realidad*, Ed. D. Gracia (Madrid, Alianza, 1989).
- Sobre el sentimiento y la volición* (Madrid, Alianza, 1992).
- El problema filosófico de la historia de las religiones*, Ed. A. González (Madrid, Alianza, 1993).
- Los problemas fundamentales de la metafísica occidental*, Ed. A. Pintor-Ramos (Madrid, Alianza, 1994).
- El espacio, el tiempo, la materia* (Madrid, Alianza, 1996).

El problema teológico del hombre: Cristianismo (Madrid, Alianza, 1997).

El hombre y la verdad (Madrid, Alianza, 1999).

Primeros escritos (1921-1926) (Madrid, Alianza, 2000).

ボストンに設置された北米ハビエル・スビリ財団を軸として、スビリ哲学を紹介するホームページが充実しており、昨年からのスビリの主要な著作と英訳書がダウンロードできるようになった。

<http://www.zubiri.org> (北米ハビエル・スビリ財団)

<http://www.zubiri.net> (ハビエル・スビリ財団)

(本稿は、2001年2月22日のヨーロッパ研究センター定例研究会で行われた発表に関連したものである。)

ハーバーマスのグローバル化論

——『ポストナショナルな布置状況』を読む——

鈴木宗徳

1. 「世界市民権」の構築？

わが国の研究者の間で、近年とくにハーバーマス (Jürgen Habermas, 1929-) の名が語られたのは、1999年のNATO軍によるユーゴ空爆のときであろう。ツァイト紙に掲載された「獣性と人間性 Bestialität und Humanität」と題する論文において、ハーバーマスは空爆とドイツ連邦軍の参戦を迫認する発言を行った。それに先立つ1991年、ハーバーマスはすでに『未来としての過去 *Vergangenheit als Zukunft*』で湾岸戦争への多国籍軍の介入を正当化しているから、この発言は決して意外なものだったとは言えない。しかし、99年当時のドイツの世論はすでに「空爆やむなし」という空気が大勢を占めていたというものの、ドイツ連邦軍がNATO域外で初めて戦闘行動に参加したことが、ドイツ国民にとって「苦渋の決断」であったことは容易に想像できる。前年の総選挙で政権交代を果たしたSPDには域外派兵に強硬に反対してきた歴史があるし、連立のパートナーである緑の党が反戦平和運動を背景として登場してきたことは周知のとおりである。しかも91年当時と決定的に異なるのは、NATO軍の空爆が国連による委任という正当性を欠いていたことである。

湾岸戦争で、ハーバーマスは国連による介入を「警察権の行使」として認めているが、「獣性」論文を詳細に読めば、彼がNATO軍それ自体の正当性を認めていないことは明らかである。しかし同時に彼は、「この〔NATOによる介入は平和をもたらすという使命を帯びており、人権政策の一環として国際社会が認めたものであるという〕西側の解釈に従うなら、コソボ戦争は、古典的な諸国家による国際法から、世界市民社会 (Weltbürgergesellschaft) によるコスモポリタンな法〔権利〕への跳躍を意味するだろう」とも述べている。「だろう (könnte)」という表現からは、彼自身が空爆を「跳躍」として積極的に評価しているのかどうか、はっきりと読み取ることは難しい。しかし、ハーバーマスの関心が空爆の是非そのものではなく、むしろ「世界市民社会」を構成する「法〔権利〕」をいかにして制度化するか、という問いにあることは、注目してよい。

こうした問いとは無関係に、より実利的な、いわば「費用対効果」の観点から空爆の是非を論ずることは容易である。実際に問題となっていたのは、空爆に必要なコストとそれに対するリターンの問題であった。NATO軍は、自身の損害のみならず、不可避的に生ずるユーゴ民間人の被害、そして紛争後（とくに欧州における同盟国が）行方不明のために、多大なコストを支払わなくてはならない。これに対して、独裁政権の打倒と民族対立の解消、そして何よりも（ドイツにとって重要な）国内への難民流入の阻止という目的、すなわち国益を達成する可能性の有無こそが、空爆の是非を語る上での論拠だったのである。さらに、——結果的に回避されたものの——空爆が効果を上げず地上戦に突入した場合の損害は決して少なくなかったはずであり、そうなった場合、まさに国論を二分する論争に発展していたことは容易に想像できる。

ハーバーマスはこうした問題に対し、敢えて正面から答えようとはしない。むしろ彼にとっての関心は、近年国際社会で合意ができてきた「人道に対する犯罪」に対する制裁が、正当な手続きのもとで行われる方途を模索することにある。それが、上の「跳躍」としてのコソボ戦争、という表現につながるのである。「獣性」論文で彼は、「心情的平和主義」を明確に否定し、それとは区別される「法的平和主義」を赤緑政権が標榜していることを評価する。すなわち、人権侵害を道徳的観点から判断し裁定を下すのではなく、犯罪行為を一国の法秩序内部で追求するのと同様の手続きを、国際社会においてもとるべきだと言うのである。これを彼は「世界市民的状態」と呼び、国際関係の法制化により紛争解決の手続きを制度化する必要があると主張する。それによって、「『敵』を直接に叩きのめすような道徳的蔑視」を避けることが可能となるのである。

道徳ではなく法を、という観点からすれば、アメリカ主導の空爆はもとより肯定できるものではない。アメリカが道徳的にユーゴを非難したところで、当のアメリカ自身もまた無垢な存在ではあり得ず、それが自己の特殊な国益に則った行動であることを、逆に突かれてしまうだけである。しかも、人権という道徳的な価値基準を用いた権力政治は、アメリカ以外の他の軍事同盟が同じやり方をとった場合に、衝突の危険が生まれる。アメリカがそのヘゲモニーによって今後も秩序を保障しつづけるのではなく、むしろ権力政治から世界市民的状態への転換を推進することを、ハーバーマスは唱えている。

彼は、人権という理念が、強制法の秩序によって実定的妥当性を確保しなければならないと言う。そして強制法の適用とともに、国家市民（Staatsbürger）ではなく世界市民（Weltbürger）による民主主義的立法が可能とならなければならない。「国際法から世界市民の法〔権利〕への転換がアジェンダとなっている」のである。

「道徳」という欺瞞的言辞をまとった現実主義的な権力政治にたいするハーバーマスの憤りは、理解できなくはない。しかし世界社会のレベルで強制法の実定的妥当を

求めるのは、あまりに時期尚早、荒唐無稽という印象も免れ得ない。「獣性」論文で彼が期待するのはむしろ国連であり、安保理を機能させ、国際刑事裁判所の判決に拘束力をもたせ、政府の代表者からなる国連総会を「世界市民の代表という『第二の水準』」によって補完しなければならないと言うのである。

この論文が発表された当時、世界市民権の構築という課題の設定は、それまでのハーバーマスの著作に親しんできた読者を戸惑わせるものであった。政治哲学者としてのハーバーマスのこれまでの業績では、むしろ内政における民主主義的手続きのあり方を論ずることに強調点があったはずである。彼の90年代を代表する著作『事実性と妥当 *Faktizität und Geltung*』(1992)は、「民主的法治国家」における意志形成を問題にしており、けっしてそれは旧来の国民国家の枠組みを超えるものではなかったし、その後のマルチカルチュラリズムとの取り組みさえも、国内問題としてのアプローチであった。89年以降のソ連崩壊、東欧革命、地域紛争の激化という一連の流れを目の当たりにしたわれわれにとっては、80年代に行われたであろう理論研究の成果である『事実性と妥当』に物足りなさを感じるのには致し方ない¹⁾。『事実性と妥当』では、法治国家内部で達成されるべき、法をメディアとしたコミュニケーションの循環を「協議的政治」という言葉で理論化しているが、「獣性」論文の枠組みは、これを世界市民社会にまで拡張したかたちとなっている。

二つの著作の間の断絶は、98年に公刊された『ポストナショナルな布置状況 *Die postnationale Konstellation*』に収められた同名論文を読むことによって、架橋することができる。「ポストナショナルな布置状況」という言葉（これは「獣性」論文でも用いられている）が表すのは、端的に言って、経済のグローバル化の進展であり、それを加速させるEUの通貨統合を前提とした議論である。同論文では、翌99年に迫った通貨統合と、その賛否を論じたてる著作が数多く出版されていたことを背景に、グローバル化時代に相応しい民主政治のあり方が論じられている。「世界市民社会」の必要性は、この論文や同書に収められた「惨禍から何を学ぶのか——短い20世紀を顧みて」、そして「ユーロへの懐疑か、市場としての欧州か、あるいは(世界)市民の欧州か」(2000)のなかで、それぞれ論じられている。

2. グローバル化が問うもの

論文「ポストナショナルな布置状況」(以下、「布置」論文と略記)においてハーバーマスは、経済のグローバル化の流れを不可避的なものと見なしている。それは、これまでのハーバーマスには見られなかった認識であり、(最終的には「世界市民社会」の構想へと至る)超国家的な政治制度の創設という新たな課題が提起されたのは、まさにこうした現状認識に突き動かされてのことだろう。彼が取り組まざるをえなくなっ

たグローバル化という問題を、ハーバーマスは以下のように把握している。

ハーバーマスによれば、近代国家は、(a)行政国家あるいは徴税国家として、(b)主権をもつ領域国家として、(c)国民国家として、そして(d)社会国家として成立した。グローバル化によって、この四つの前提が危機に瀕しているというのが、彼の説明であるが、煎じ詰めれば、問題は社会国家の危機にあると言ってよい。

ブレトン・ウッズ体制が70年代初頭に終わりを告げると同時に、社会保障政策を行ない景気循環を調整する介入主義的国家、すなわち社会国家の時代が終焉する。「超国家的リベラリズム」の時代、あるいはグローバル化時代の到来である。ハーバーマスは、70年代半ばより社会福祉予算が削減され、保障制度への加入条件が厳しくなったと指摘する。それはまた、ケインズ主義的経済政策の終焉をも意味し、政府は経済循環全体への影響力をますます失いつつある。「『一国ケインズ主義』はもはや不可能である」[pK:120]²⁾と明言するハーバーマスの言葉からは、グローバル化の流れが不可逆的なものであるとの認識を読み取ることができる。しかしそれは「失業の増大、保障制度にかかる過剰な負担、[国家による]財政負担の減少という悪循環」を生み出し、それが国家財政を逼迫させているというのが、ハーバーマスの認識である。そこでは「成長を刺激する措置は、それが不可能になればなるほど必要とされてゆく」[pK:120]のである。

近代国家は、行政のための物的手段の独占によって、私経済を担う「社会」からシステムとして分出するが、この「行政国家」は物的手段を調達するための徴税を前提としていた。しかし、グローバル化による「資本移動の加速化は利益や貨幣財産への国家による介入を困難にし、[産業の]立地競争の先鋭化は国民国家の租税収入を減少させる。ただ資本が国外へ移転するというだけの脅しが、コスト引き下げのスパイラルを作動させるのである」[pK:106]。一般にドイツは米英に比べ、賃金付帯コストが格段に高いと言われ、産業の立地条件を悪化させる原因であると言われている。シュレーダー政権の最重要課題であった税制改革も、法人税引き下げによる立地条件の改善を狙ったものである。ハーバーマスによれば、西側先進国では80年代末より、全税収のうちの利潤税を当てにした分が劇的に減少し、その分消費税や所得税による負担が大きくなっているという。「経済のグローバル化が、国家が課税できる源泉を汲み尽くしてしまっている」[pK:107]のである〔以上、(a)の危機〕。

思い起こさなければならないのは、60年代から80年頃まで一貫して、社会国家、すなわち介入主義的国家はハーバーマスにとって批判の対象であったことである。彼の実質的な処女作である『公共性の構造転換 *Strukturwandel der Öffentlichkeit*』は、自由主義国家から社会国家への「転換」によって、政治的公共圏を担う討議する市民が、福祉政策とマスメディアによって馴致された受動的なクライアントに成り下がってしまったことを批判するものであった。これは彼の主著とされる『コミュニケイショ

ソ的行為の理論 *Theorie des kommunikativen Handelns*』以降、「システムによる生活世界の植民地化」テーゼに結実するが、そこで語られる政治システムとは、介入主義的社会国家にほかならなかった。

一転して社会国家が達成した成果を保護すべきであるという新たな逆方向の課題は、その後の80年代の著作（主として『新たなる不透明性 *Die neue Unübersichtlichkeit*』）において一貫して、新自由主義批判として論じられる。「布置」論文でも彼の批判の主な標的は、経済のグローバル化を推進し、福祉削減を唱える新自由主義者である³⁾が、その理論的難点⁴⁾を経済問題にまで踏み込んで論じたのは、この「布置」論文が初めてであろう。80年代の新自由主義批判は、「新保守主義」とも言い換えられる伝統回帰の政治手法を批判したもので、自由市場の問題にまではほとんど踏み込んでいなかった。

3. 社会国家の終焉による連帯の喪失？

ハーバーマスによれば、行政国家として成立した近代国家は、行政を行うための強制法を施行するため、その領土を確定する必要がある。サンクションが妥当する法秩序の範囲を国家として規定するのである。これによって、法治国家という枠組みにおいて立法を行なうとともにその法が適用される、双方の当事者、すなわち政治における主体と客体とが画定される。しかし相互に排他的に主権を主張しあう領域国家は、国際法によって交戦権をも保証される。これは外交と内政との分化を意味する⁵⁾。

グローバル化が進展しても、国家が主権をもち権力を独占するという事態は、形式的には全く変わらない。しかし、「世界社会がますます相互に依存しつつあるため、なお領域的に国境の内側で行われている国民的政治が、国民的社会の事実上の運命と一致しうるという前提に、疑問が付されている」[pK: 107 f.]。ウルリッヒ・ベックの『リスク社会 *Risikogesellschaft*』によって広く知られるようになった例であるが、チェルノブイリの事故以来、国境を越えて広がる放射能は、国内の安全基準によってコントロールできるものではなくなった。オゾンホールや酸性雨の問題も、また然りである。そしてマクロ経済政策のように、正当性を備えた決定を行う国家の領域と、潜在的にこの決定に影響される人々の領域も、合致しない。これは、国家の「行為能力」、あるいは国家による政策の「実効性」の喪失という事態を意味するのである〔以上、(b)の危機〕。

ハーバーマスはこれを論拠に、国家の行為能力の欠損を補う超国家的政体の重要性を説く。しかしそこには、決定に対する正当性 (*Legitimität*) がいまだ十分に調達し得ないという問題がある。いかなる超国家的政体であれ、民主的な討議による意志形成にのみ正当性の基盤を見出すハーバーマスにとって、すべての問題の出発点がここ

にあるのである。

超国家的政体がおこなう決定の正当性の問題は、近代国家、すなわち国民国家が依拠してきた「ネーション Nation」という擬制に基づく連帯に代る、新しい連帯のあり方が求められる、という文脈と重なっている。国民国家という文化統合による集合的アイデンティティの形成が歴史的にコンティンジェントなものであり、必然ではないとするハーバーマスの議論を、ここで詳しく紹介することはしない。ハーバーマスが「布置」論文で指摘するのは、一つにはグローバル化による移民の大量流入という現実である。民族共同体へ移民を画一的に同化させるのではなく、「すべての市民を同じように含み入れる (Einbeziehung) 自己立法の実践という包含的な意味での」民主的プロセスを、共通の政治文化に組み込むことが要請される [pK: 112]。この「共通の政治文化」あるいは政治参加そのものが、正当性を形づくるものにほかならず、それは超国家的な政体の場合でもなんら変わらないのである。そこでは、「承認による政治」に基づくマルチカルチュラルな社会が企図されている。

ここで興味深いのは、移民の問題に触れて、外国人や、人種・宗教の異なる者、周辺集団、障害者、さらにはユダヤ人に対して行われる排斥が、「連帯の喪失からくるものであり、それは再分配の問題から火がついたもの」 [pK: 111] であると、ハーバーマスが指摘している点である。その意味で、今日において連帯の内実を成すものとは、もはや「ネーション」という擬制ではなく、あるいは討議を行う政治文化だけでも不十分なのである。むしろ再分配を行う社会国家そのものが、その正当性の実質的基盤を同時に確保しているのである [pK: 120]。ハーバーマスのこうした記述は、新自由主義的施策によって、コスト削減のために社会国家の基盤が掘り崩されることが、「失業の増大、そして貧困層の増大による社会のマージナル化を引き起こし」、「広汎な政治参加の社会的条件が破壊されるのに応じて、形式的に正しく行われる民主的決定の信憑性も失われる」 [pK: 121] という認識に基づいている。立法を媒介として民主的な自己統御を行うというその手続きだけでは、実質的な正当性は生まれ得ない。立法を媒介として、実効性を伴った社会政策が市民に対して還元されなければならないのである [pK: 118]。

しかしこれもまた、「生活世界の植民地化」テーゼと矛盾する論点の一つである。社会国家的介入主義は、公共性あるいは政治参加の基盤たる生活世界の自律性を保証するものではなく、むしろ脅かすものだったはずである。『公共性の構造転換』ではより直裁に、社会国家の時代は大衆民主主義の時代と重ねて論じられていた。しかし例えば、論文「惨禍から何を学ぶか」には、次のような一節がある。「貧困層との連帯の欠如は、この自由主義的政治文化を破壊せずにはいないのである。多数決は形式的には適正に成立するが、しかしそれは、没落に脅える階層がもつ、自己の地位に関する不安や自己主張を、つまりは有権者のポピュリズム的気分を反映するにすぎない。それ

ゆえ、このような多数決は、制度そのものがもつ手続きと正当性をみずから空洞化することになってしまう」[pK: 81/85]〔以上、(c)の危機〕。

4. EU と国連

グローバル化に対抗するために国民国家ができることは、「保護主義」あるいは「ネオナショナリズム」による「閉鎖的/防御的対応」、あるいは「新自由主義」による「開放的/攻撃的対応」のいずれかにすぎない。一方の保護主義の途は閉ざされており、他方の新自由主義は、これまで国家が担ってきた再分配的コントロールを担い、それを正当化しうるものが何であるかを説明できていない。ハーバーマスは、介入主義的・再分配的社会政策を超国家レベルで再建するとともに、そのための民主的な自己統御を実践する可能性のひとつを、EUのレベルで模索している。EUは、「ポストナショナルな民主主義の最初の形態」となれるのだろうか。

ハーバーマスは、EUのあり方に対する立場の相違を、「ユーロ懐疑派 Euroskeptiker」「市場欧州派 Markteuropäer」「欧州連邦主義者 Euroföderalist」「『グローバル・ガバナンス』の信奉者〔もしくはコスモポリタン〕」の四つに整理する。前二者が市場統合への反対派と賛成派を表し、両者の対立を止揚する「欧州連邦主義者」の立場にハーバーマスは与している。最後のコスモポリタンの立場とは、世界社会のレベルで「世界内政 Weltinnenpolitik」「世界政府 Weltregierung」を担いうる政体の創設を目指すものであり、「欧州連邦主義」はそこに至る一歩と位置づけられている。

一方の欧州市場主義者は、新自由主義を信奉し、これまで国家が担ってきた再分配機能を軽視する立場である。他方のユーロ懐疑派の立場は、「社会民主主義と結びつく」と説明されている。それによると、国民国家の生産体制は制度的な意味で地域に埋め込まれており、コスト削減という抽象的観点からのみ立地競争が行われるという想定自体が誤っているとされる。しかし一国ケインズ主義の終焉を前提とするハーバーマスは、これも同様に否定する。

ハーバーマスによれば、財、サービス、資本、人の自由な移動という欧州の政治の目標は、それ自体すでに様々な政治領域への介入を意味している。じっさい欧州裁判所は、社会福祉政策にかかわる判決を数多く下しているという。また、再分配機能という観点では、すでに行われている共通農業政策もこれにあたる。

ハーバーマスの言う欧州連邦国家の構想は、欧州委員会、閣僚理事会、欧州裁判所による超国家的な決定を独自の正当性の基礎にするため、国際条約を政治的憲法（あるいは「憲章」）に転換するというものである。彼が問題にするのは、連邦国家の民主的な正当性という基盤の確保である。「積極的に協調し、再分配を行う政治は欧州全体にわたる民主的な意志形成によるものでなくてはならず、こうした意志形成は、連帯

を基礎にしなければあり得ない」[pK:150]。そのため条件がいくつか挙げられる。たとえば共通の租税政策，社会政策，経済政策を行うための主権の委譲。そして，共通の意志形成と意見形成がヨーロッパ全体に広がるアリーナで行われること，などである。こうした提言は唐突にも聞こえるが，ハーバーマスは，かつて地域的かつ王朝的なアイデンティティが国民的かつ民主的なアイデンティティへと変化したことを挙げ，学習過程としてこれを前進させることは可能だと主張するのである。

「欧州連邦国家」の先に，彼は世界内政・世界政府の創設の可能性を見ている。ハーバーマスにとって，欧州内での再分配政策は可能だが，グローバルなレベルでは，国連には未だそのための行為能力ももたなければ正当性もないという。「布置」論文の最後の一節は，「人道に対する犯罪」にたいする制裁の問題に限って，世界内政の可能性が論じられている。「獣性」論文では唐突な印象を与えるこうした議論であるが，グローバル化の不可逆性を鏤々論じたあとでは，そうした印象は，相対的にはあるが薄まっている。

5. 結語

80年代後半に行われた「歴史家論争」をはじめとして，ハーバーマスは反動的ナショナリズムや歴史修正主義との闘いに，多大なエネルギーを費やしてきた。その中で国境を越える問題と取り組んできたハーバーマスは（しかしその問題の中心は，グローバル化そのものではなく，それに随伴する外国人労働者の流入の問題やマルチカルチュラルな社会の到来，そしてそれへの反発という社会問題であった），現実の問題がすでに国境を越えていることをくり返し指摘していた。しかしグローバル化の進展はむしろ，分配的正義の実現という社会国家の遺産を守ろうとする反発（＝ユーロ懐疑派）を生み出し，それによって従来 of 国民国家という枠組みの重要性を際立たせることになってしまった。ユーロ懐疑派，すなわち市場統合への批判者の内実をハーバーマスはあまり詳細には説明していないが，これは，ナショナリストと古典的な社会民主主義者（社会国家的介入政策の擁護者）とによる，国境防衛のための共同戦線と見ることでもできるだろう。そう考えると逆に，分配的正義の実現を希求するものの，国民国家の枠組みには到底回帰できないハーバーマスが，一見突飛とも思える，国境を越えたレベルで再分配機能を担う政体の必要性を主張するのも，ある意味で合点が行くのである。ハーバーマスは，少なくともいくつかの立場の変更を行い，それをくぐり抜けた上での苦肉の策としてこうした議論に帰着したはずである。今後の議論の展開が楽しみである。

註

- 【1】かつて筆者も、ハーバーマスの枠組みがグローバルな問題に対応できないことを批判した(鈴木1998)。
- 【2】以下、ハーバーマスの著作からの引用や参照指示は略号で表し、邦訳がある場合は、原文の頁数と邦訳の頁数を順に併記する。
- 【3】「布置」論文は、シュレーダー首相との会談の準備のために用いられたという [pK:8] が、ハーバーマスは、シュレーダー政権 (あるいはブレア政権) が標榜する「第三の道」という「レトリック」を、新自由主義と同一視している。さらに、ブレア政権のブレーンであるアンソニー・ギデンズと彼に多大な影響を与えたウルリッヒ・ベックの言う「第二の近代」、すなわち「再帰的近代化」についても、同論文のなかでハーバーマスは批判を加えている。第二の近代に伴う、労働市場の規制緩和による「労働履歴の『柔軟化』」は、失業の危険を高め、また「個人化」「多元化」は、生活世界の断片化の危険を伴う。「生活世界のマネタリズム化」をハーバーマスは批判している [pK:133]。「多元化」への批判は、新自由主義とポストモダニズムをひとからげにして批判する、ハーバーマス独特の論法である。
- 【4】ハーバーマスは、効率的な市場が社会的に公正な分配を保証することを示す挙証責任が、新自由主義にはあると批判している [pK:141]。さらに新自由主義の「自由」概念が徹底的に批判される。
- 【5】グローバル化とは、内政と外交との境界の流動化にほかならない。

参考文献

- Habermas, J., *Strukturwandel der Öffentlichkeit*, Neuaufl., Suhrkamp 1990. (細谷貞雄訳『公共性の構造転換 (第二版)』未来社, 1994年)
- , *Theorie des kommunikativen Handelns*, Suhrkamp 1981. (河上倫逸他訳『コミュニケーション的行為の理論』全三巻, 未来社, 1987年)
- , *Die neue Unübersichtlichkeit, Kleine Politische Schriften V*, Suhrkamp 1985. (河上倫逸監訳『新たなる不透明性』松籟社, 1995年)
- , *Vergangenheit als Zukunft*, Pendo Verlag 1991. (河上倫逸・小黒孝友訳『未来としての過去——ハーバーマスは語る』未来社, 1992年)
- , *Faktizität und Geltung, Beiträge zur Diskurstheorie des Rechtes und des demokratischen Rechtsstaats*, 4. Aufl., Suhrkamp 1994.
- , *Die postnationale Konstellation: Politische Essays*, Suhrkamp 1998. (河上倫逸編訳『法と正義のディスクルス』[部分訳], 未来社, 1999年)
- , Bestialität und Humanität: ein Krieg an der Grenze zwischen Recht und Moral, in: *DIE ZEIT* Nr. 18, 29. 4. 1999.
- , Euroskepsis, Markteuropa oder Europa der (Welt-) Bürger?, in: Peter Ulrich u. Thomas Maak (Hg.), *Die Wirtschaft in der Gesellschaft: Perspektive an der Schwelle zum 3. Jahrtausend*, Haupt 2000.
- 大石りら「新しい世界秩序が生んだ怪物と戦争とマスメディア」『情況』第二期, 10-8 (98), 1999

年8, 9月。

鈴木宗徳, 「新保守主義, 市民的不服従, ドイツ統一——80年代以降のハーバーマスの政治理論」
『現代社会理論研究』8, 1998年。